

# 令和6～8年度

## 建物総合管理業務委託仕様書

(委託期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

### ・宮城県立精神医療センター

- (1) 防災センター業務
- (2) 電話交換及び受付業務
- (3) 消防設備保守点検業務
- (4) 警備業務
- (5) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査事前整備業務
- (6) ボイラーばい煙量等測定業務
- (7) 受水槽・高架水槽及び井水処理受水槽・高架水槽清掃業務
- (8) 重油タンク清掃業務
- (9) 特殊建築物定期調査等業務
- (10) フロン排出抑制法に係る冷凍空調機定期点検業務

### ・宮城県立がんセンター

- (1) 警備・防災業務
- (2) 機械設備等運転保守業務
- (3) 消防設備保守点検業務
- (4) 電話交換業務
- (5) 建築基準法に基づく定期報告制度業務
- (6) 防火対象物定期点検及び防災管理定期点検業務

地方独立行政法人宮城県立病院機構

令和6～8年度  
建物総合管理業務委託仕様書

宮城県立精神医療センター



## 建物総合管理業務委託仕様書

### 1 総則

この仕様書は、宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）の衛生的な環境の維持と病院施設の保全を図ることを目的として、次に掲げる業務について、その仕様を定めるものである。

### 2 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。
- (2) 契約書及び仕様書（以下「契約図書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書それぞれに相違が生じた場合に適用する優先順位は、
  - ① 契約書
  - ② 仕様書 の順とする。

### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年契約）

### 4 病院の概要

- (1) 所在地 宮城県名取市手倉田字山無番地
- (2) 開設年月日 昭和32年4月12日
- (3) 診療科目等 精神科，児童精神科，歯科（入院患者のみ）  
病床数258床（うち結核合併病床2床）

#### (4) 敷地面積

病院敷地	22,847.37 m <sup>2</sup>		
作業地	31,172.81 m <sup>2</sup>		
運動場	12,991.00 m <sup>2</sup>	計	67,011.18 m <sup>2</sup>

#### (5) 建物床面積

本館	3,093.63 m <sup>2</sup>		
厨房棟	846.81 m <sup>2</sup>		
生活療法棟	1,047.92 m <sup>2</sup>		
病棟	7,371.82 m <sup>2</sup>		
救急医療棟	873.80 m <sup>2</sup>		
リハビリテーションセンター	1,385.08 m <sup>2</sup>		
霊安室	29.93 m <sup>2</sup>		
その他	927.43 m <sup>2</sup>	計	15,576.42 m <sup>2</sup>



## 5 対象業務

- (1) 防災センター業務
- (2) 電話交換及び受付業務
- (3) 消防設備保守点検業務
- (4) 警備業務
- (5) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査事前整備業務
- (6) ボイラーばい煙量等測定業務
- (7) 受水槽・高架水槽及び井水処理受水槽・高架水槽清掃業務
- (8) 重油タンク清掃業務
- (9) 特殊建築物定期検査等業務
- (10) フロン排出抑制法に係る冷凍空調機定期点検業務

## 6 業務内容

各種業務仕様書による

## 7 業務実施体制

### (1) 作業責任者

#### ① 作業責任者の配置

業務従事者（以下「従事者」という。）の中から，従事者及び上記5に掲げる業務を総括できる者を1名配置すること。作業責任者は常勤とする。

#### ② 作業責任者の職務

イ 常に善良な方法で業務を実施するために，業務の点検及び見直しを行う。

ロ 従事者に対し，作業技術及び接遇に関する教育を行う。

ハ 病院職員と問題点の解決を図る場として，発注者が開催する会議等に参加する。

ニ 業務を円滑に実施するため，病院職員と連絡を密にし，常に連携を保つよう努める。

ホ 病院職員に対して，病院の施設を維持し，美観上良好な状態を保つために，必要に応じて技術的助言を行い，作業方法や作業時間等の調整を図る。

#### ③ 受託責任者が年次有給休暇等により業務に従事しない場合には，代務者を配置すること。

### (2) 従事者

#### ① 従事者の配置

各業務ごとに必要な人員を配置すること。

#### ② 従事者名簿の提出

住所，氏名，生年月日，性別，記載した名簿（任意書式）及び有資格者にあつては，資格を証する書類の写しを提出すること。

なお，従事者に異動があつた場合も，これに準じて提出することとする。

#### ③ 従事者は，委託業務に適した服装及び履物で作業を実施すること。また，名札（顔写真入り）を着用し，勤務時間中は常に従事者であることを明らかにしておくこと。

- ④ 従事者は、機会がある都度、資質向上のための研修を行うよう努力するものとする。
- ⑤ 従事者の交代の際には十分に事前準備し、業務を停滞させることのないようにすること。

## 8 業務関係図書

受注者は、業務実施前又は業務終了後に、以下に掲げる書類を発注者に提出し、承認を得ること。内容に変更があった場合も同様とする。

### ① 業務計画書（任意書式）

受注者は業務の目的が十分達成できるよう考慮して年間及び月間の作業計画書を作成のうえ委託業務の実施前まで提出すること。なお、提出された業務計画書が発注者側において想定している人員や工程と異なる場合等、委託業務の実効性について支障が出る可能性があるかと判断したときには、受注者は発注者との協議に応じ、誠意を持って計画書の検証を行い必要な調整を図るものとする。

### ② 貸与物件確認書（様式1）

委託業務の実施前に貸与された物件及び管理の方法等の内容を様式1に記載して提出すること。

### ③ 業務日誌（任意書式）

日々の業務終了後、業務の内容を記載した業務日誌を、各業務ごとに翌日の午前9時までに提出すること。なお、翌日が土曜日、日曜日、祝祭日、1月2日から1月3日、12月29日から12月31日の場合は、その翌日とする。

### ④ 業務完了届出書（様式2、様式2-1）

毎月の委託業務終了時及び委託業務期間終了時には完了した業務の内容を様式2及び様式2-1にそれぞれ記載して提出すること。

## 9 受注者の遵守事項

- (1) 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先とし、状況に応じて適切な措置をとるとともに、速やかに発注者に報告し、指示に従うこと。災害又は事故等が予想される場合も同様とする。
- (2) 病院の施設内で不審物を発見したときは、患者及び来院者並びに病院職員等に注意を促し、遅滞なく病院施設担当者に報告し指示を受けること。遺失物を発見したときには、遅滞なく病院施設管理担当者に届け出て拾得場所を報告すること。

## 10 受注者の責務

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他業務の実施に関連する関係法令を遵守すること。また、その適用及び運用については、受注者の責任において適切に行い、委託業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 受注者及び従事者は、業務上知り得た個人情報、契約内容等を第三者に漏らしては

ならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

- (3) 発注者は従事者が品行，作業態度，作業能力等の点で委託業務を行うことが不適当と判断した場合には，従事者の交代を要求することができるものとする。この要求に対して受注者は，速やかに対処すること。
- (4) 業務の実施に伴い，病院の施設及び設備に破損や汚損等の損害を与えた場合は，受注者の責任において復旧すること。
- (5) 委託業務の実施に伴う従事者の疾病，障害，その他の事故については，その原因の如何に関わらず受注者の責任において措置するものとする。

## 11 受注者の負担

委託業務の実施に必要な資機材（工具類を含む。）及び受注者が自ら使用する備品，事務機，消耗品，制服等については，受注者の負担とする。ただし，発注者で支給又は貸与するものについては，この限りではない。

## 12 受注者への提供及び貸与物件

### (1) 提供物件

発注者が委託業務の実施に際して受注者に提供する物件は次のとおりとする。提供物件が示された場合，使用に当たっては必要最小限とし，常に節約を心がけること。

- イ 委託業務を実施する上で必要な電気，水
- ロ 委託業務を実施する上で必要な通信施設

### (2) 貸与物件

発注者が委託業務の実施に際して受注者に貸与する物件は次のとおりとする。貸与された物件は，善良な管理者の注意をもって使用するものとし，損傷等の損害を与えた場合は受注者の責任において復旧すること。

- イ 防災センター
- ロ 受付案内室

## 13 委託業務の実施

### (1) 委託業務の実施方針

受注者は，公共の財産を良好な状態で維持保全するという委託業務の目的と重要性を十分認識し，定められた委託業務の効果が最大限となるように常に創意工夫を行い業務を誠実に実施することによって目的を達成するよう努めるものとする。

また，受注者は，上記のことを踏まえ，この仕様書に定められていない事項であっても，委託業務の性質上，病院の施設を衛生的かつ良好な環境を保つ上で必要と判断される範囲内で，軽微な作業又は急を要する部分的な作業を発注者が要請した場合には，受注者において真摯に対応し，契約の範囲内で作業を実施するものとする。

### (2) 一般事項

- ① 契約図書に適合する委託業務を完了させるために受注者及び従事者の管理体制を確立し，作業工程，安全の現場管理を行うこと。

- ② この仕様書により作業を実施する他、通常から病院の衛生環境をよく把握し、良好な状態を維持するよう状況に応じて適切な方法で作業を行うこと。
- ③ 関係法令等の定めにより作業を行うために資格が必要な場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ④ 作業の実施に伴い患者及び来院者並びに職員等に対して事故等発生することのないよう十分に配慮すること。
- ⑤ 病院業務の妨げや患者及び来院者の迷惑にならないよう作業方法・作業時間等を厳守すること。
- ⑥ 騒音、嫌音の発生や出入り口の戸締まり等に注意し、業務の前後を通じて施設管理上支障とならないようにすること。
- ⑦ 従事者の作業・言動によって患者及び来院者並びに職員等に不安や不快感などを与えることのないよう配慮し、業務を実施すること。また、患者及び来院者並びに職員等と接するときは、必要な範囲で丁寧に対応すること。
- ⑧ 業務に関係のない場所及び室へは出入りしないこと。

#### 14 業務の引継ぎ

新しく病院で委託業務を始める場合、発注者から要請があったときは、落札決定後に受注者となるべき者は、委託期間前に現在の受注者から引継ぎを受けるための時間を確保するよう努めるものとする。また、同様にして、新しく受注者となった者は発注者から要請があったときは、次年度以降に受注者となるべきものに対して委託期間の終了までに円滑に作業の引き継ぎを実施しなければならない。

#### 15 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議の上決定する。

様式 1

## 貸与物件確認書

令和 年 月 日

宮城県立精神医療センター院長 殿

受託者 名称  
代表者職氏名

令和 年 月 日契約締結の機械設備等運転保守業務の実施に当たり、下記物件を借り受け致しました。

物件名	管理方法	責任者

様式 2

## 業務完了届出書（一部）

令和 年 月 日

宮城県立精神医療センター院長 殿

受託者 名称  
代表者職氏名

令和 年 月 日契約締結した下記の業務を完了したので届出します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 契約金額

4 履行期間

5 当月業務完了内容

- (1) 業務範囲 ○年○月分又は○年度  
(2) 委託金額  
(3) 履行期間  
(4) 完了日

## 業務完了届出書（全部）

令和 年 月 日

宮城県立精神医療センター院長 殿

受託者 名称  
代表者職氏名

令和 年 月 日契約締結した下記業務の一切を完了したので届出します。

記

- 1 業務名
- 2 業務場所
- 3 契約金額
- 4 履行期間

## (1) 防災センター業務仕様書

### 1 目的

病院に設置されている電気・機械設備等の機能及び性能を常に良好な状態に保ち、安全で快適な環境を保つとともに、院内の災害を防止することを目的とする。

### 2 適用

この仕様書は、委託する業務の大要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないものはもちろん、発注者と受注者が協議して定めた事項は、従事者に周知徹底し、誠実に実施することにより、委託業務を確実に遂行するもの。

なお、委託業務の実施にあたり本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び同「建築保全業務報告書作成の手引き」によるほか、その他関係法令に準拠するものとする。

### 3 業務の内容

- (1) 自家用電気工作物の保守点検
- (2) 空調・給水・衛生設備の保守点検
- (3) 災害防止及び監視
- (4) その他病院が指示する関連業務

### 4 業務の実施体制

#### (1) 従事者の資格要件

従事者には次の資格を有するものを含めること。

第三種電気主任技術者、乙種第4類危険物取扱者、一級ボイラー技士。

#### (2) 従事者の勤務体制

従事者の勤務体制は24時間体制とし、曜日及び時間帯ごとに次の人員を配置すること。

イ 平日（1月2日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで（以下「年末年始」という。）を除く。）

午前8時00分から午後5時00分まで 3名以上

午後5時00分から翌日の午前8時00分まで 2名以上

ロ 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

午前8時00分から翌日の午前8時00分まで 2名以上



## 5 業務の実施要領等

### (1) 自家用電気工作物

自家用電気工作物（最大電力 345kw，非常用予備発電電力 320 k w，直流電源装置）の責任分界点以降について，その工事，維持及び運用に関して，次に掲げる業務を行うこと。

- イ 一般点検 毎日
- ロ 定期点検 毎月
- ハ 精密点検 随時
- ニ 不良箇所の改修の指示及び助言
- ホ 事故発生時の応急措置の指示並びに事故発生後における精密検査
- ヘ 官庁検査の立会い
- ト 関係官庁に対する手続き，指導，完成検査の立会い，その他病院の必要とする関連業務

上記イ～トに記載の業務とあわせて「別表 1 設備ごとの点検等作業一覧表」に記載の内容も適宜実施のうえ病院施設の維持管理に努めること。なお，病院に設置されている設備機器については「別表 2 宮城県立精神医療センター 設備機器一覧」のとおり。

### (2) 空調・給水・衛生設備

空調及び給水・衛生設備の運転は，各機械設備の運転に従事して事故による損害を未然に防止するとともに，各機械設備の寿命の延長と経費の節減を図るために，確実な運転，確実な点検及び巡回を行い，早期に故障又は欠陥箇所を発見し，病院業務に支障をきたすことのないようにするものとし，次の要領により実施すること。

- イ 毎日の点検，必要箇所の清掃，特に機械室等の清掃を実施する。
- ロ 保安規定によるボイラー取扱主任者の遵守事項は完全に実施し，災害の発生を未然に防止する。
- ハ 毎日建物内外の温度を定期的に測定観測し，最適な状態を保持するよう空調設備の運転を行う。
- ニ 汽罐の使用圧力，燃料の消費量，液体燃料等については，取り扱いに特に注意し，灰分，硫黄分，発熱量，給水の温度，硬度，煙道ガスに含まれる CO<sub>2</sub>の量，通風力等により燃料の燃焼状態と上記の発生量，ボイラーの使用時間等を点検記録し，これらを資料としてボイラーの効率の向上を図る。
- ホ 給水，衛生設備における諸設備，器具，配管等の点検を行う。
- ヘ 給水処理薬剤を調達し，適切な給水処理を行うこと。（冷却水処理を含む。）
- ト その他必要な関連業務。

上記イ～トに記載の業務とあわせて「別表 1 設備ごとの点検等作業一覧表」に記載の内容も適宜実施のうえ病院施設の維持管理に努めること。なお，病院に設

置されている設備機器については「別表2 宮城県立精神医療センター 設備機器一覧」のとおり。

(3) 災害防止及び監視

イ 監視盤により施設の災害を迅速に発見し、院長又は院長の指定する職員の指示を受けて関係職員の連絡及び院内放送等の必要な処理を行うこと。

ロ 受変電設備，自家用発電設備，動力設備（空調自動制御）等の発停，監視，警報，計測等は防災センター内の中央監視制御装置及び各操作盤で行うこと。

ハ 昇降機，重油，LPガス等の事故発生時の応急対応及び各委託業者への連絡を行うこと。

(4) その他

イ 電話交換業務の時間外（休憩時間含む）及び休診日については，警備業務職員が電話及び来院者の対応を行うものであるが，警備業務従事者が不在等により対応困難な場合は，これに代わって対応を行うこと。

ロ A重油及び灯油（救急医療棟，リハビリテーションセンター体育館，厨房横灯油庫）が不足しないよう常に残量を確認し，適宜発注を行うこと。

ハ 各施設，機器等にかかる定期点検，法定点検，修繕・交換及び検査について管理者と打合せを行い，実地に立会い，運転上支障のないことを確認するものとする。

ニ 修繕のうちで，軽微な修繕及び応急処理的な業務を行うものとする。

ホ 冬期間における当院出入口までの歩道及び駐車場内の坂道の除雪，融雪剤の散布をすること（駐車場内から各出入口までの歩道の確保のみで可。）

## 別表1 設備ごとの点検等作業一覧表

### ○電気設備

- ・電気工作物年次点検
- ・電気設備・GE・DC装置点検
- ・分電盤、動力盤の点検・EPS清掃
- ・凍結防止ヒーター点検
- ・監視装置スケジュール他データ確認
- ・外灯タイマー調整

### ○空調・給水・衛生設備

- ・ボイラー・第一種圧力容器自主点検
- ・ボイラー給水給油系統（ストレーナ）点検
- ・重油タンク設備点検
- ・熱交換器、貯湯槽、ヘッダーの点検
- ・還水槽・硬水軟化装置点検
- ・冷温水一次・二次ポンプ点検
- ・冷温水ブローエア抜き
- ・FCUフィルター清掃
- ・エアコンフィルター清掃（ルームエアコンを含む）
- ・トイレ、浴室、洗面所排気口ガラリ清掃
- ・冷却塔点検、清掃
- ・冷却塔水抜き、水張り
- ・冷温水バルブ夏冬切替
- ・病棟系熱稿換気温度設定変更
- ・FCU吹き出し温度測定
- ・BBH、床置きFCV点検清掃
- ・上水、井水揚水ポンプの保守点検
- ・湧排水槽、雑排水槽点検
- ・カリガン、水中、薬注、逆洗ろ過ポンプ点検
- ・カリガンろ過装置下井水原水槽・沈砂槽及び本館地下受水槽の清掃
- ・上水、井水受水槽、高置水槽、膨張タンク点検
- ・ルーフドレン点検、清掃
- ・地下ピット内点検
- ・衛生器具の保守点検（各病棟）
- ・給茶機の点検、清掃
- ・貯湯槽（2槽）消毒清掃

## (2) 電話交換及び受付業務仕様書

### 1 目的

病院業務の円滑かつ適正な運営を確保し、もって患者及び来院者のサービスの向上に寄与することを目的とする。

### 2 業務の内容

- (1) 院内及び院外からの電話交換
- (2) 受付案内
- (3) 院内放送

### 3 業務の実施体制

#### (1) 従事者

電話交換及び受付業務員を1名配置すること。

#### (2) 勤務日及び勤務時間

勤務時間は、休日（国民の祝日に関する法律の定める休日、土曜日、日曜日、1月2日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、病院の管理運営上、特に発注者が指示する場合（一時的な場合に限る。）は、その指示に従うものとする（年間1～2回程度を想定）。発注者からの指示で時間外及び休日に業務を行うこととなった場合は、本契約に含むものとし、契約委託料に含まれるものとする。この場合、発注者は業務を要する日の7日前までに受注者に内容等を指示するものとする。

### 4 業務の実施要領等

- (1) 病院の特殊性、特に患者の人権尊重等のための秘密保持その他について、深い理解と細心の注意をもって、業務に従事すること。
- (2) 業務開始前に各装置の点検を行い、異常の有無を確認すること。

### (3) 消防設備保守点検業務仕様書

#### 1 目的

関係法令を遵守して宮城県立精神医療センターに設置された消防・防災設備等の確実な点検，調整，整備を行い，消防・防災設備の保全を期することを目的とする。

#### 2 定義

- (1) この仕様書で「消防・防災設備」とは，別表2に掲げるものをいう。
- (2) この仕様書で「外観点検」とは，消防・防災設備等の機器の適正な配置，損傷等の有無，その他主として外観から判別できる事項を，消防・防災設備等の種類に応じ，告示に定める基準に従い確認することをいう。
- (3) この仕様書で「機能点検」とは，消防・防災設備等の機器の機能について，外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防・防災設備等の種類に応じ，告示に定める基準に従い確認することをいう。
- (4) この仕様書で「総合点検」とは，消防・防災設備等の全部又は一部を作動させ又は消防・防災設備等を使用することにより，消防・防災設備等の総合的な機能を消防・防災設備等の種類に応じ，告示で定める基準に従い確認することをいう。

#### 3 業務の内容

- (1) 消防・防災設備の保守点検
- (2) 防火対象物定期点検報告制度に関する定期点検

#### 4 業務の実施要領等

- (1) 消防・防災設備の保守点検

##### イ 自動火災報知設備

- (イ) 外観点検及び機能点検 年1回

電源・受信器・感知器・発信器・表示灯・地区音響装置・付属品等の外観的異常の有無を点検し，更に機能的作動が正常であるかどうかを確認する。

- (ロ) 総合点検 年1回

イの点検を行った上，同時作動状況・煙感知器の感度測定・音響装置の音量測定・総合作動状況の異常の有無を点検する。

##### ロ 防排煙設備

- (イ) 外観点検及び機能点検 年1回

電源・制御盤・感知器・端末機器（ソレノイド）の外観的異常の有無を点検し，更に機能的作動が正常であるかどうかを確認する。

(ロ) 総合点検 年1回

イの点検を行った上、感知器の感度測定を行い、異常の有無を点検する。

#### ハ 屋内消火栓設備

(イ) 外観点検及び機能点検 年1回

送水口・放水用器具格納箱・電動機の制御装置・起動装置・加圧送水装置・中間水槽・配管等の外観的異常の有無を点検し、更に機能的作動が正常であるかどうかを確認する。

(ロ) 総合点検 年1回

イの点検を行った上、ブースターポンプを有するものにあつては、総合操作盤等からの遠隔起動装置により当該ポンプが起動するかどうかを確認する。

#### 二 ハロゲン化物消火設備

(イ) 外観点検及び機能点検 年1回

電源・制御盤・感知器・貯蔵容器及び容器弁・電磁カッター放出ノズル・放出表示灯箱・音声装置等の外観的異常の有無を点検し、更に機能的作動が正常であるかどうかを確認する。

(ロ) 総合点検 年1回

イの点検を行った上、測定器等により消火薬剤の有無を点検し、N<sub>2</sub>ガスにより模擬放出等を行い総合点検後の復旧状況が正常であるかどうかを確認する。

#### ホ 自家発電設備

(イ) 外観点検及び機能点検 年1回

設置状況・自家発電装置・始動装置・制御装置・計器類・燃料タンク・冷却水・換気状況・排気管関係の外観的異常の有無を点検し、更に機能的作動が正常であるかどうか及び作動状況を確認する。(タイムスケジュール・電圧確立・異常振動・排気色・水・油のもれ等)

(ロ) 総合点検 年1回

イの点検を行った上、エンジン調速機性能・保安装置・接地抵抗・絶縁抵抗の異常の有無を点検する。

#### ヘ 誘導灯設備

(イ) 外観点検及び機能点検 年2回

視認障害・変形損傷・点灯状況の外観的異常の有無を点検する。

常用電源を遮断した場合、非常電源への切替が自動的に行われ、かつ復旧状況が正常であるかどうかを確認する。

#### ト 消火器

(イ) 外観点検及び機能点検 年1回

安全装置・レバー・封印・キャップ・ホースに変形・損傷・脱落がなく、容器本体からの薬剤のもれ・腐蝕等がないかどうかを確認する。

(ロ) 総合点検 年1回

イの点検により、異常が認められたもの又は、製造年から三年を経過したものについて、その容器本体の内面・消火薬剤・加圧用ガス容器等に異常がないかどうかを確認する。

チ スプリンクラー設備

(イ) 外観点検及び機能点検 年1回

水源・電動機の制御装置・起動装置・加圧送水装置・呼水装置・配管・送水口・スプリンクラーヘッド・流水検知装置及び圧力検知装置・一斉開放弁等の外観的異常の有無を点検し、更に機能的作動が正常であるかどうかを点検する。

(ロ) 総合点検

イの点検を行った上、末端試験弁の開放操作により、機能が正常であるかどうかを確認する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度に関する定期点検

イ 消防法による定期点検を1年に1回実施し、消防機関報告用の書類を3部提出すること。

ロ 定期点検は前述の法定点検と同時に実施することができる。

## 別紙

## 消防設備台数

1	消火器具	
	ABC粉末消火器10型	125本
	強化液3ℓ	12本
2	屋内消火栓設備	
	加圧送水装置	1式
	操作盤	1台
	消火栓(屋内型)	23基
	起動用スイッチ	23個
	表示盤	1台
	常用電源	1式
	放水装置	1式
3	スプリンクラー設備	
	加圧送水装置	1台
	アラーム弁	4個
	スプリンクラーヘッド	407個
4	ハロゲン化物消火設備	
	ガス容器本体	5本
	容器弁開放器	5個
	起動用小容器・操作函	3式
	音響装置(スピーカー)	1式
	制御装置	1台
	電源装置	1式
	圧力スイッチ	1式
	ダンパー	5個
	放出表示灯	7カ所
	選択弁	3個
	ヘッド	7個
	放出用ガス容器	3本
	起動用ガス容器	3本
5	粉末消火設備(屋外駐車場)	
	消火剤貯蔵容器	7基
	加圧用ガス容器	7本
6	自動火災報知設備 (本館)	
	受信機P型1級	5台



	複合火災受信機P型1級	1台
	表示器	2台
	火災通報装置	1台
	差動式スポット型感知器	216台
	定温式スポット型感知器	193台
	煙感知器	336台
	発信機P型1級	39個
	電鈴	33個
	表示灯	34個
7	非常警報器具及び設備（リハビリテーションセンター）	1式
8	避難器具（リハビリテーションセンター 体育館）	
	救助袋	1式
	避難器具灯	1個
9	誘導灯及び誘導標識	
	避難口誘導灯	105個
	室内通路誘導灯	33個
	廊下通路誘導灯	39個
10	排煙設備	6台
11	非常電源（自家発電設備）	
	ガスタービンエンジン	1台
	交流発電機	1台
	自動始動発電機盤励磁装置	1台
	動始動発電機盤励磁装置	1台
	始動用直流電源装置	1台
	燃料水タンク配管	1台
12	非常電源（蓄電池設備）	1式
13	防排煙制御設備	
	連動制御盤	1台
	自動閉鎖装置（防火扉）	31個
	自動閉鎖装置（ダンパー）	29個
	自動閉鎖装置（排煙窓）	29個
	排煙口	38個
	シャッター	3個
	手動開閉装置	46台
	熱感知器	2個
	煙感知器	77個

## (4) 警備業務仕様書

### 1 目的

患者及び来院者並びに病院職員の安全を確保し、病院業務の円滑な運営を行うことを目的とする。

### 2 適用

この仕様書は、委託する業務の大要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないものはもちろん、発注者と受注者が協議して定めた事項は、従事者に周知徹底し、誠実に実施することにより、委託業務を確実に遂行するもの。

### 3 警備対象

- (1) 所在地 宮城県名取市手倉田字山無番地
- (2) 対象施設 宮城県立精神医療センター 本館、厨房棟、生活療法棟、東病棟、西病棟、北病棟、救急医療棟、リハビリテーションセンター、駐車場、その他の病院敷地内附帯施設を含む。

### 3 業務の内容

- (1) 常駐警備及び対象施設の巡回警備
- (2) 正面玄関その他通用口の解錠及び施錠
- (3) 施錠及び火気の後始末点検
- (4) 外部からの電話及び来院者の対応
- (5) 鍵の保管
- (6) 郵便物、配送物の受領及び保管
- (7) 災害、盗難、その他緊急事態発生時における関係先への連絡、通報
- (8) 駐車場の整理（混雑時）
- (9) その他病院が指示する関連業務

### 4 業務の実施体制

- (1) 業務を実施する日時については、契約期間の毎日24時間常時とする。
- (2) 午前8時00分から午後5時00分までは1人以上、午後5時00分から翌日の午前8時00分までは2人以上を常時配置し業務に充てること。
- (3) 警備員は、警備業務の経験を有し、一定の研修を受けた者で、かつ、病院業務の特殊性を認識し、任務遂行に適切な対応をし得る者であること。

### 5 業務の実施要領等

- (1) 警備中は常に、不法、不良行為者及び不審者の発見及び盗難の防止に努め、特に所定時間外における出入者の確認は確実に実施すること。
- (2) 対象施設の巡回警備は、日中3回、夜間は3回以上実施することとし、日中は主に駐車場を、夜間は病棟の外周及び本館内の施錠、火気の後始末、不必要な電灯の消灯、ガスの元栓、給水栓、避難誘導灯、消火器、消火栓について重点的に確認すること。
- (3) 出入り業者、作業員等の把握、確認を実施するもの。
- (4) 面会時間外における面会者への対応を実施するもの（入館証の発行、回収を含む）。
- (5) 出入口の監視、不審者・不審物の発見、危険物の持込み制限、来院者の案内等を実施するもの。
- (6) 正面玄関、その他通用口の解錠及び施錠時間は、宮城県立精神医療センター防犯マニュアルのとおりとする。
- (7) 外部からの電話及び来院者の対応に当たっては、親切丁寧に対応し、相手方に対し不快な思いをさせないこと。
- (8) 鍵の保管方法は、次のとおりとする。
  - イ 保管時間 平日 午後5時から翌日（勤務日）の午前8時30分まで  
休日等 終日（翌日が平日の場合は翌朝午前8時30分まで）
  - ロ 保管場所 防災センター内なお、防災センター内で鍵を保管する間に職員から鍵の貸し出し依頼があった場合は職員であることを確認のうえ適宜対応すること。
- (9) 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始において、郵便物（書留等の特殊郵便を含む。）及び配送物を受領した際は、病院が指定した帳簿に記録して保管し、勤務日の朝に事務局企画総務課に引継ぐこと。なお、保管中に、郵便物及び配送物の受取人から受け取りの申し出があった場合には、これに応じること。
- (10) 災害、盗難、その他緊急事態が発生した場合は、病院で定めた非常配備伝達系統図のとおり迅速に関係者へ連絡し、又は関係機関へ通報すること。
- (11) 不法、不良行為者及び不審者を発見した場合、または同様の連絡を受けた場合は、直ちに排除に努めるとともに、必要に応じて関係機関への通報等対応をすること。
- (12) 職員及び管理者が別途委託している業者の業務員等からの要請による各部屋の開錠・施錠をすること。
- (13) 歩道・車道・駐車禁止区域等に駐車している車両及び駐車場に不法に駐車している車両対策（車両移動要請・張り紙による警告等）をすること。
- (14) 病院職員からの緊急の求めに応じ、患者制圧への協力を行うこと。

(5) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査事前整備業務仕様書

1. 目的

労働安全衛生規則等に基づくボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の性能検査に備え、病院が所有するボイラー等の事前整備を行うことを目的とする。

2 ボイラー等の種類等及び整備内容

種類	検査証番号	最高圧力	伝熱面積 ・内容積	整備内容
炉筒煙管 2基	2868	10.0kg/c m <sup>2</sup>	47.6 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼室及び煙管清掃整備</li> <li>・ 水側清掃整備</li> <li>・ 各付属部品, 分解清掃整備</li> <li>・ 安全弁分解摺り合わせ清掃整備</li> </ul>
	2869	10.0kg/c m <sup>2</sup>	47.6 m <sup>2</sup>	
液体加熱器 (ストレージタンク) 2基	1702	胴側 5.0kg/c m <sup>2</sup> 管側 2.0kg/c m <sup>2</sup>	21.52 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体, 加熱コイル, ヘッド清掃整備</li> <li>・ 付属部品分解清掃整備</li> <li>・ 逃し弁分解摺り合わせ清掃整備</li> </ul>
	1703	胴側 5.0kg/c m <sup>2</sup> 管側 2.0kg/c m <sup>2</sup>	13.2 m <sup>3</sup>	
液体加熱器 (熱交換機) 1基	1691	胴側 3.0kg/c m <sup>2</sup> 管側 6.0kg/c m <sup>2</sup>	0.122 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種点検口取り外し清掃整備</li> <li>・ ヘッド, コイル引き抜き清掃整備</li> <li>・ 安全弁及び逃し弁, 分解清掃整備</li> </ul>
その他 (温水ヘッダー) 4基	1686	5.0kg/c m <sup>2</sup>	1.091 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各ヘッダー開放</li> <li>・ 各ヘッダー内部高圧洗浄清掃整備</li> <li>・ 閉止フランジ清掃整備</li> <li>・ 各逃し弁分解清掃整備</li> <li>・ 付属品清掃整備</li> </ul>
	1687	5.0kg/c m <sup>2</sup>	0.751 m <sup>3</sup>	
	1688	5.0kg/c m <sup>2</sup>	0.732 m <sup>3</sup>	
	1689	5.0kg/c m <sup>2</sup>	1.015 m <sup>3</sup>	

## (6) ボイラーばい煙量等測定業務

### 1. 目的

ボイラーから発生するばい煙について、大気汚染防止法及び同施行規則に基づき測定し、記録を作成する。

### 2. 測定対象設備

小型ボイラー（蒸気ボイラー） 2基  
型番 川崎重工株式会社製KS-40（A重油）  
昭和55年6月設置

### 3. 測定方法及び内容

- ・ばいじん濃度  
JIS Z 8808 ろ紙法
- ・硫黄酸化物量  
JIS K 0103 比濁法
- ・窒素酸化物濃度  
JIS K 0104 亜鉛還元法
- ・測定回数及び時期  
測定回数：2回  
測定時期：7月及び12月（詳細は別途協議）

### 4. 証明書の提出

受注者は、この仕様に基づく業務を完了した後は、速やかに業務内容を記載した環境計量証明書を発注者に提出するものとする。

## (7) 受水槽・高架水槽及び井水処理受水槽・高架水槽清掃業務

### 1. 目的

「水道法」等諸法令の規定に基づいて、使用する水を常に衛生的で安全なものを安定して供給するため、貯水槽等の清掃を行い建築物における衛生的環境の確保を図ることを目的とする。

### 2. 業務の内容

#### ○受水槽・高架水槽清掃業務

受水槽 50.0 t 2基 FRP製

高水槽 22.5 t 1基(中仕切り) FRP製

- (1) 機器搬入(高圧洗浄車・清掃用具等)
- (2) 受水槽周辺及び外部清掃(鉄製のマンホールの場合は、錆取り)
- (3) 満減水警報装置, 水ポンプ, フロート弁の点検
- (4) ボールタップ, 通気管, 配水管, オーバーフロー管, フロートスイッチ等の点検
- (5) ドレン管, 防虫網の点検
- (6) 作業衣, ゴム長靴, ゴム手袋等は消毒済のものを着用
- (7) 清掃用具等は, 次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒したものを使用
- (8) 受水槽及び高架水槽入り口に足洗槽(消毒液)を用意
- (9) 内部排水(同時に送風機により内部換気)
- (10) 残水を利用してスポンジまたはブラシ等を用いて槽内洗浄(原則的に洗剤は使用しない)
- (11) 槽内の貯留水を揚水し, 残りは排水(捨水をできるだけ少なくするため吸水元栓を早めに閉鎖)
- (12) 高圧噴射洗浄による内部清掃後, 完全に排水
- (13) 槽内部の天井, 壁面, 底面等のケレン及び洗浄
- (14) 槽内消毒(2回)
- (15) 残留塩素は, 0.1ppm以上であること
- (16) 受水槽・高架水槽周辺の整理整頓
- (17) 所有者または管理責任者による確認
- (18) 後日, 水質検査(貯水槽及び給水栓末端の2箇所から採水)

#### ○井水処理高架水槽

井水高水槽 16.0 t 1基(中仕切り) FRP製

- (1) 機器搬入(高圧洗浄車・清掃用具等)
- (2) 満減水警報装置, 水ポンプ, フロート弁の点検
- (3) ボールタップ, 通気管, 配水管, オーバーフロー管, フロートスイッチ等の点検
- (4) ドレン管, 防虫網の点検
- (5) 作業衣, ゴム長靴, ゴム手袋等は消毒済のものを着用

- (6) 清掃用具等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒したものを使用
- (7) 受水槽及び高架水槽入り口に足洗槽（消毒液）を用意
- (8) 内部排水（同時に送風機により内部換気）
- (9) 残水を利用してスポンジまたはブラシ等を用いて槽内洗浄（原則的に洗剤は使用しない）
- (10) 槽内の貯留水を揚水し、残りは排水（捨水をできるだけ少なくするため吸水元栓を早めに閉鎖）
- (11) 高圧噴射洗浄による内部清掃後、完全に排水
- (12) 槽内部の天井、壁面、底面等のケレン及び洗浄
- (13) 槽内消毒（2回）
- (14) 残留塩素は、0.1ppm以上であること
- (15) 高架水槽周辺の整理整頓
- (16) 所有者または管理責任者による確認
- (17) 後日、水質検査（16項目）を実施（井水高水槽内より採水）して飲料水適否の成績書を提出する。

#### ○井水处理受水槽

井水受水槽×8槽 147m<sup>3</sup>

- (1) 高圧洗浄車、バキューム車配置
- (2) 槽内消毒清掃用具等搬入
- (3) 槽内排水作業（送風機により内部換気）
- (4) ゴム長靴、ゴム手袋は消毒済のものを使用し、作業衣は清潔なものを使用する。
- (5) 槽内の酸素濃度測定を行い、異常の有無を確認する。
- (6) 槽内に入り、天井、壁、床を高圧洗浄し、汚水をバキュームしながら作業を行う。
- (7) 槽内消毒作業
  - ・ 1回目 次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用し、50PPM濃度にて槽内を消毒し、30分放置後、清浄水で高圧洗浄後バキューム排水
  - ・ 2回目 次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用し、50PPM濃度にて槽内を消毒し、30分放置後、清浄水で高圧洗浄後バキューム排水
- (8) 槽内点検
  - ・ サクション管及びフート弁の腐食状態及び作動確認（逆洗ポンプ、消火栓ポンプ）
  - ・ 槽内コンクリート表面の亀裂等、異常の有無を確認
- (9) 残留塩素が0.1PPM以上であることを確認する。
- (10) 所有者又は管理責任者による作業完了の確認
- (11) 後日、水質検査（16項目）を実施（井水受水槽内より採水）して飲料水適否の成績書を提出する。

### 3. 報告書の提出

受注者は、この仕様に基づく業務を実施した後は、速やかに業務内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。



## (8) 重油タンク清掃業務

### 1. 目的

消防法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等に基づいて、地下重油タンク等の清掃及び漏洩検査を行い、安全な維持及び運用を図ることを目的とする。

### 2. 対象設備

地下重油タンク 容量 30,000ℓ 1槽

### 3. 作業仕様

- (1) 在槽油（6.5KL未満）を一旦槽外に吸い上げ、清掃作業完了後（検査後）再び槽内に戻すこと。
- (2) 在油の吸い上げ等は係員立会の上、行うこと。
- (3) 清掃作業はスラッジ・水分等を除去後、化学洗剤で洗浄し布拭き仕上げすること。
- (4) スラッジ・水分・廃油等は受注者において搬出処理すること。
- (5) 作業中は、付近において火気の使用を一切禁止し、漏油等は完全に拭き取り処置すること。
- (6) 油槽内部の作業は、ガスマスクの着用又は換気措置を行い、ガス中毒に十分留意して施行すること。
- (7) その他仕様に明記のないもので当然必要なものは、受注者が準備するものとし疑義が生じたときは、担当者と協議すること。
- (8) 本清掃は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に従い施行すること。

### 4. 安全対策

- (1) 受注者の社内規定「タンク内作業基準」を厳守すること。
- (2) 酸素欠乏危険作業主任者（第二種）、及び危険物取扱主任者（乙種第4類）を選任し、酸素欠乏事故及び検査業務に支障がでないよう徹底すること。
- (3) タンク内に入るときは、ガス検知及び酸素濃度測定を行い、ガス濃度が1.4%以上あるいは、酸素濃度が20%未満の場合は、さらに空気置換を行うなどして安全を確認のうえ2名以上で入ること。なお、この際タンク外部に監視員を一名以上配置すること。
- (4) タンク内作業は原則として1回60分を限度とすること。
- (5) 作業中は火気の使用を一切禁止し、火災等に備えABC-10型消火器2本を備え付けること。
- (6) ”火気使用”扱いの機器については、事前に承認を得るとともに指定された場所に設置すること

- (7) 使用工具等機材は、周囲の状況にも配慮して安全なものを使用すること。
- (8) 常に整理整頓を心掛け、作業中及び作業終了後はタンク周囲防油堤内には不要品をおかないこと。

#### 5. 業務完了報告書の提出

受注者は、この使用に基づく業務を実施した後は、速やかに業務内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

## (9) 特殊建築物定期調査等業務

### 1. 施行目的

本業務は、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく、特殊建築物等及び建築設備の定期調査報告を行うために実施するもの。

### 2. 遵守事項

- (1) 建築基準法及びこれに基づく関係法令
- (2) 労働安全衛生法及びこれに基づく関係法令
- (3) その他関係法令等に基づき誠実に実施すること。

### 3. 施行内容

- (1) 特殊建築物等定期調査報告
- (2) 建築設備定期検査（排煙設備）
- (3) 建築設備定期検査（非常用照明装置）
- (4) 建築設備定期検査（防火設備）

### 4. 資格要件

建築基準法第12条に基づき、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者であること。

### 5. 調査の時期

建築基準法第12条第1項に基づく特殊建築物等定期調査	令和7年12月（3年毎）
建築基準法第12条第3項に基づく建築物定期調査	毎年12月末まで

### 6. 報告書の提出

受注者は調査終了後、速やかに成果品を発注者に2部提出すること。

## (10) フロン排出抑制法に係る冷凍空調機定期点検業務

### 1. 目的

フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機（第一種特定製品）の定期点検を実施する。

### 2. 数量

別紙のとおり。ただし、設備改修等により数量が変更となった場合は、別途協議する。

### 3. 資格

フロン排出抑制法で規定する「十分な知見を有する者」であること。

### 4 点検内容

#### (1) システム漏えい点検（目視による冷媒系統全体の外観点検）

- ①油漏れ
- ②局所的な凍結
- ③著しい腐食
- ④着霜
- ⑤漏れの痕跡
- ⑥機器の損傷
- ⑦冷媒液面低下
- ⑧溶栓の変形等

#### (2) 直接法による漏えい点検

以下のいずれかの方法による点検を行う。

- ①発泡液法による点検
- ②電子式漏えいガス検知法による点検
- ③蛍光剤法による点検

#### (3) 間接法による漏えい点検

- ①吐出温度
- ②吸込温度
- ③高圧圧力
- ④低圧圧力
- ⑤過冷却度
- ⑥圧縮機
- ⑦圧縮機運転電圧・電流
- ⑧空気（吸込みと吹出し）温度差

⑨水（入口と出口）温度差

⑩過熱度等

(4) 修理

点検により冷媒ガスの漏えいを発見した場合は，速やかに発注者と協議し，修理の計画等を行うこと。

(5) 点検修理結果の記録

①作業年月日

②点検実施者

③初期充填量

④漏えいの有無

⑤漏えいの原因と処置

⑥回収量，充填量等

5 調査の時期 受注者は，発注者と事前に協議の上，調査実施日時を決定すること。

6 報告書の提出 受注者は調査終了後，速やかに記録簿，写真（作業前・作業中・作業後）を提出すること。

	機器名称	メーカー名	型番	設置場所	設置年月日	フロン の種類
1	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP224BA	本館 1F 医事課	2023/7/3	R32
2	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 7	2023/7/8	R32
3	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 6	2023/7/8	R32
4	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 5	2023/7/8	R32
5	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 3	2023/7/8	R32
6	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 2	2023/7/8	R32
7	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 1	2023/7/8	R32
8	空冷式パッケージエアコン PAC-1	三菱	PW-8A3	本館 1F 臨床検査室	1900/1/0	R22
9	エアコン	パナソニック	CU-F259C	本館 1F 心理室	2019/7/13	R32
10	エアコン	パナソニック	CU-F259C	本館 1F 診察室 8	2019/7/13	R32
11	エアコン	松下	CU-EX227A	本館 1F 心理検査室	H19.9 H31.3.21 (移設)	R410A
12	エアコン	パナソニック	CU-223CF	本館 1F 医事課控室	2014/6/18	R410A
13	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 1F 相談コーナー 3	2020/10/24	R32
14	エアコン	パナソニック	CU-F250D	本館 1F 相談コーナー 2	2020/10/24	R32
15	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 1F 相談コーナー 1	2020/10/24	R32
16	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP80SHA11	本館 1F 外来 N S	2021/11/6	R32
17	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA11	本館 1F 臨床検査室	2021/11/14	R32
18	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	ソーシャル 2F 地域医療連携室 1	2021/1/8	R32
19	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP40BYT9	ソーシャル 1FCT操作室	2023/3/24	R32
20	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYT	ソーシャル 1FCT撮影室	2023/3/24	R32
21	エアコン	富士通	AO-R40H	ソーシャル 1F OTサロン 1	2018/7/20	R32
22	エアコン	富士通	AO-R40H	ソーシャル 1F OTサロン 2	2018/7/20	R32
23	エアコン	松下	CU-EX507A2	ソーシャル 1F 和室	2007/9/30	R410A
24	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCX803HKD	ソーシャル 1F 薬事情報室	2011/3/5	R410A
25	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCXP633HK	ソーシャル 1F 薬局 1	2011/3/5	R410A
26	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCXP633HK	ソーシャル 1F 薬局 2	2011/3/5	R410A
27	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCXP563HK	ソーシャル 1F 検収室	2011/3/5	R410A
28	エアコン	松下	CU-H256A	ソーシャル 2F 地域医療連携室 1	2012/3/13	R410A
29	エアコン	三菱	MUCZ-G564S	ソーシャル 2F 地域医療連携室 2	2015/6/12	R410A
30	エアコン	三菱	MSZ-GV2820-W	ソーシャル 2F 地域医療連携室 3	2023/7/10	R32
31	エアコン	三菱	MUZ-JXV6318S	ソーシャル 2F 情報センター	2018/12/15	R32
32	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP45KA10	ソーシャル 2F OT-1	2020/11/27	R32
33	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63KA10	ソーシャル 2F OT-2	2020/11/27	R32
34	エアコン	シャープ	AU-G25DY	ソーシャル 2F ゆとりの相談室	2018/7/23	R32
35	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50KA10	ソーシャル 2F AT室	2020/11/27	R32
36	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56KA10	ソーシャル 2F ゆとり	2020/11/27	R32
37	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BDT	ソーシャル 1F 児童外来待合室	2021/3/11	R32
38	エアコン	三菱	R22YES	ソーシャル 1F 診察室 2 1	2021/3/11	R32
39	エアコン	三菱	R22YES	ソーシャル 1F 診察室 2 2	2021/3/11	R32
40	エアコン	三菱	R22YES	ソーシャル 1F 診察室 2 3	2021/3/11	R32
41	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	日立	RAS-AP335SSR	リハビリ棟	2021/6/30	R410A
42	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	日立	RAS-AP400SSR	リハビリ棟	2021/6/30	R410A
43	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	日立	RAS-AP500SSR	リハビリ棟	2021/6/30	R410A
44	エアコン	サンヨー	SAP-CGK28A	生活訓練室 1	1900/1/0	R22
45	エアコン	三菱	MUZ-GV252	生活訓練室 1	H25.7	R410A
46	エアコン	サンヨー	SAP-CGK28A	生活訓練室 2	1900/1/0	R22
47	エアコン	サンヨー	SAP-CGK28A	リハ棟 3F放送室	1900/1/0	R22
48	空冷式パッケージエアコン PAC1-1	三菱	PUHY-RP280DMG7	救急棟屋上	2021/6/2	R410A
49	空冷式パッケージエアコン PAC1-2	三菱	PUHY-RP280DMG7	救急棟屋上	2021/6/2	R410A
50	空冷式パッケージエアコン PAC2-1	三菱	PUHY-RP224DMG7	救急棟屋上	2021/3/15	R410A
51	空冷式パッケージエアコン PAC2-2	三菱	PUHY-RP280DMG7	救急棟屋上	2021/3/15	R410A
52	空冷式パッケージエアコン PAC3-2	三菱	PUHY-RP280DMG7	救急棟屋上	2020/11/21	R410A
53	空冷式パッケージエアコン PAC4-1	三菱	PUHY-RP224DMG7	救急棟屋上	2021/6/2	R410A
54	空冷式パッケージエアコン PAC4-2	三菱	PUHY-RP224DMG7	救急棟屋上	2021/6/2	R410A
55	空冷式パッケージエアコン PAC-5	三菱	PUHY-P280DMG6	救急棟玄関脇	2021/3/15	R410A
56	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	救急棟 2F個室 3 3	2020/12/24	R32
57	エアコン	ダイキン	R36WES	救急棟 2F個室 3 5	2019/12/26	R32
58	エアコン	ダイキン	R25ZES	厨房棟 調理師更衣室 (女)	2022/11/18	R32
59	エアコン	ダイキン	R25ZES	厨房棟 調理師更衣室 (男)	2022/11/18	R32
60	エアコン	ダイキン	R36ZES	厨房棟 栄養事務室	2022/11/18	R32
61	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP280KA	厨房調理室B	2022/2/17	R32
62	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP280KA	厨房調理室A	2022/2/17	R32
63	食品冷蔵庫No.4	サンヨー	DS1529T1	厨房前処理室	2021/6/1	R404A
64	食品冷蔵庫No.3	サンヨー	UW1530M 308975	厨房前処理室	2021/6/1	R22
65	食品冷蔵庫No.2	三菱	M9W-E11LATA	厨房前処理室	2021/5/26	R404A
66	食品冷蔵庫No.1	三菱	M9W-E11LATA	厨房前処理室	2021/5/26	R404A
67	プレハブ冷蔵庫	サンヨー	PCU-S200MU	厨房棟外部	1900/1/0	R22
68	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	西 1 病棟 児童側DR2	2021/6/7	R32
69	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	西 1 病棟 成人側DR2	2021/6/7	R32

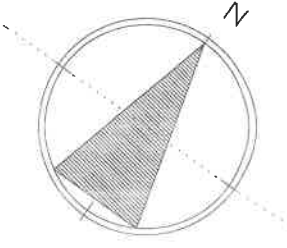
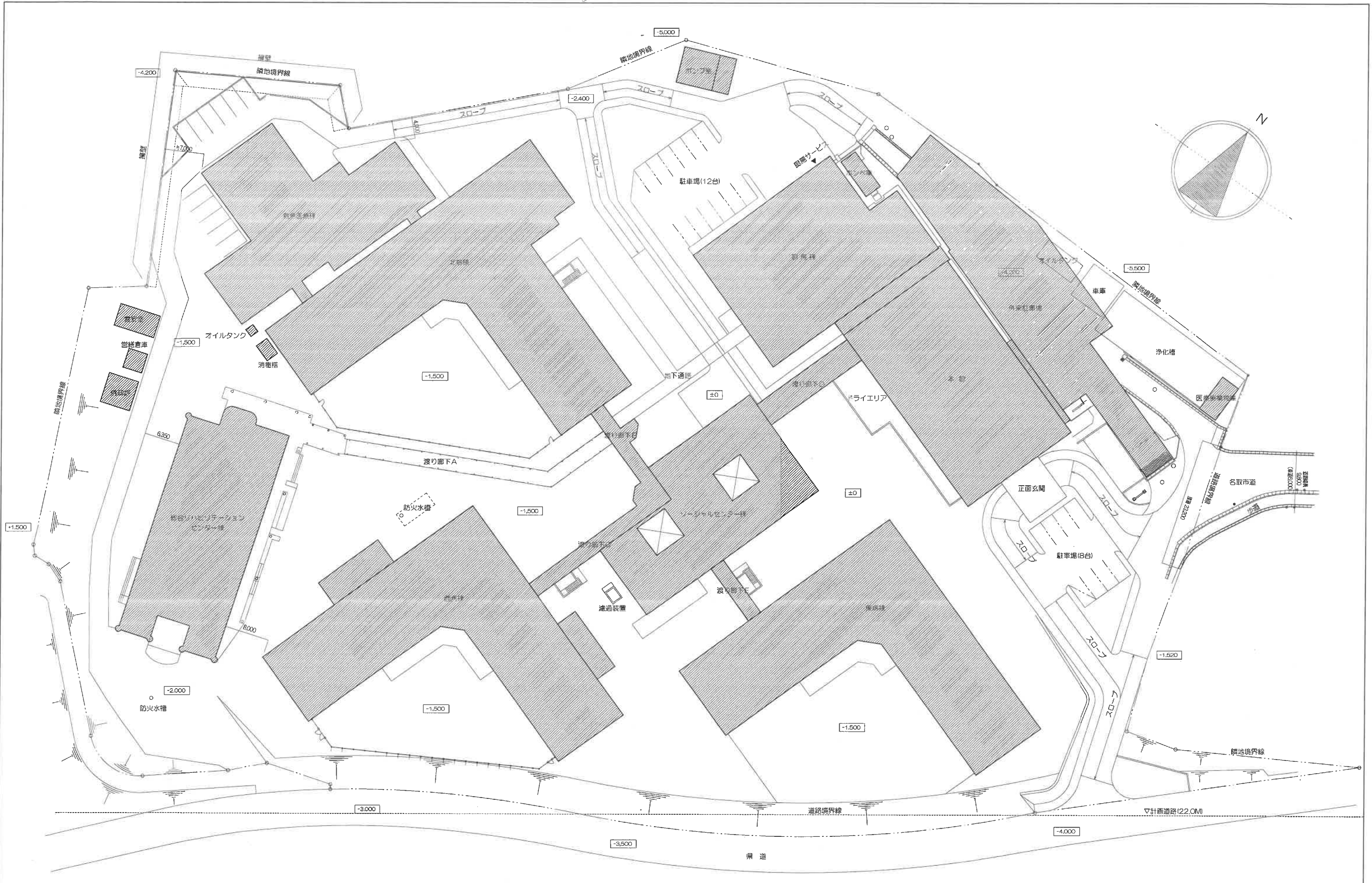
	機器名称	メーカー名	型番	設置場所	設置年月日	フロン の種類
70	エアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西1病棟 NS	2021/6/25	R32
71	エアコン	三菱	MUCZ-G2520	西1病棟 個室2	2021/5/22	R32
72	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	西1病棟 個室1	2021/4/28	R32
73	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 101号室	2021/4/28	R32
74	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 102号室	2021/5/22	R32
75	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 103号室	2021/3/15	R32
76	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 105号室	2021/3/29	R32
77	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 106号室	2021/3/29	R32
78	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 107号室	2021/4/14	R32
79	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西1病棟 108号室	2021/4/14	R32
80	エアコン	松下	CU-F363C2	西1病棟個室10	2013/12/20	R410A
81	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	西1病棟 個室11	2021/4/14	R32
82	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	西1病棟 個室12	2021/4/14	R32
83	エアコン	富士通	AO-GN28H2	西1病棟個室13	2019/3/15	R32
84	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室15	2015/10/14	R32
85	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	西1病棟 個室16	2021/3/29	R32
86	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	西1病棟 個室17	2021/3/15	R32
87	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室18	2015/10/14	R32
88	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	西1病棟 個室20	2021/3/15	R32
89	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	西1病棟 個室21	2021/4/28	R32
90	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室22	2015/10/14	R32
91	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室23	2015/10/14	R32
92	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室25	2015/10/14	R32
93	エアコン	松下	CU-365CF2	西1病棟個室26	2015/10/14	R32
94	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	西1病棟 診察室	2021/7/1	R32
95	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	西1病棟 休養室	2021/7/1	R32
96	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	西1病棟 成人側DR1	2021/6/7	R32
97	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	西1病棟 児童側DR1	2021/6/7	R32
98	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	西1病棟 面会室	2021/6/7	R32
99	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	西1病棟 配膳室	2021/7/9	R32
100	三菱	エアコン	MUCZ-G2820	西1病棟 ミーティング室	2021/7/1	R32
101	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	西1病棟 東脱衣所	2021/7/9	R32
102	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	西1病棟 西脱衣所	2021/7/1	R32
103	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟 活動室	2021/6/5	R32
104	エアコン	日立	RAC-D40G2	西2病棟交流室	2018/2/1	R32
105	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	西2病棟 女子休憩室	2021/6/5	R32
106	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	西2病棟 男子休憩室	2021/6/5	R32
107	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟 交流室	2021/6/5	R32
108	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西2病棟 スタッフルーム	2021/6/8	R32
109	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟 実習生控室	2021/6/5	R32
110	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟 会議室1	2021/6/5	R32
111	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西2病棟 カンファレンス室	2021/6/5	R32
112	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟学習室	2021/6/5	R32
113	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	西2病棟 面会室	2021/4/28	R32
114	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西2病棟 男子ロッカー室	2021/4/28	R32
115	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西2病棟 女子ロッカー室	2021/4/28	R32
116	エアコン	パナソニック	CU-F280C	西2病棟組合	1900/1/0	R410A
117	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	西2病棟 看護図書室	2021/6/25	R32
118	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	西2病棟 ミーティング室	2021/6/10	R32
119	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRP224KA13	西2病棟DR1	2021/6/10	R410A
120	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRP224KA13	西2病棟DR2	2021/6/10	R410A
121	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRP224KA13	西2病棟DR3	2021/6/10	R410A
122	エアコン	パナソニック	CU-F362D2	東1病棟個室3	2022/10/11	R32
123	エアコン	パナソニック	CU-F252D		0 2022/2/8	R32
124	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東1病棟 個室6	2020/11/30	R32
125	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東1病棟 個室7	2020/11/30	R32
126	エアコン	松下	CU-F362C2	東1病棟 101号室	2015/3/31	R32
127	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 102号室	2020/11/30	R32
128	エアコン	松下	CU-F364C2	東1病棟 105号室	2015/3/31	R32
129	エアコン	松下	CU-F362C2	東1病棟 106号室	2015/3/31	R32
130	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 107号室	2020/11/30	R32
131	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 108号室	2020/11/30	R32
132	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 110号室	2020/11/30	R32
133	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 111号室	2020/11/30	R32
134	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 112号室	2020/11/30	R32
135	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 113号室	2020/12/5	R32
136	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 115号室	2020/12/5	R32
137	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟 116号室	2020/12/17	R32
138	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	東1病棟 117号室	2020/12/17	R32

	機器名称	メーカー名	型番	設置場所	設置年月日	フロン の種類
139	エアコン	松下	CU-282CF	東1病棟個室1	2013/6/26	R410A
140	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東1病棟個室5	2020/11/30	R32
141	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	東1病棟NS	2021/2/11	R32
142	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	東1病棟 配膳室	2021/1/29	R32
143	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東1病棟ミーティング室	2021/1/27	R32
144	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東1病棟 西側脱衣所	2021/1/29	R32
145	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東1病棟東脱衣所	2021/1/22	R32
146	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東1病棟 診察室	2021/2/4	R32
147	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東1病棟 休養室	2021/2/4	R32
148	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	東1病棟 DR1	2021/6/29	R32
149	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	東1病棟 DR 2	2021/6/29	R32
150	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	東1病棟 DR 3	2021/6/29	R32
151	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	東1病棟 DR 4	2021/6/29	R32
152	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東1病棟 畳コーナー	2021/6/29	R32
153	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東1病棟 面会室	2020/11/30	R32
154	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東2病棟 面会室	2020/11/30	R32
155	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東2病棟 個室5	2020/11/30	R32
156	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東2病棟 個室6	2020/11/30	R32
157	エアコン	パナソニック	CU-F281D	東2病棟個室1	2021/8/31	R32
158	エアコン	パナソニック	CU-F281D	東2病棟 個室3	2021/8/6	R32
159	エアコン	松下	CU-F364C2	東2病棟201号室	2015/3/31	R32
160	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟202号室	2020/11/30	R32
161	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟203号室	2020/11/30	R32
162	エアコン	松下	CU-F364C2	東2病棟205号室	2015/3/31	R32
163	エアコン	松下	CU-F364C2	東2病棟206号室	2015/3/31	R32
164	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟207号室	2020/11/30	R32
165	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟208号室	2020/11/30	R32
166	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟210号室	2020/11/30	R32
167	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟211号室	2020/11/30	R32
168	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟212号室	2020/11/30	R32
169	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟213号室	2020/12/5	R32
170	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟215号室	2020/12/5	R32
171	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	東2病棟216号室	2020/12/17	R32
172	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	東2病棟217号室	2020/12/17	R32
173	エアコン	パナソニック	CU-XS369C	東2病棟個室2	2019/1/25	R32
174	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA10	東2病棟NS	2021/2/11	R32
175	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	東2病棟 配膳室	2021/1/29	R32
176	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	東2病棟ミーティング室	2021/1/27	R32
177	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東2病棟 西側脱衣所	2021/1/29	R32
178	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東2病棟東脱衣所	2021/1/22	R32
179	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東2病棟 診察室	2021/2/4	R32
180	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	東2病棟 休養室	2021/2/4	R32
181	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東2病棟 DR 1	2021/6/29	R32
182	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東2病棟 DR 2	2021/6/29	R32
183	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東2病棟 DR 3	2021/6/29	R32
184	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東2病棟 DR 4	2021/6/29	R32
185	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP50SKA11	東2病棟 畳コーナー	2021/6/29	R32
186	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	北1病棟個室7	2022/8/31	R32
187	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	北1病棟個室8	2022/8/31	R32
188	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	北1病棟 個室11	2022/7/20	R32
189	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	北1病棟 個室10	2022/7/20	R32
190	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北1病棟 個室30	2021/12/24	R32
191	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北1病棟 個室31	2021/12/24	R32
192	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北1病棟 個室32	2021/12/24	R32
193	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北1病棟 個室33	2021/12/24	R32
194	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北1病棟 個室35	2021/12/24	R32
195	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北1病棟 多目的コーナー	2021/6/10	R32
196	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	北1病棟101号室	2021/1/18	R32
197	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	北1病棟102号室	2021/1/18	R32
198	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	北1病棟 MR室	2021/2/1	R32
199	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	北1病棟 105号室	2021/2/1	R32
200	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	北1病棟 106号室	2021/2/1	R32
201	エアコン	松下	CU-F363C2	北1病棟個室1	2013/12/20	R410A
202	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室2	2020/12/9	R32
203	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室3	2020/12/9	R32
204	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室5	2020/12/21	R32
205	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室6	2020/12/21	R32
206	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟 個室12	2021/2/15	R32
207	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟 個室13	2021/2/15	R32

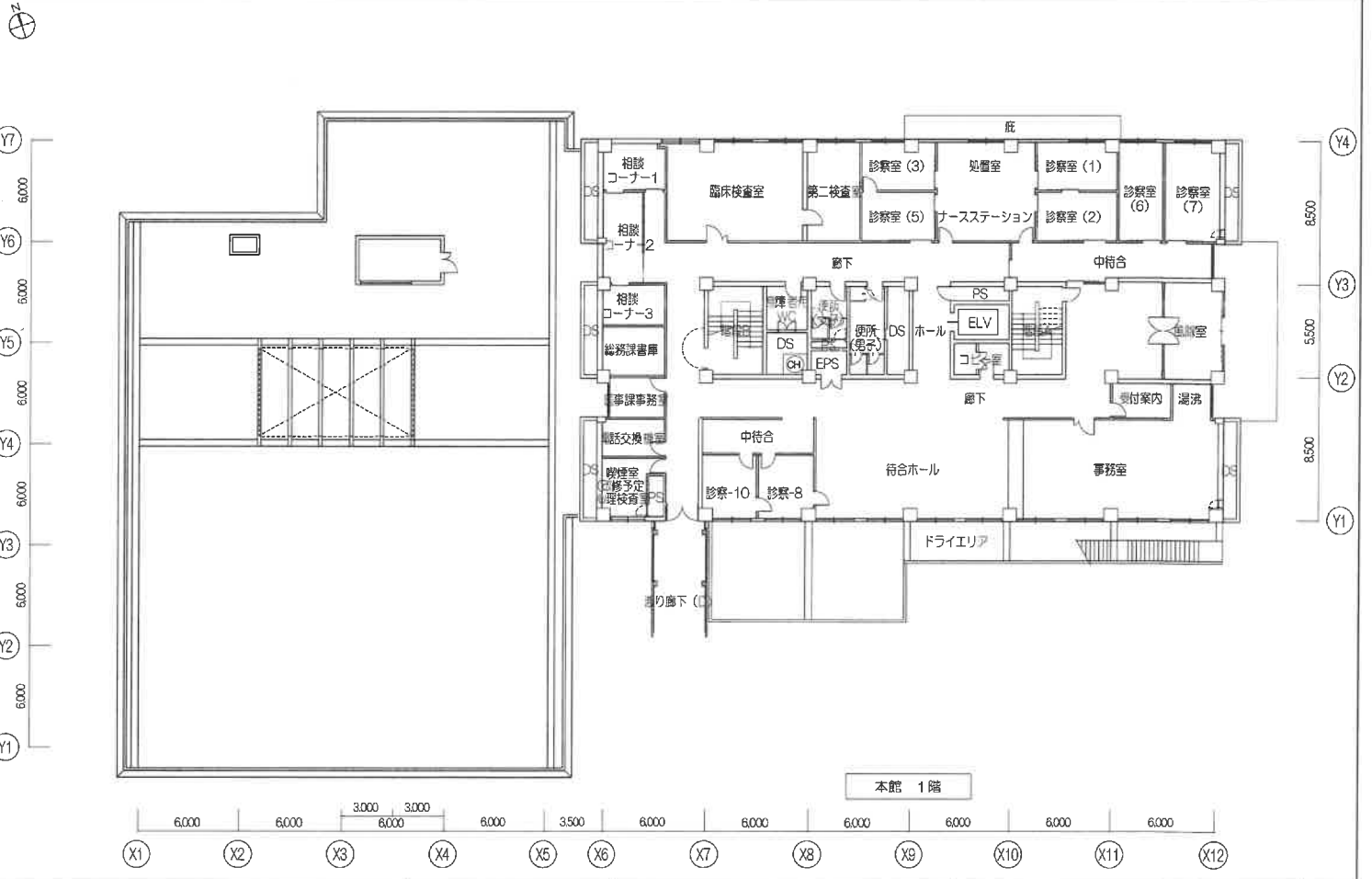
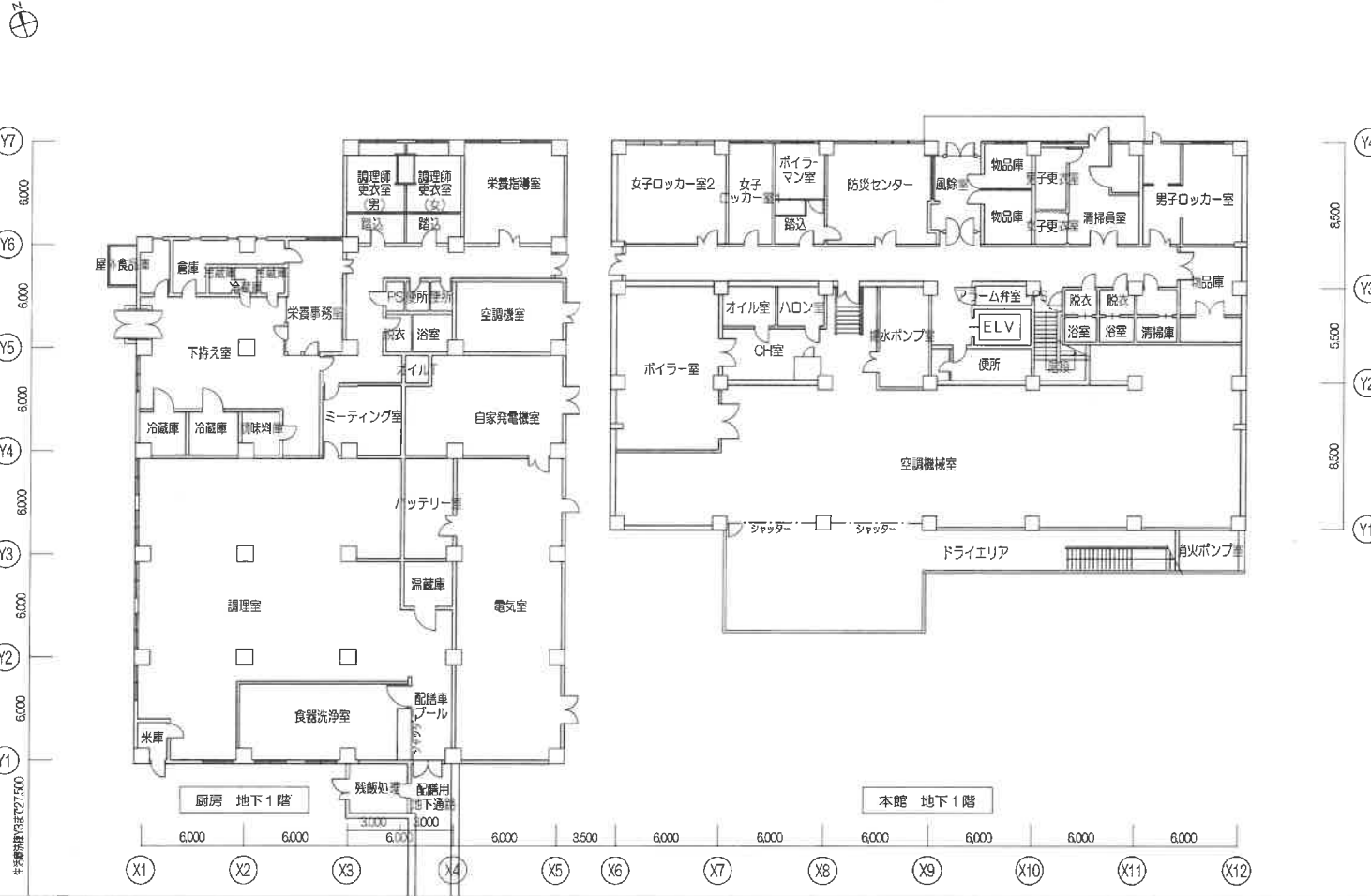
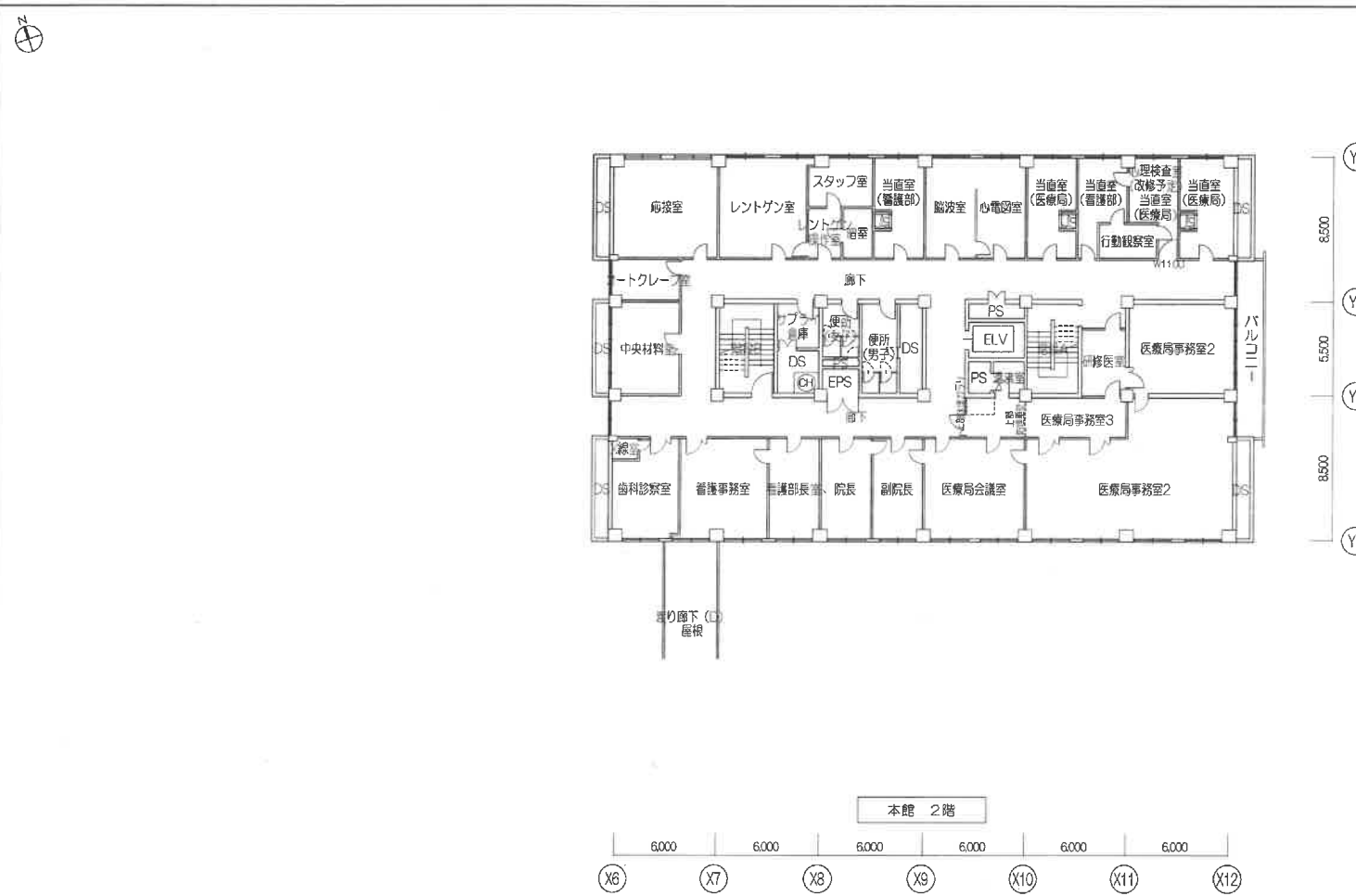


	機器名称	メーカー名	型番	設置場所	設置年月日	フロン の種類
208	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟 個室15	2021/2/15	R32
209	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室16	2021/2/27	R32
210	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室17	2021/2/27	R32
211	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟個室18	2021/2/27	R32
212	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟 個室20	2021/3/16	R32
213	エアコン	松下	CU-F282C	北1病棟個室21	2012/11/16	R410A
214	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北1病棟 個室22	2021/3/16	R32
215	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北1病棟個室23	2018/12/18	R32
216	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北1病棟個室25	2018/12/18	R32
217	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北1病棟個室26	2018/12/18	R32
218	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北1病棟個室27	2018/12/18	R32
219	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北1病棟個室28	2018/12/18	R32
220	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	北1病棟NS	2021/3/24	R32
221	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	北1病棟 診察室1	2021/4/1	R32
222	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	北1病棟 診察室2	2021/4/1	R32
223	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA10	北1病棟 保護フロア	2021/2/19	R32
224	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北1病棟面会室	2021/2/19	R32
225	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	北1病棟配膳室	2021/2/19	R32
226	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	北1病棟 DR1	2021/5/21	R32
227	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA10	北1病棟 DR2	2021/5/21	R32
228	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	北1病棟東脱衣所	2021/1/18	R32
229	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北1病棟 西側脱衣所	2021/4/1	R32
230	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北2病棟 個室33	2021/6/28	R32
231	エアコン	三菱	MUCZ-G3620	北2病棟 個室35	2021/6/28	R32
232	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA11	北2病棟 NS	2021/10/7	R32
233	エアコン	三菱	MUCZ-G2221	北2病棟 倉庫	2021/7/22	R32
234	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北2病棟 面会室	2021/7/30	R32
235	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	北2病棟 201号室	2021/7/30	R32
236	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	北2病棟 202号室	2021/7/30	R32
237	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	北2病棟 203号室	2021/8/10	R32
238	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	北2病棟 205号室	2021/8/10	R32
239	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	北2病棟 206号室	2021/10/25	R32
240	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室1	2021/7/8	R32
241	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室2	2021/7/8	R32
242	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室3	2021/7/8	R32
243	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室5	2021/7/19	R32
244	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室6	2021/7/19	R32
245	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCP501H	北2病棟個室7	H15.12	R410A
246	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCP501H	北2病棟個室8	H15.12	R410A
247	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCP501H	北2病棟個室10	H15.12	R410A
248	空冷式パッケージエアコン	三菱	FDCP501H	北2病棟個室11	H15.12	R410A
249	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北2病棟個室12	2018/12/18	R32
250	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北2病棟個室13	2018/12/18	R32
251	エアコン	パナソニック	CU-367CF2	北2病棟個室15	2018/12/18	R32
252	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室16	2021/9/26	R32
253	エアコン	松下	CU-F362C2	北2病棟 個室17	2012/6/11	R410A
254	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室18	2021/9/26	R32
255	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北2病棟 個室20	2021/10/1	R32
256	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北2病棟 個室21	2021/10/1	R32
257	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室22	2021/9/8	R32
258	エアコン	松下	CU-F363C2	北2病棟 個室23	2013/7/26	R410A
259	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室25	2021/9/8	R32
260	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室26	2021/9/21	R32
261	エアコン	松下	CU-F363C2	北2病棟 個室27	2013/7/26	R410A
262	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室28	2021/9/21	R32
263	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室30	2021/10/1	R32
264	エアコン	松下	CU-F363C2	北2病棟 個室31	2013/7/26	R410A
265	エアコン	三菱	MUCZ-G3621	北2病棟 個室32	2021/10/13	R32
266	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	北2病棟 診察室1	2021/10/13	R32
267	エアコン	三菱	MUCZ-G2220	北2病棟 診察室2	2021/10/13	R32
268	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP56SKA11	北2病棟 保護室前室	2021/7/19	R32
269	エアコン	パナソニック	CU-F289C	北2病棟ミーティング室	2019/8/22	R32
270	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP63SKA10	北2病棟 配膳室	2021/7/30	R32
271	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA11	北2病棟 DR	2021/10/29	R32
272	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA11	北2病棟 DR	2021/10/29	R32
273	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA11	北2病棟 DR	2021/10/29	R32
274	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP140KA11	北2病棟 DR	2021/10/29	R32
275	エアコン	三菱	MUCZ-G2221	北2病棟 東脱衣所	2021/7/30	R32
276	エアコン	三菱	MUCZ-G2820	北2病棟 西脱衣所	2021/10/13	R32

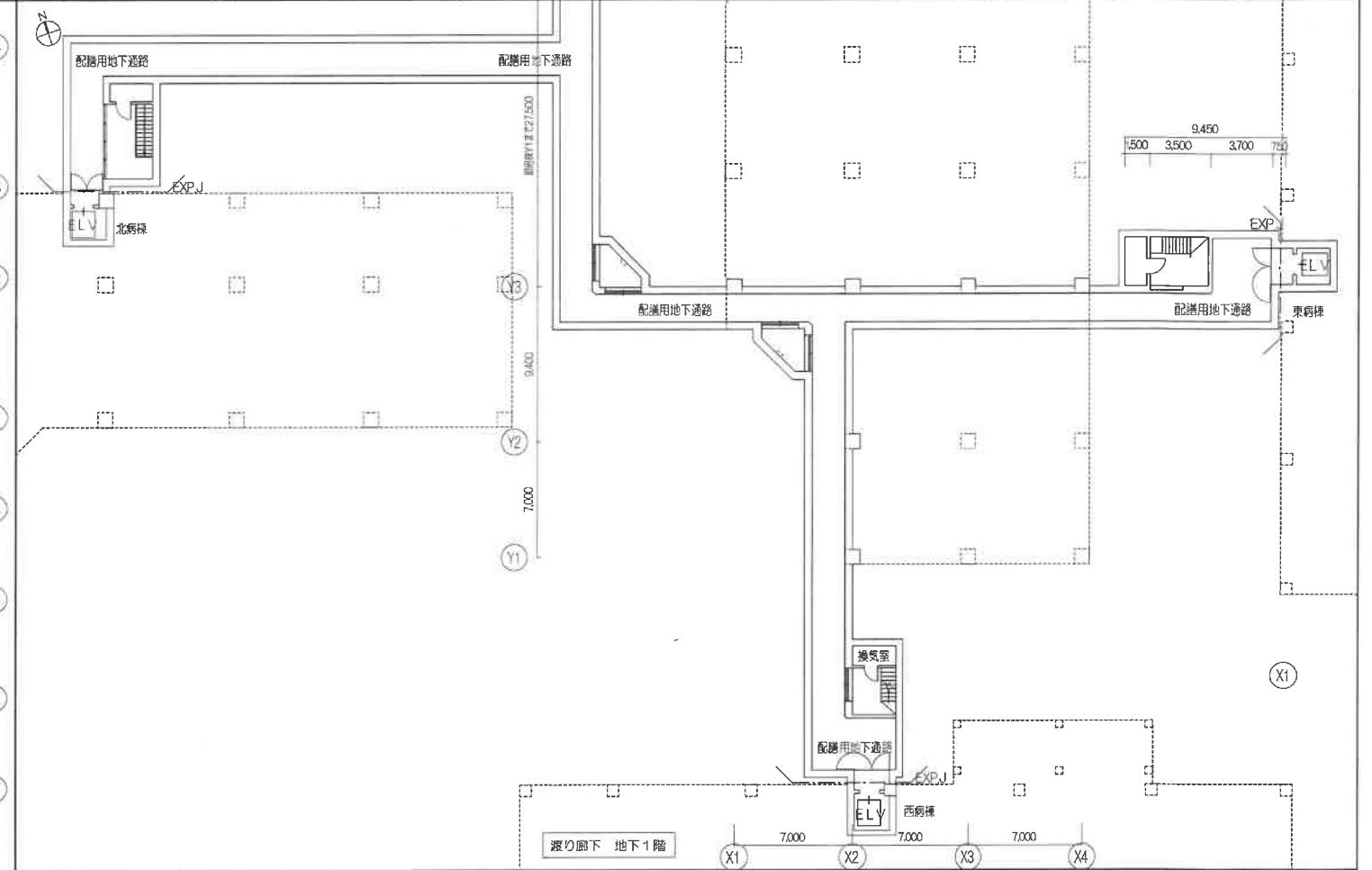
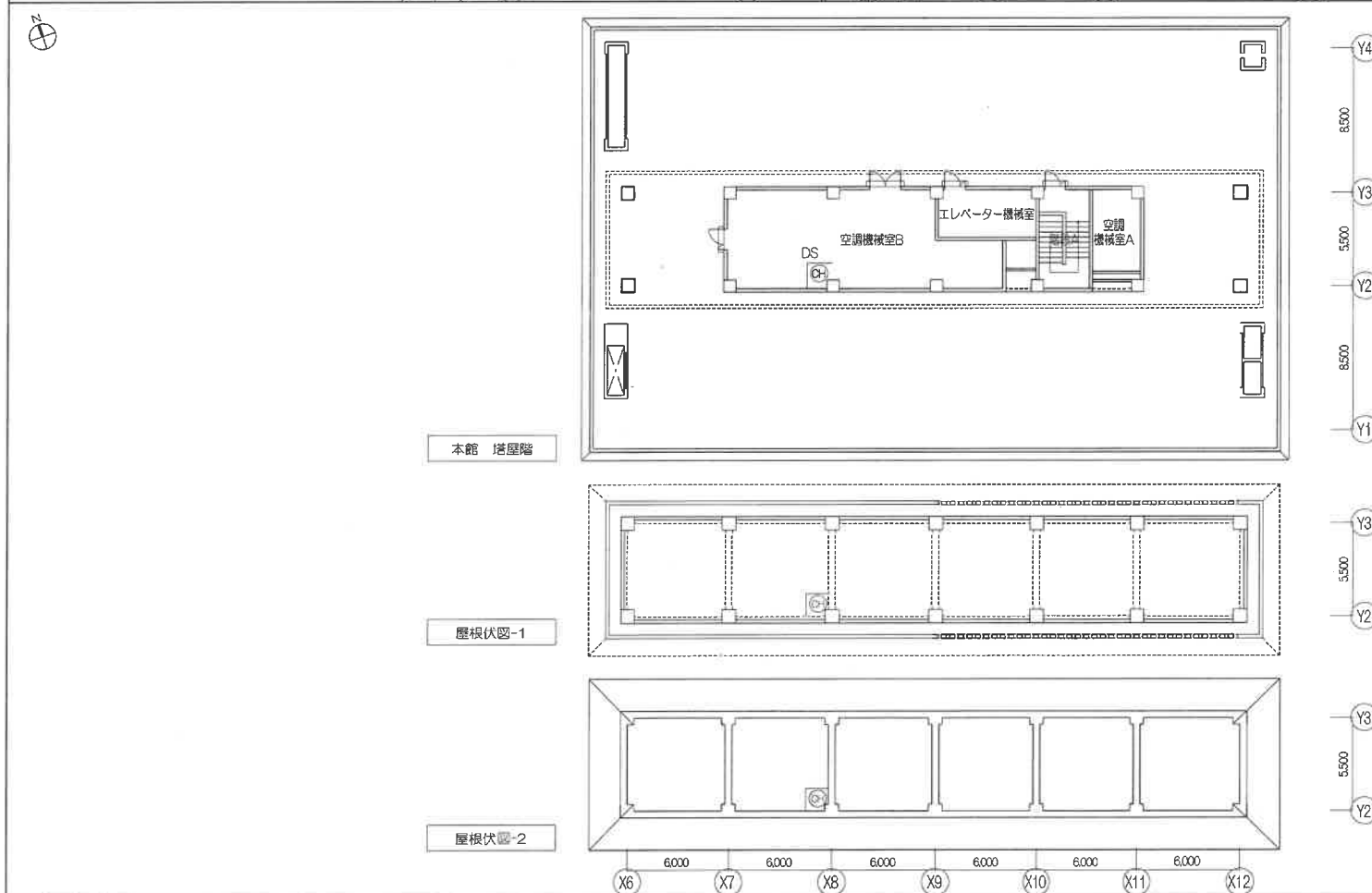
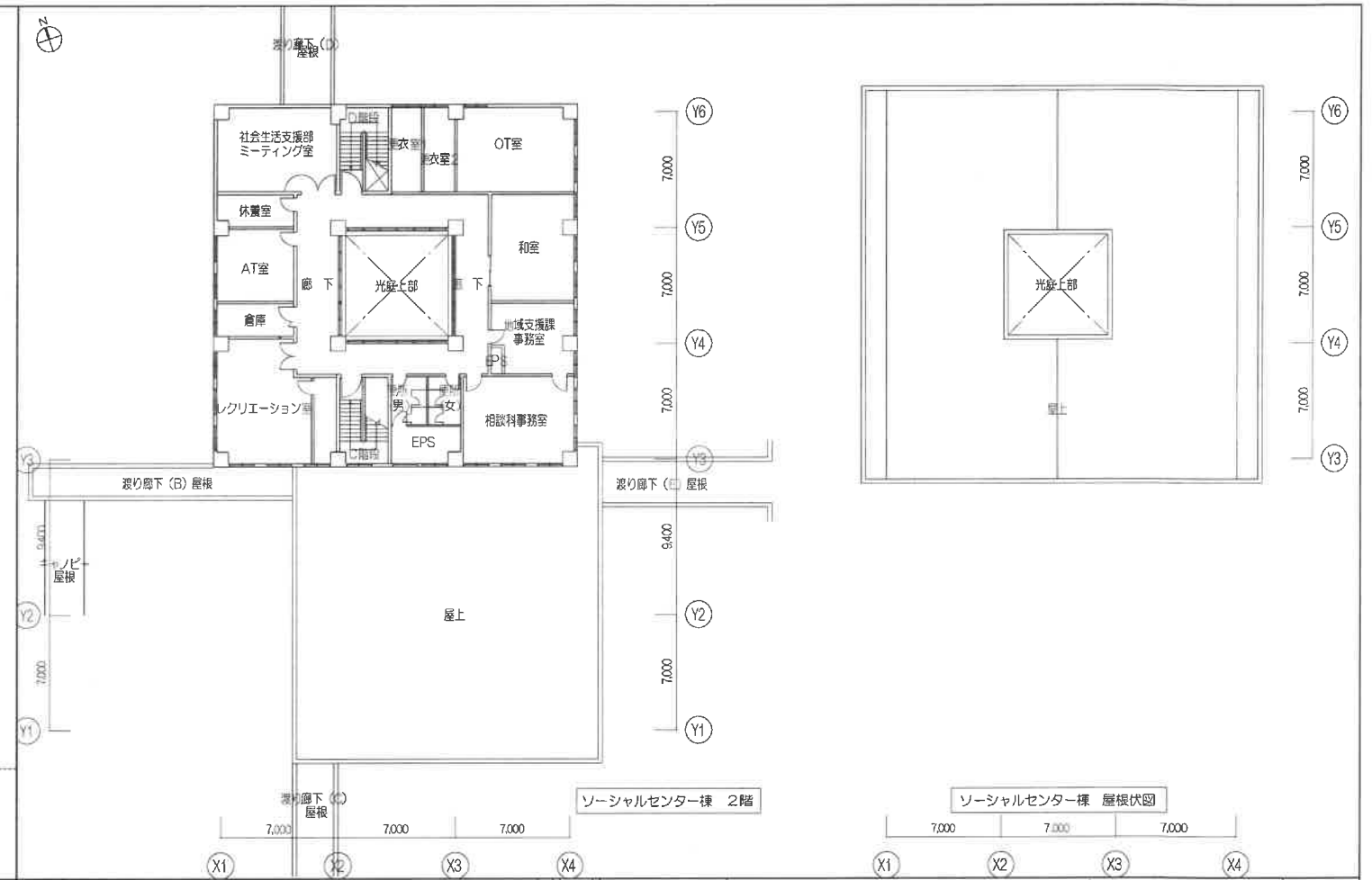
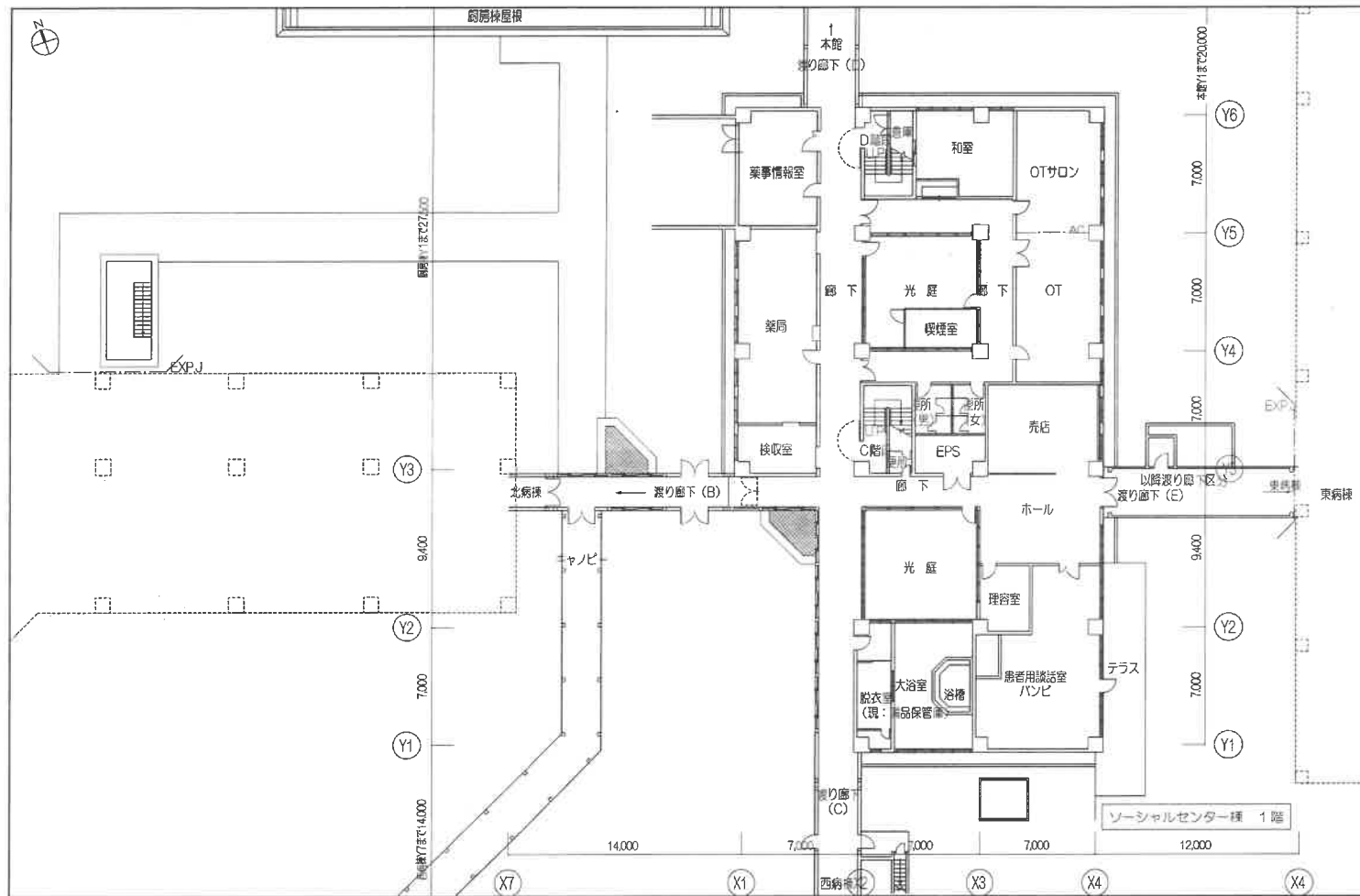
	機器名称	メーカー名	型番	設置場所	設置年月日	フロン の種類
277	空冷式パッケージエアコン	三菱	PW-25CF	北病棟屋上	1900/1/0	R22
278	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP224BA	本館 1F 医事課	2023/7/3	R32
279	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 7	2023/7/8	R32
280	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 6	2023/7/8	R32
281	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 5	2023/7/8	R32
282	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 3	2023/7/8	R32
283	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 2	2023/7/8	R32
284	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 1F 診察室 1	2023/7/8	R32
285	空冷式パッケージエアコン PAC-1	三菱	PW-8A3	本館 1F 臨床検査室	1900/1/0	R22
286	エアコン	パナソニック	CU-F259C	本館 1F 心理室	2019/7/13	R32
287	エアコン	パナソニック	CU-F259C	本館 1F 診察室 8	2019/7/13	R32
288	エアコン	松下	CU-EX227A	本館 1F 心理検査室	H19.9 H31.3.21 (移設)	R410A
289	エアコン	パナソニック	CU-223CF	本館 1F 医事課控室	2014/6/18	R410A
290	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 1F 相談コーナー 3	2020/10/24	R32
291	エアコン	パナソニック	CU-F250D	本館 1F 相談コーナー 2	2020/10/24	R32
292	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 1F 相談コーナー 1	2020/10/24	R32
293	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP80SHA11	本館 1F 外来 N S	2021/11/6	R32
294	空冷式パッケージエアコン	三菱	PUZ-ZRMP112KA11	本館 1F 臨床検査室	2021/11/14	R32
295	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	本館 1F 第二検査室	2022/6/17	R32
296	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	本館 1F 外来待合室 1	2022/11/27	R32
297	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP50BFT	本館 1F 外来待合室 2	2022/11/27	R32
298	エアコン	コロナ	CWH-A1815	本館 2F 医局 3	2015/9/16	R410A
299	エアコン	パナソニック	CU-F252D	本館 2F 医局当直室 1 (女)	2022/2/9	R32
300	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYT	本館 2F 応接室	2023/7/11	R32
301	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 2F レントゲン室	2023/7/10	R32
302	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 2F レントゲン操作室	2023/7/10	R32
303	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 2F 看護部長室	2023/7/9	R32
304	エアコン	ダイキン	R28ZES	本館 2F 院長室	2022/11/19	R32
305	エアコン	ダイキン	R28ZES	本館 2F 副院長室	2022/11/19	R32
306	エアコン	日立	RAC-A40E2	本館 2F 医局 1	2017/6/19	R32
307	エアコン	松下	CU-F252C	本館 2F 医局 2	2015/9/4	R410A
308	エアコン	日立	RAS-MJ71J2	本館 2F 医局 2	2023/7/27	R32
309	エアコン	コロナ	CWH-A1815	本館 2F 医局 3	2015/9/16	R410A
310	エアコン	ダイキン	F363ATCS-W	本館 2F 医局 3	2023/7/27	R32
311	エアコン	三菱	MUZ-AXV2818S	本館 2F 医局当直室 2 (男)	2018/12/15	R32
312	エアコン	日立	RAC-A28E	本館 2F 医局当直室 3 (男)	2017/1/13	R32
313	エアコン	松下	CU-F251C	本館 2F 看護当直室 (男)	2012/3/24	R410A
314	エアコン	松下	CU-E402A2	本館 2F 看護当直室 (女)	2005/7/21	R410A
315	エアコン	松下	CS-EX407A2-W	本館 2F 中央材料室	2007/9/25	R410A
316	エアコン	松下	CU-EX287A	本館 2F 歯科	2007/9/25	R410A
317	エアコン	松下	CU-F362C2	本館 2F 脳波室	2012/3/24	R410A
318	エアコン	日立	RAC-D40G2	本館 2F 看護事務室	2017/10/16	R32
319	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 3F 医療安全管理室	2023/7/5	R32
320	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYV	本館 3F 総務課 (入口側)	2023/7/4	R32
321	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYV	本館 3F 総務課 (局長側)	2023/7/4	R32
322	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYV	本館 3F 大会議室 2	2023/7/6	R32
323	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYV	本館 3F 大会議室 1	2023/7/6	R32
324	空冷式パッケージエアコン	ダイキン	RZRP80BYV	本館 3F 小会議室	2023/7/7	R32
325	エアコン	ダイキン	CWH-A1823R	本館 3F 新病院準備室	2023/7/13	0
326	エアコン	ダイキン	R223ACS	本館 3F 談話室	2023/7/12	R32
327	エアコン	ダイキン	CW-1823R	本館 3F 喫煙兼休養室	2023/7/13	0
328	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 3F 休養室	2020/10/24	R32
329	エアコン	パナソニック	CU-F250D	本館 3F 仮眠室 5	2020/10/24	R32
330	エアコン	パナソニック	CU-F250D	本館 3F 仮眠室 3	2020/10/24	R32
331	エアコン	パナソニック	CU-F220D	本館 3F 仮眠室 2	2020/10/24	R32
332	エアコン	パナソニック	CU-F360D2	本館 3F 仮眠室 1	2020/10/24	R32
333	エアコン	富士通	AO-C90H	本館 3F サーバー室 3	2018/9/21	R32
334	エアコン	富士通	AO-C90H	本館 3F サーバー室 2	2018/9/21	R32
335	エアコン	松下	CU-F286C	本館 3F サーバー室 1	2016/9/30	R32



	株式会社 伊藤憲三郎建築研究所 一級建築士事務所 宮城県建築士登録番号 第14210250号 設計者 川原廣明 一級建築士登録番号 第289771号					設計者 川原廣明 主任設計者 佐藤隆吉 一級建築士 第347285号			# 宮城県立精神医療センター保全計画		Job-No. 18049
	図名 配置図					図番			日付 2018/10 (平成30年)		伊藤憲三郎建築研究所
	縮尺 R S=1/300(A1), 1/600(A3)										



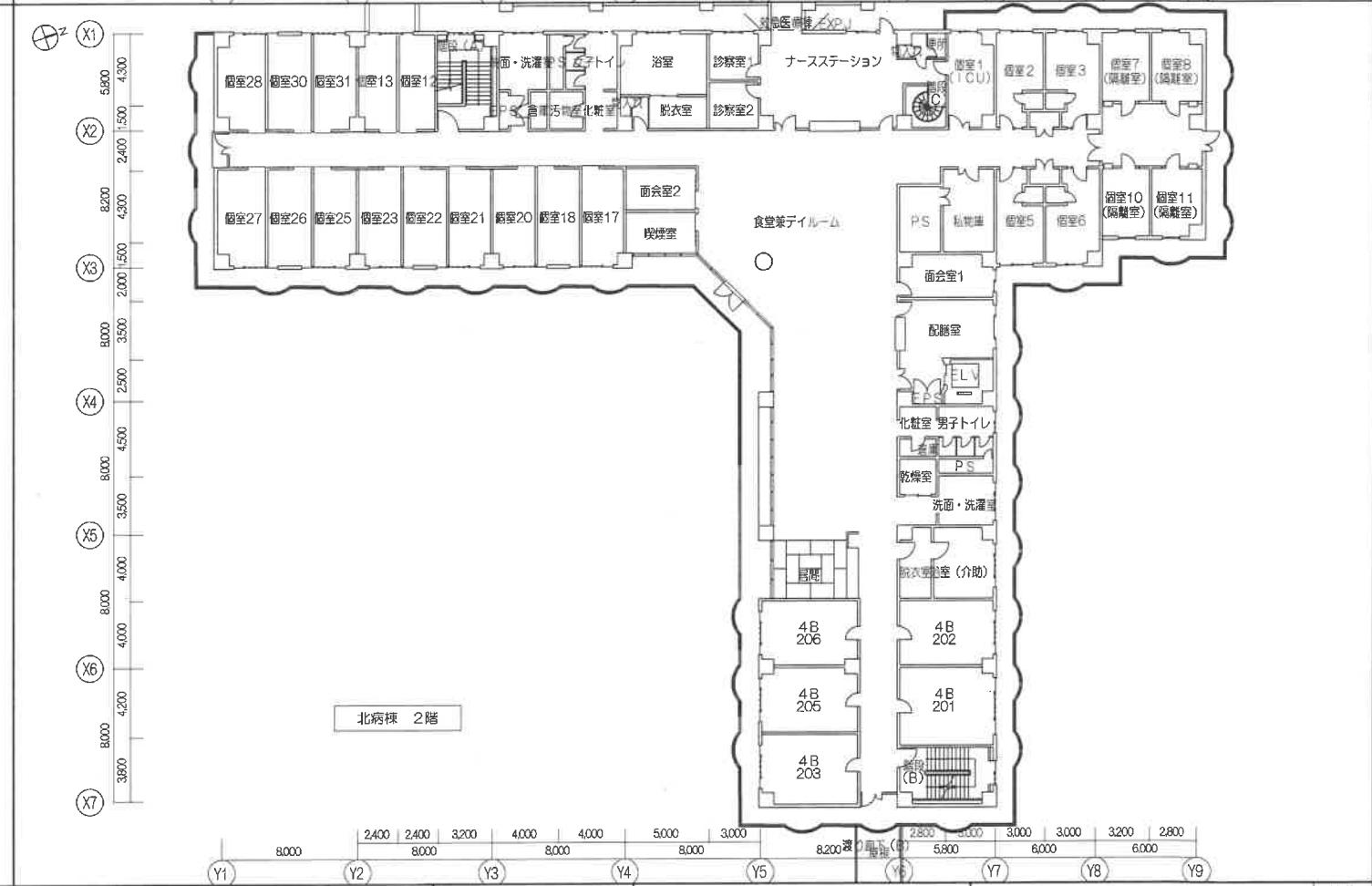
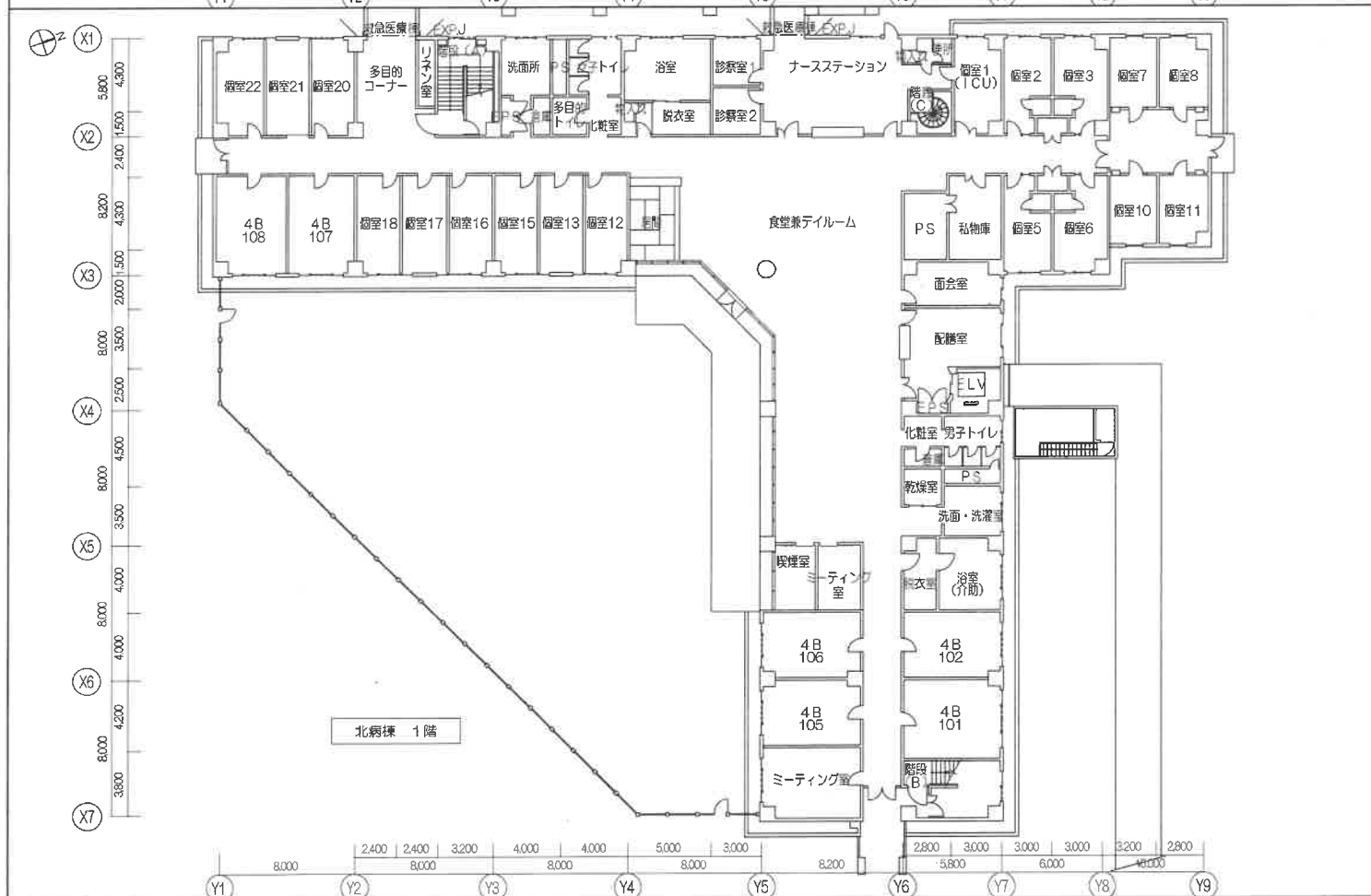
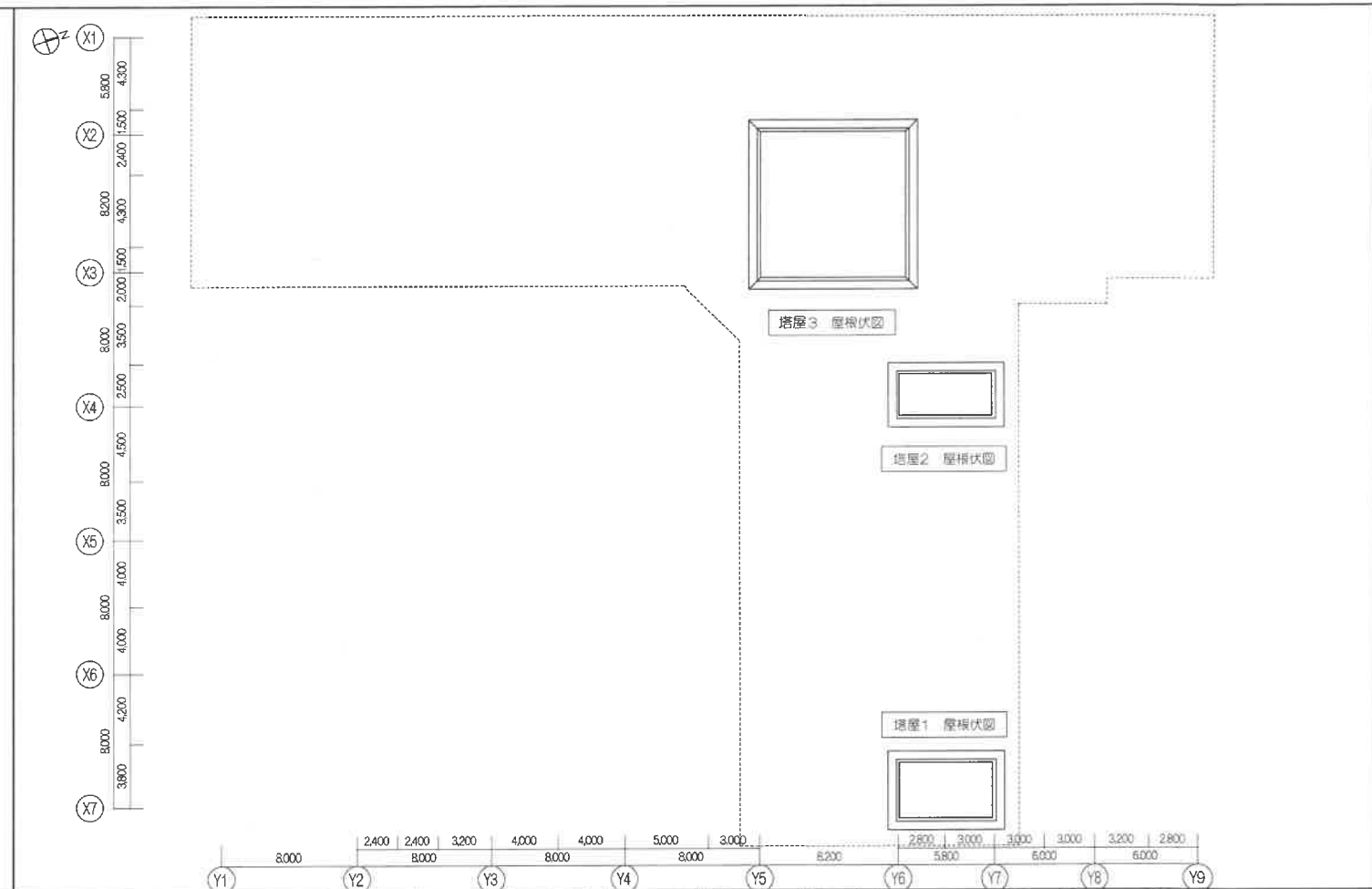
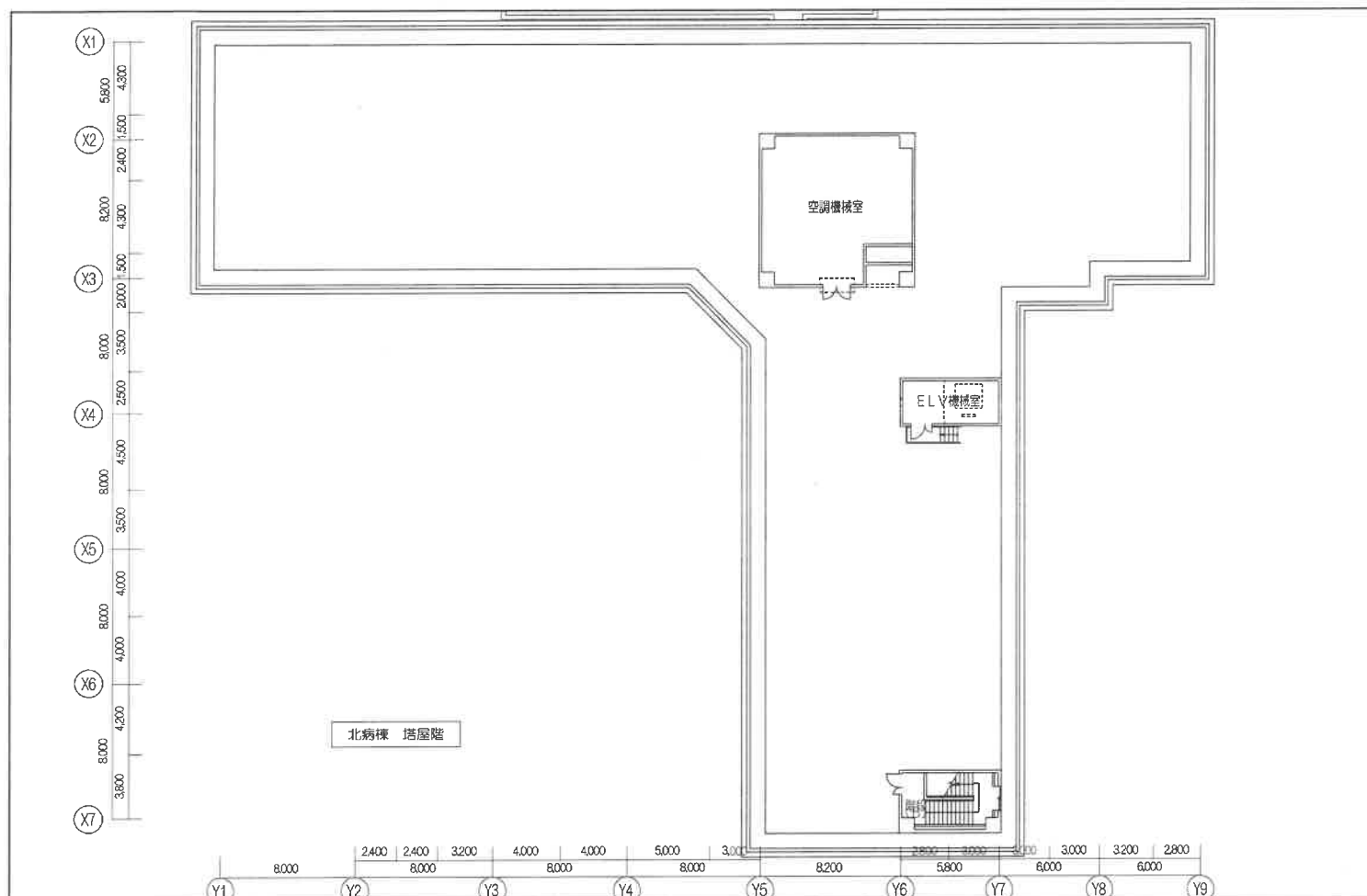
株式会社 伊藤 三郎建築研究所 一級建築士事務所 宮城県知事登録番号 第14210250号 設計者 川崎 義明 一級建築士登録番号 第289771号	設 計 者 主 任 技 師 川崎 義明 一 級 技 師 伊藤 三郎 技 師 佐藤 誠 技 師 杉 洋 貴 典 美 技 師 伊藤 三郎		伊 藤 三 郎 建 築 研 究 所	伊 藤 三 郎 建 築 研 究 所 18049
	伊 藤 三 郎 建 築 研 究 所 18049		伊 藤 三 郎 建 築 研 究 所 18049	伊 藤 三 郎 建 築 研 究 所 18049



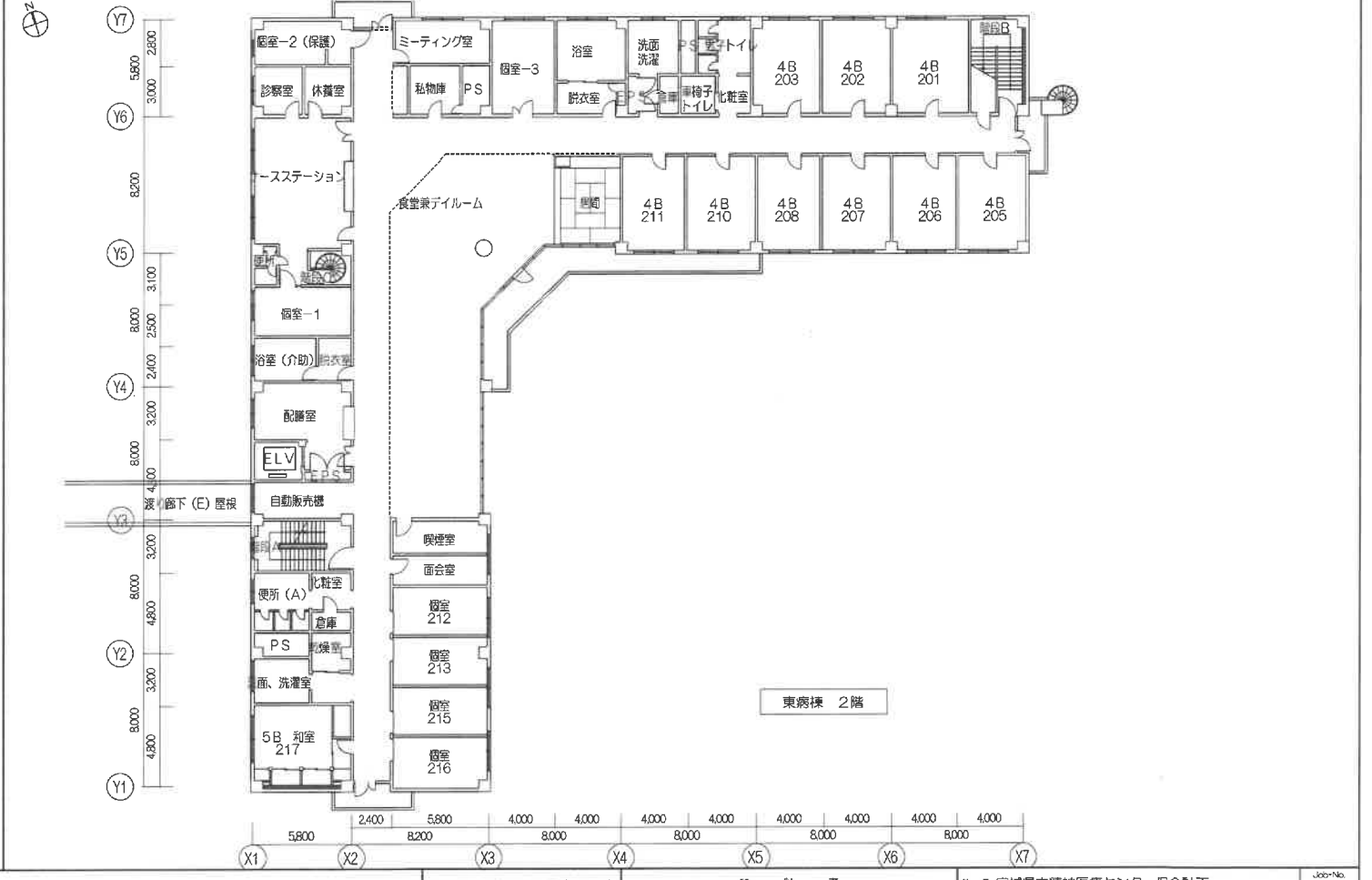
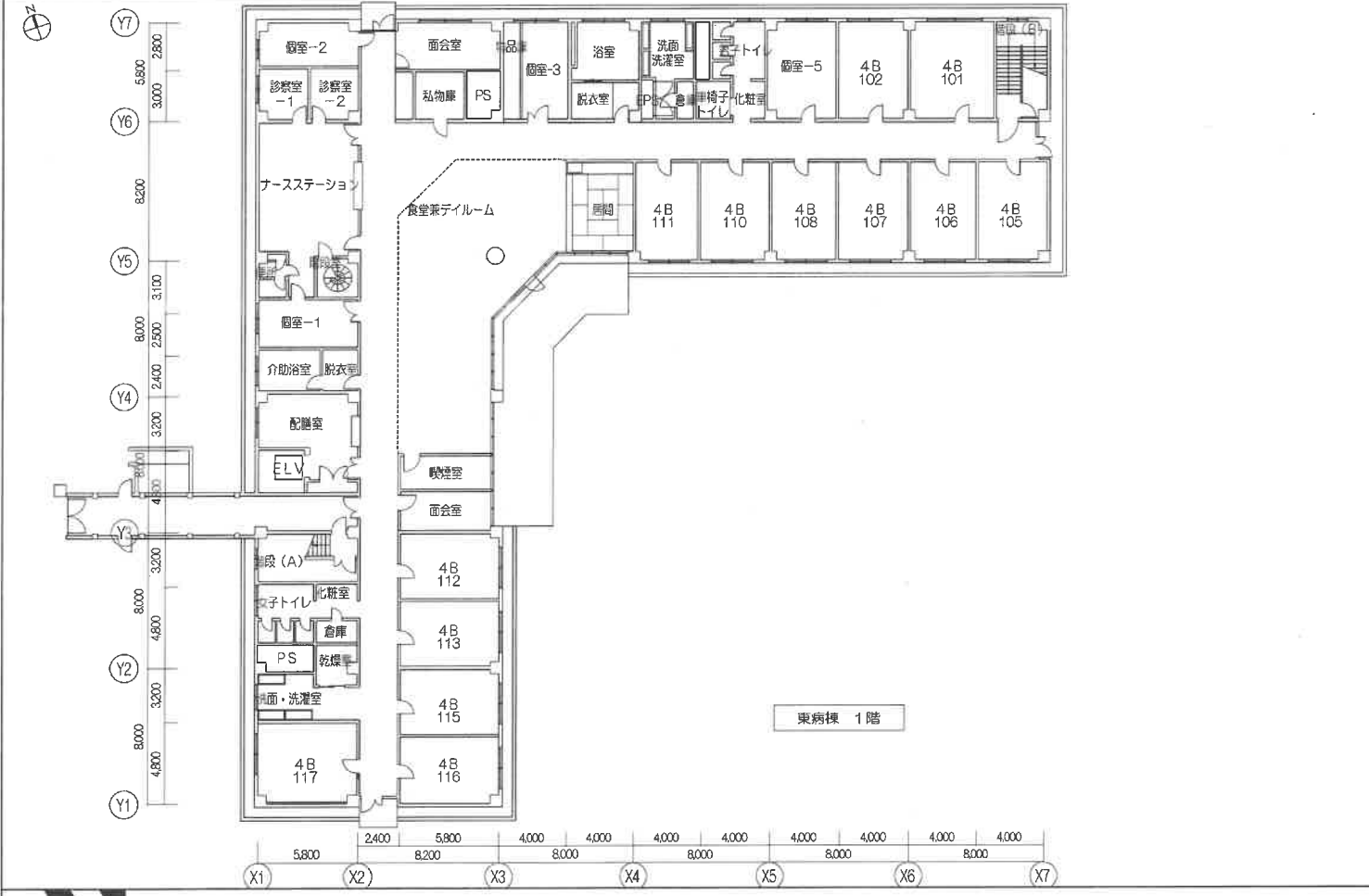
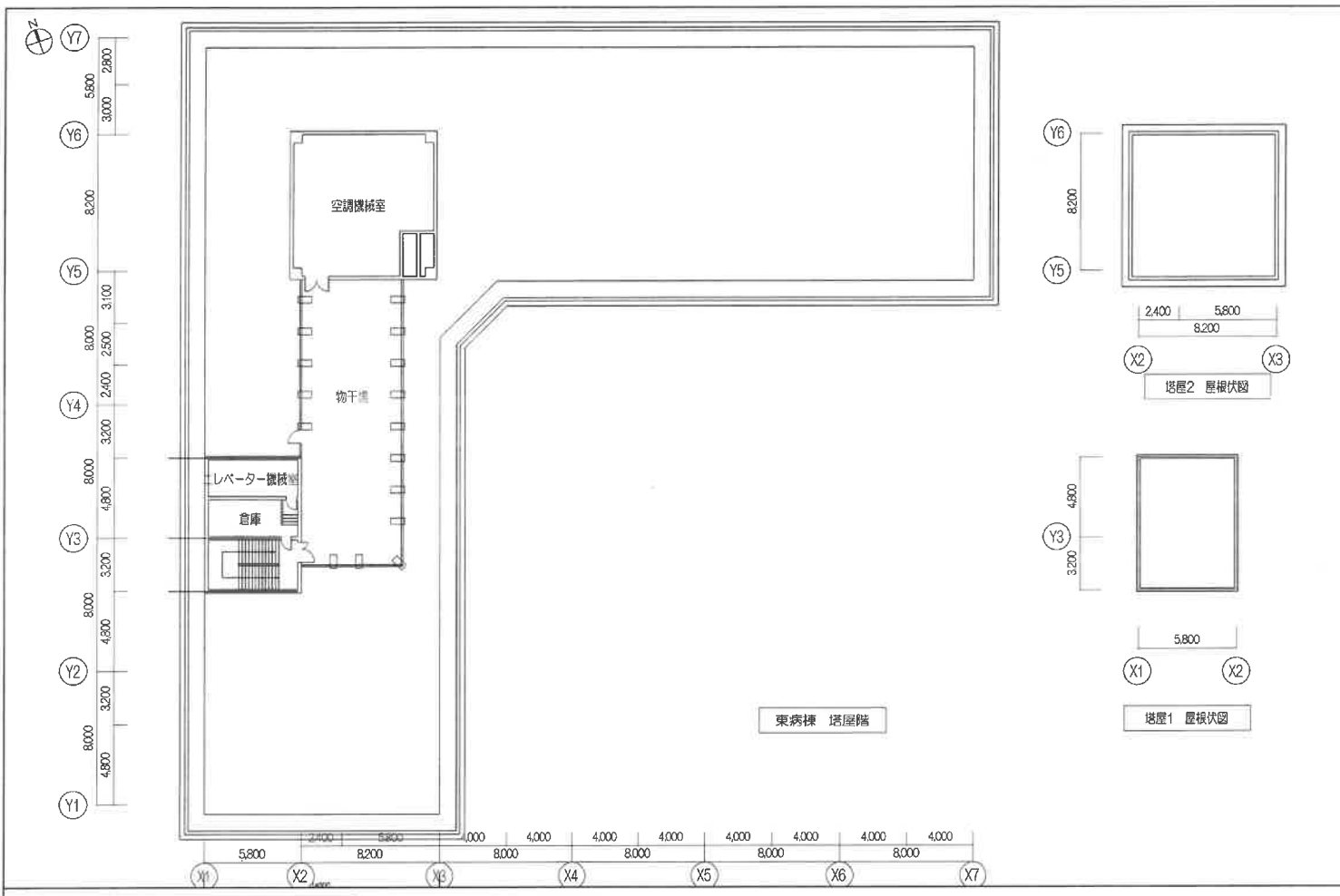
株式会社 伊藤 三郎 建築 研究所 一級建築士事務所 〒142-10250 東京都目黒区 川崎 1-1-1 設計 川崎 廣明 一級建築士登録番号 第289771号		設計 巻 巻 浩二 巻 浩二 巻 浩二 巻 浩二		# 宮城県立精神医療センター保全計画 ② 本館、渡り廊下、ソーシャルセンター棟 平面図 縮尺 R 1/200(A1), 1/400(A3) 日付 2018/10 (平成30年)		Job No. 18049
伊藤 三郎 建築 研究所					意匠 2	







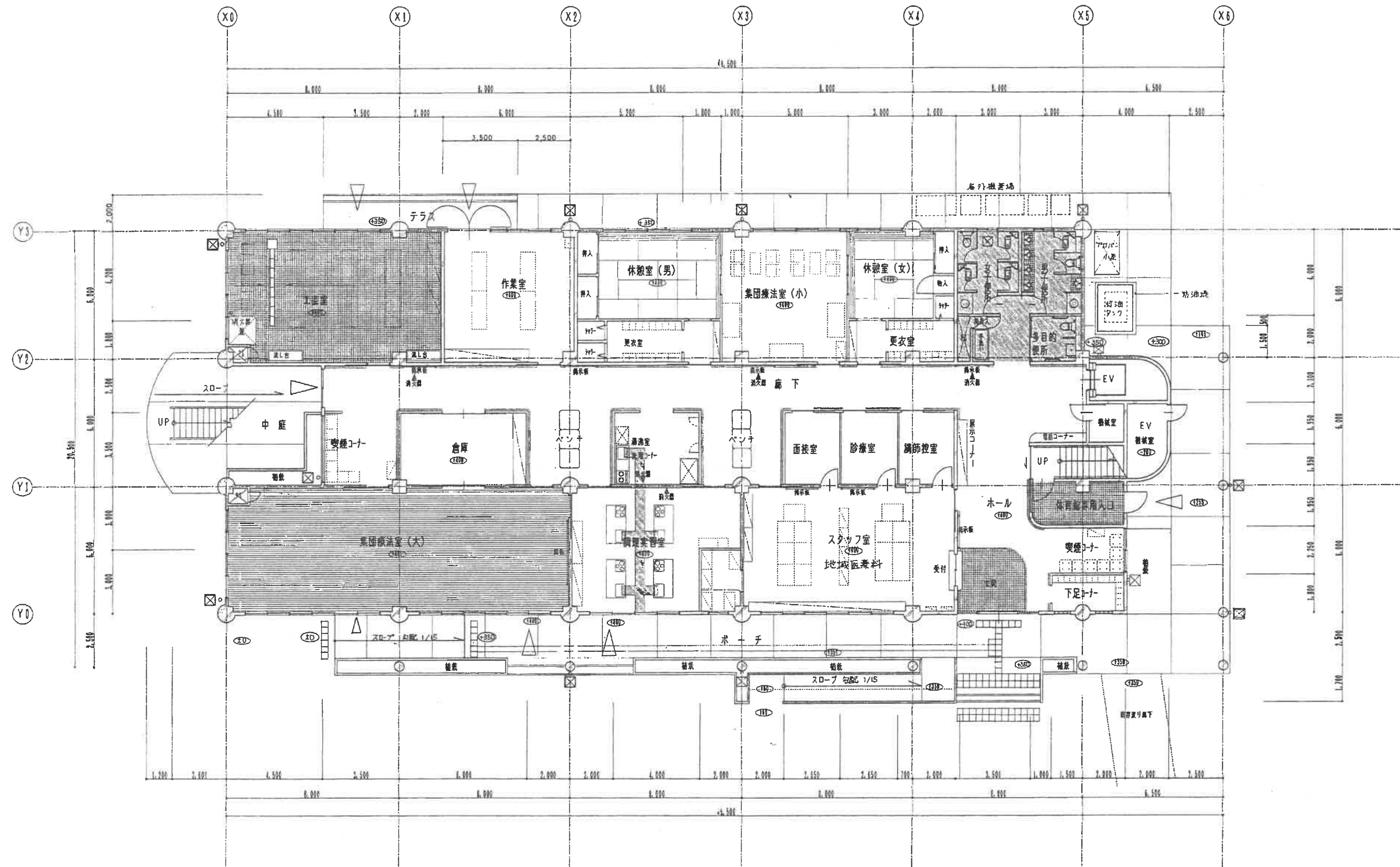
	株式会社 伊藤 三郎 建築研究所 一級建築士事務所 登録住所 東京都中央区 設計者 川島 廣明 一級建築士登録番号 第289771号	設計者 主任技師 川島 廣明 技師 佐藤 結香 技師 杉野 真菜美	件名 宮城県立精神医療センター保全計画 図名 北病棟 平面図 縮尺 R 1/200(A1), 1/400(A3) 日付 2018/10 (平成30年)	Job-No. 18049 意匠 5
	伊藤 三郎 建築研究所			



株式会社 伊藤喜三郎建築研究所 一般建築士事務所 宮城県仙台市青葉区 設計者 川崎 廣明 一般建築士登録番号 第289771号	設	計	書	伊藤喜三郎建築研究所	伊藤喜三郎
	代表取締役	生田英樹	監理者	川崎 廣明	伊藤喜三郎
	取締役	川崎 廣明	監理者	川崎 廣明	伊藤喜三郎
	取締役	川崎 廣明	監理者	川崎 廣明	伊藤喜三郎
	取締役	川崎 廣明	監理者	川崎 廣明	伊藤喜三郎
株式会社 伊藤喜三郎建築研究所 一般建築士事務所 宮城県仙台市青葉区 設計者 川崎 廣明 一般建築士登録番号 第289771号	設計書 伊藤喜三郎建築研究所		伊藤喜三郎建築研究所 〒981-2202 仙台市青葉区北3-2-22 TEL 022-233-1111	伊藤喜三郎建築研究所 〒981-2202 仙台市青葉区北3-2-22 TEL 022-233-1111	伊藤喜三郎建築研究所 〒981-2202 仙台市青葉区北3-2-22 TEL 022-233-1111
株式会社 伊藤喜三郎建築研究所 一般建築士事務所 宮城県仙台市青葉区 設計者 川崎 廣明 一般建築士登録番号 第289771号					伊藤喜三郎建築研究所 〒981-2202 仙台市青葉区北3-2-22 TEL 022-233-1111
株式会社 伊藤喜三郎建築研究所 一般建築士事務所 宮城県仙台市青葉区 設計者 川崎 廣明 一般建築士登録番号 第289771号					伊藤喜三郎建築研究所 〒981-2202 仙台市青葉区北3-2-22 TEL 022-233-1111





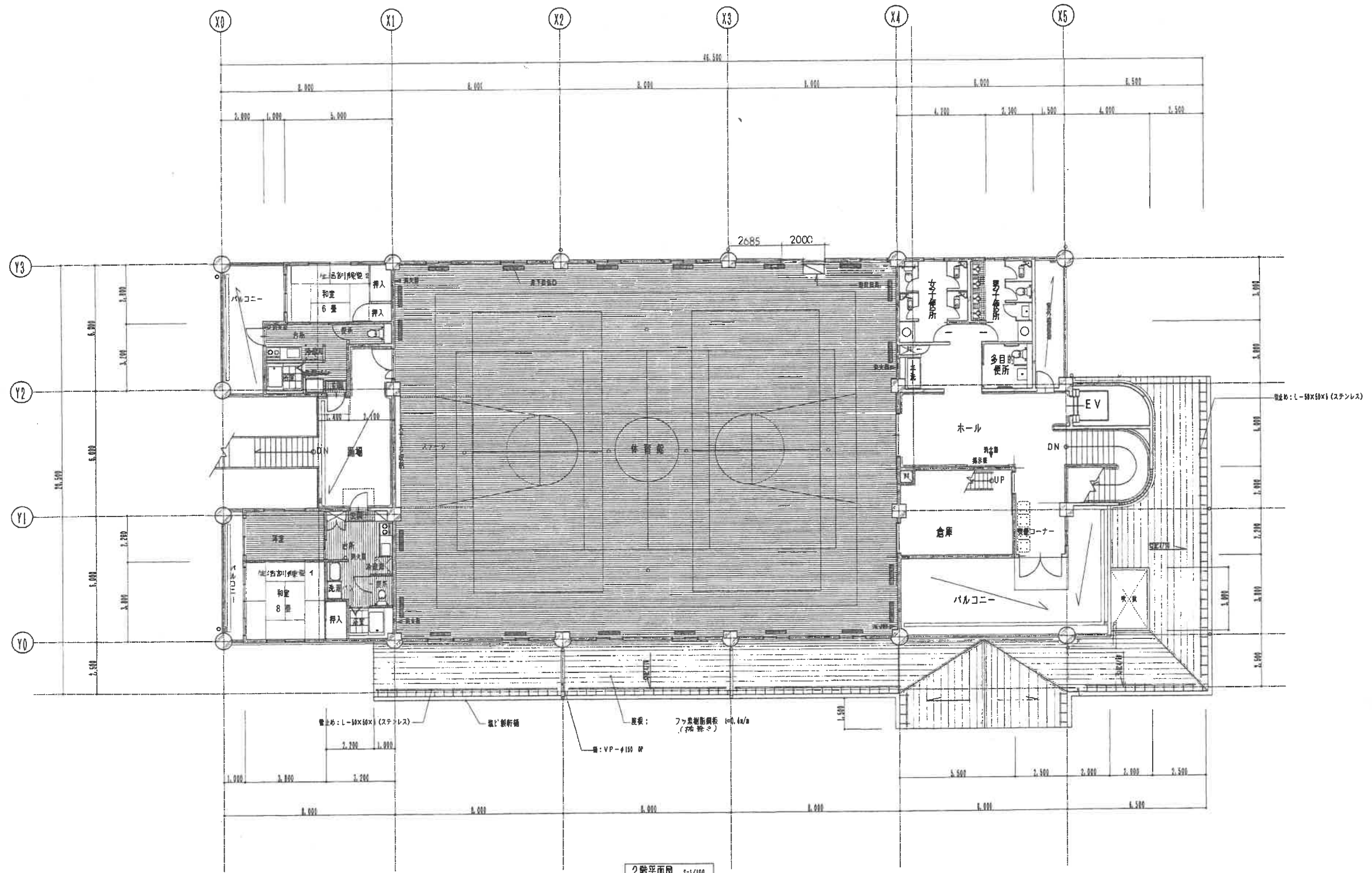


1階平面図 1/100

凡例  
 消火器は、壁掛け型消火器BOXを示す  
 ○は、床敷型を示す  
 □は、雨水管 300φ × 300φ (11ヶ所)


工事名 名取病院リハビリテーションセンター新築工事  
 図面名 1階平面図 縮尺 1/100  
 株式会社 桂設計 一級建築士大臣登録第72732号 山本正二

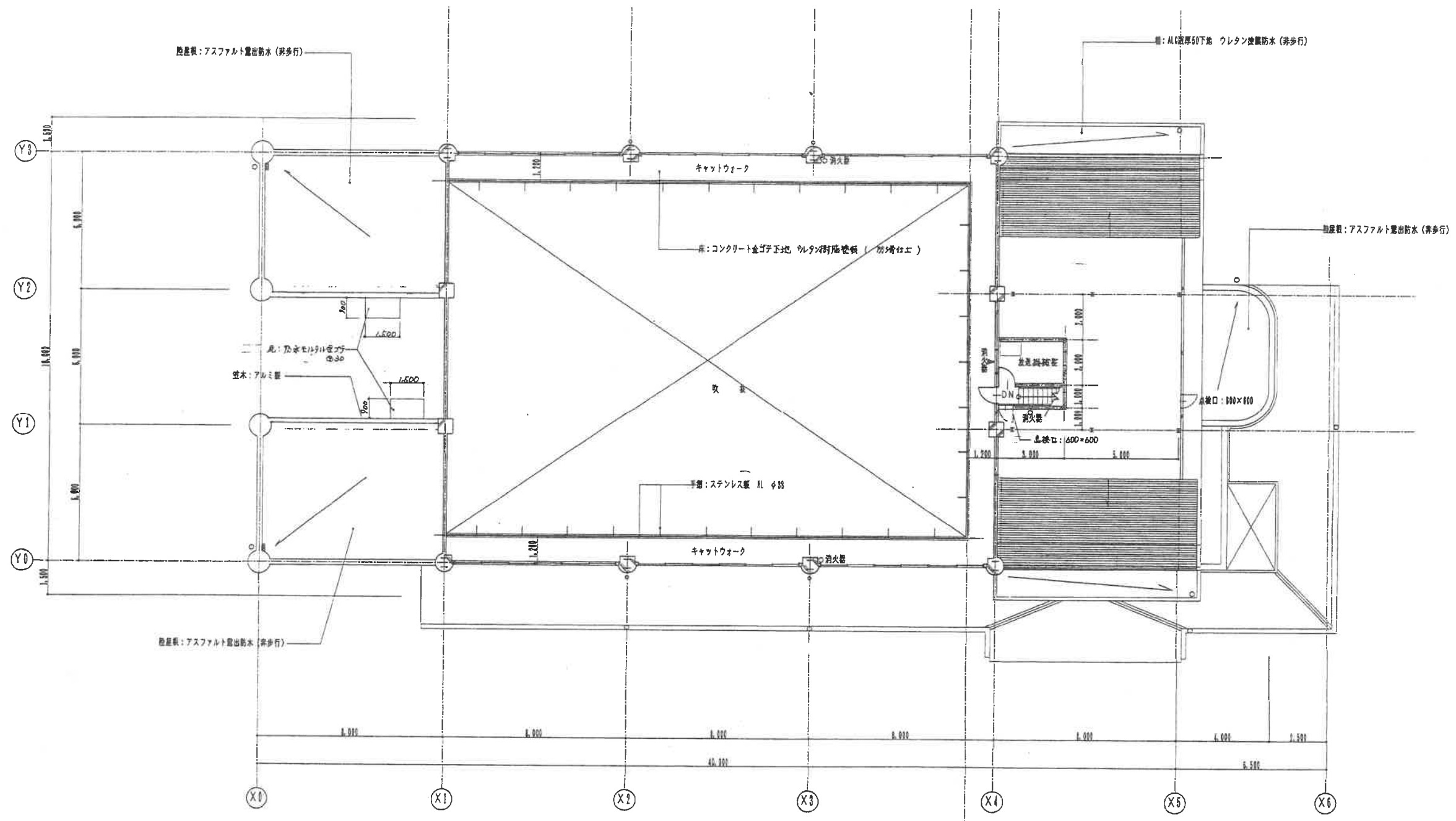
図面番号 A-10



2階平面図 1/100

凡例  
 消火器 ▲は、標準型消火器ボックスを示す  
 ○は、床置型を示す

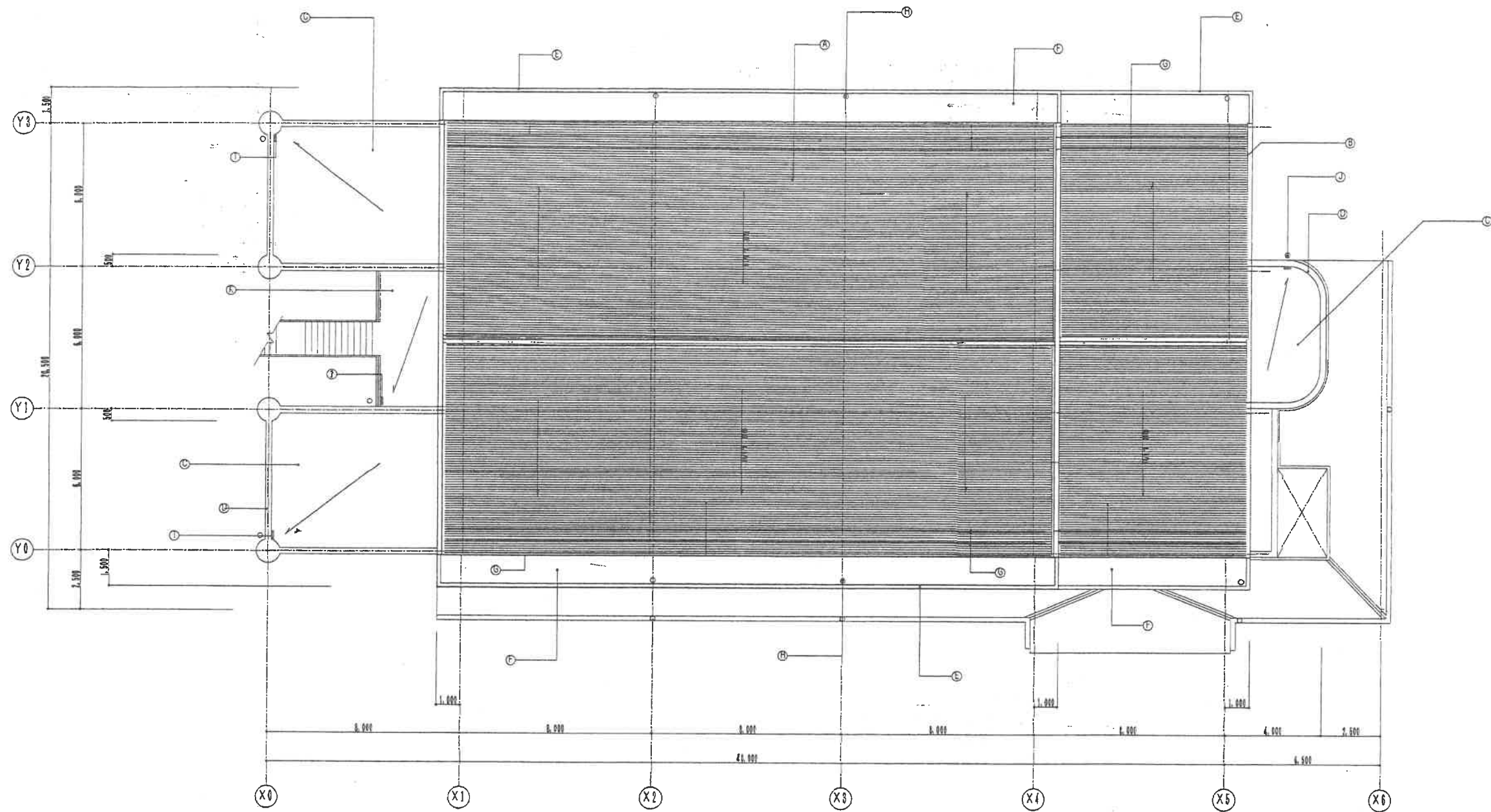
工事名	名取病院リハビリテーションセンター新築工事		図面名	2階平面図	縮尺	1/100		A-11
図面名	2階平面図		縮尺	1/100	株式会社 桂 設計			
株式会社 桂 設計			〒980-0855 山形県山形市大町1-1-1					



2FL +3.700 平面図 1/100

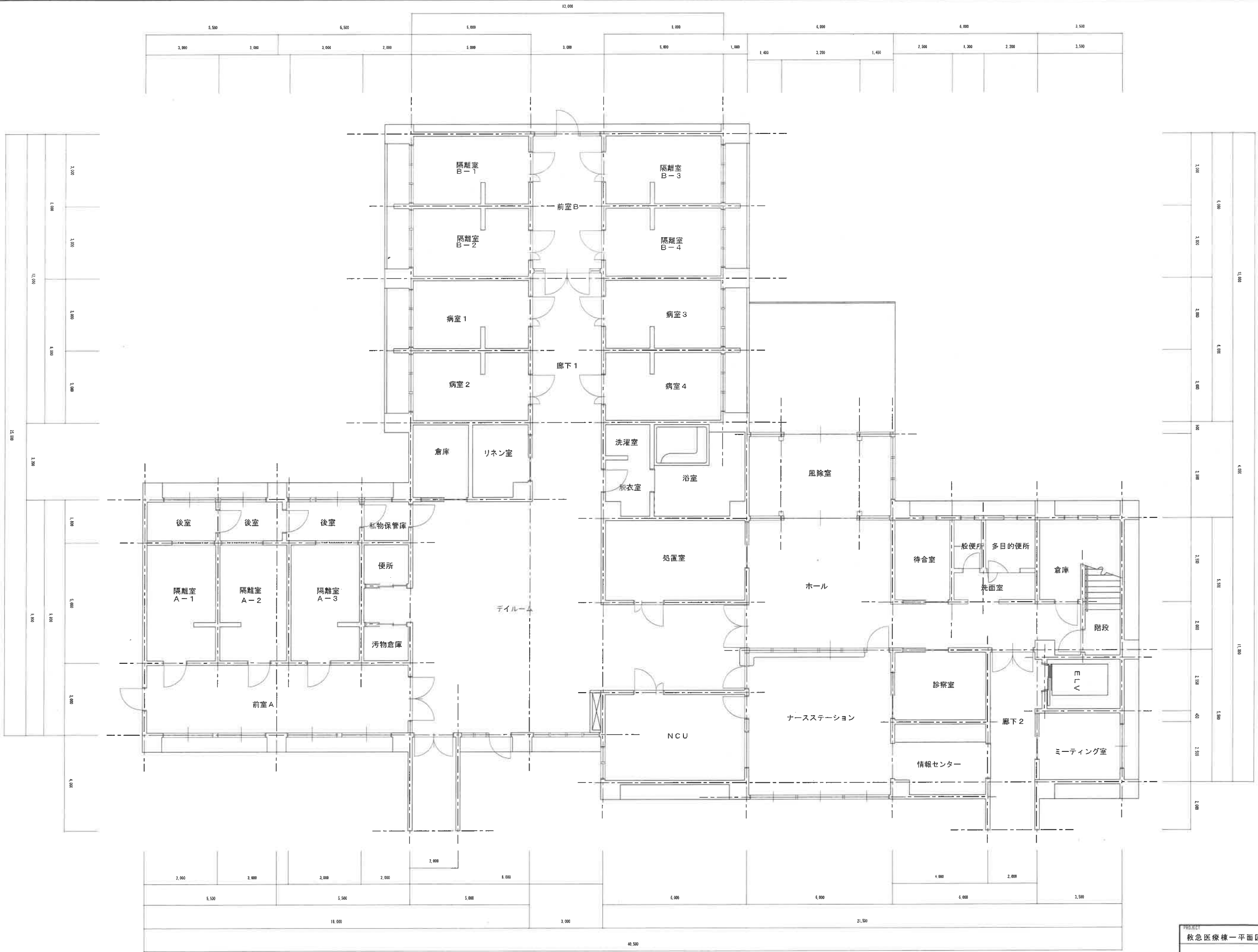
凡例  
 消火器: Aは、管理用型消火器BOXを示す  
 □は、床面管を示す

工事名	名取病院リハビリテーションセンター新築工事	図面番号	A-12
図面名	2FL +3.700 平面図	縮尺	1/100
株式会社	桂 設計	一級建築士大臣登録第72732号 山本正一	

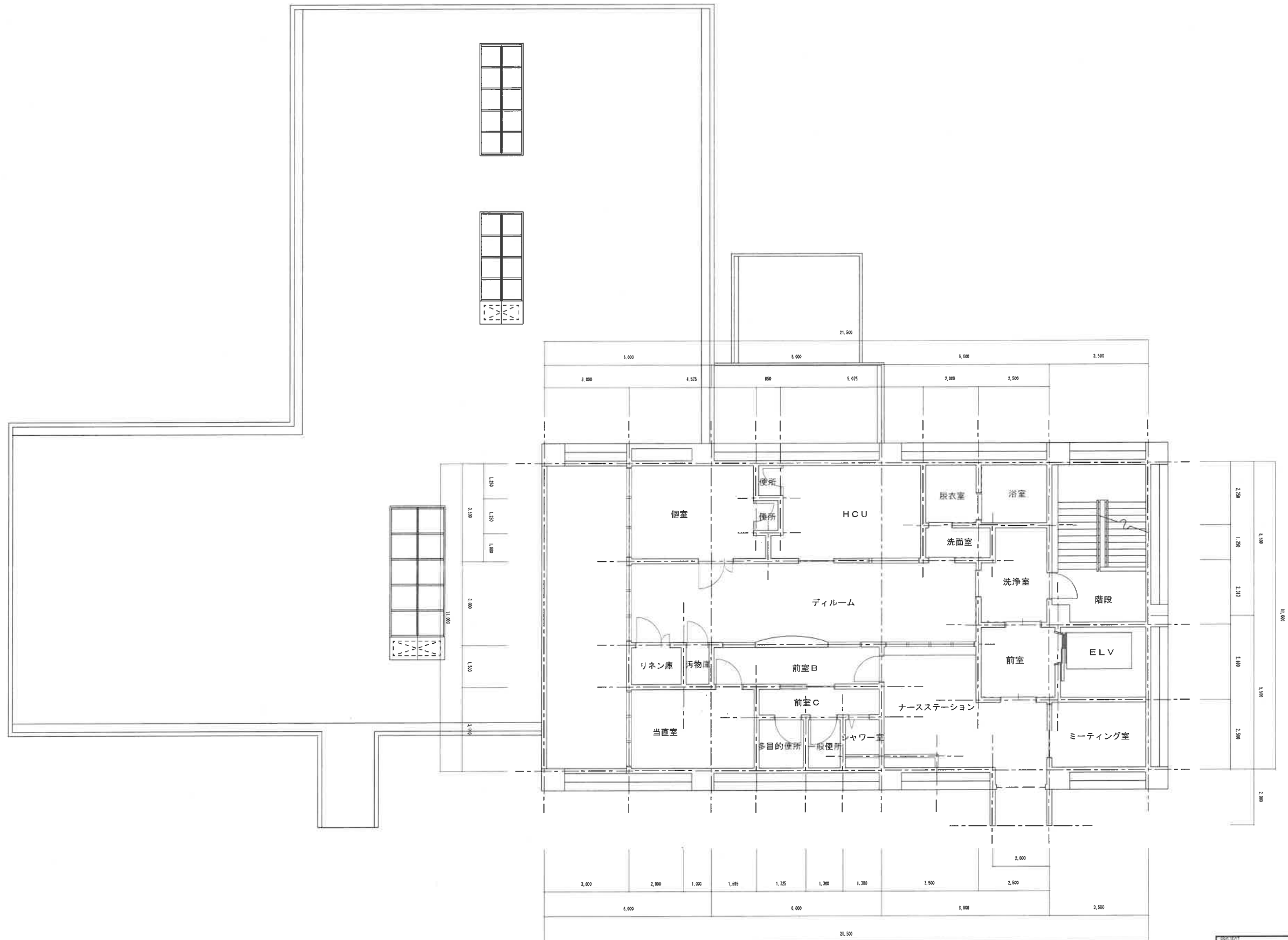


屋根伏図 S=1/100

<b>凡 例</b> (A) 屋根: フツ茶屋屋根板厚1=0.4 鋼 鋼骨, アスファルトルーフィング12kg, ロックウール吸音断熱裏張り毛セメント板厚10 (B) : フツ茶屋屋根板厚1=0.4 鋼 鋼骨, アスファルトルーフィング12kg, 硬質木片セメント板厚1=10 (C) : アスファルト露出防水 (D) アルミ製窓木			(E) 窓木: フツ茶屋屋根板厚1=0.4加工 (F) 層: ALC板厚50下地・ウレタン塗膜防水 (G) 管止め: L-50×50×5 (ステンレス) (H) 鋼鉄製ドレンφ150 (ステンレスネット付)			(I) 鋼鉄製引き上げドレン (J) 管端: SGP-φ150 30P (K) アスファルトアフラト・2層エコノフット・カラ・モルタル: 他			工事名 名取病院リハビリテーションセンター新築工事 図面名 屋根伏図 1/100 株式会社 桂 設計 一級建築士大田登雄第72732号 山本正一	山本 野田 A - 13
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------







令和6～8年度  
建物総合管理業務委託仕様書

宮城県立がんセンター

令和 6～8 年度

(1)警備・防災業務

仕 様 書

宮城県立がんセンター



## 警備・防災業務仕様書

### I 総 則

#### 1. 目 的

この仕様書は、宮城県立がんセンター（以下「庁舎」という。）における人・建物等の安全を保ち、各種災害から守るため、防犯・防火・防災に努めるとともに、有事の際にはその被害を最小限に止めるよう努めることにより、常に安全で快適な環境を確保し、円滑な病院運営の確保を図ることを目的として、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）についてその仕様を定めるものである。

なお、業務の実施にあたっては、「警備業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」、「宮城県庁舎管理規則」、「宮城県防火管理規程」、「病院宿日直規程」及びその他関係法令等を遵守し、適正に業務を実施することとする。

- (1) 総括的保安・防災業務
  - (2) 日常的保安・防災業務
    - ① 巡回警備業務
    - ② 監視警備等業務
    - ③ 駐車場管理業務
  - (3) 宿日直業務
  - (4) その他発注者が特に委託する業務
2. 委託業務の対象は、次に掲げる建物及び付属工作物、並びに外構部の敷地内全域とする。
- (1) 庁舎名 宮城県立がんセンター
  - (2) 所在地 名取市愛島塩手字野田山地内
  - (3) 敷地面積 69,289.72㎡
3. 受注者は、委託業務を実施するにあたり、総括責任者のほか法令上有資格者の設置が義務づけられているものについては、所定の有資格者を配置するとともに当該業務の施行に必要な業務員（以下「業務員」という。）を確保し、その業務を実施するものとする。
4. 受注者は、「警備業法」に定められた適任者で業務を十分に遂行できる者を業務に従事させることとし、総括責任者には、業務に関する十分な知識・経験（総括責任者としての経験を3年以上有すること。）を有し、業務員を指揮監督できる者を充てるとともに、業務員には身元確実な誠意ある者を充てることとする。
5. 受注者は、勤務させる職員の健康診断書の写し（結核予防法に基づくX線レントゲン検査の所見は必須）を添付した名簿を、勤務の1週間前までに発注者に報告すること。  
また、職員に異動があった場合も同様とする。
6. 受注者は、委託業務の実施にあたり、庁舎の保安・防災、秩序の維持に配慮し、次に掲げる事項について総括責任者及び業務員を教育、指導するものとする。
- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し発注者の信用を傷つけないように誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
  - (2) 庁舎内の規律維持のため服務、服装等に留意し、名札を常時着用し、業務員であることを明確にするとともに、入院患者、来院者及び職員等に不快感を与えないように、その作業、言動に注意すること。
  - (3) 業務の実施にあたっては、監視機器類の取扱等を熟知し、適正な操作、監視を行うこと。
  - (4) 火気の使用、騒音の発生、出入口の戸締りに注意し、作業を実施すること。
  - (5) 業務の施行に関し、庁舎管理者（以下「管理者」という。）から指示があった場合には、総括責任者の指示のもとにこれに従うこと。
  - (6) 業務員は、非常時等に迅速に対応できるよう常に連絡等の体制を整えておくこと。
  - (7) 業務施行に伴い建物、施設、設備、機械器具等（以下「設備等」という。）を損傷しないこと。  
故意又は過失を問わず設備等に損傷を与えた場合は管理者に速やかに報告し、管理者の指示に従い対処すること。
7. 委託業務の実施中に設備等に破損、汚損又は故障を発見した場合及び庁舎管理上支障を生じる恐れを認めた場合は、速やかに管理者に報告し、対応について管理者の指示に従うこととする。
8. 委託業務実施に伴い、業務員の疾病、傷害、その他事故については、その原因にかかわらず受注者の責任において措置するものとする。

9. 受注者は、委託業務について管理者と協議の上、年間及び月間の警備計画、防災計画等を作成し、管理者の承認を得ることとする。
- また、業務の実施にあたっては、毎月、配備計画を作成し、実施する月の前月25日までに管理者に提出し確認を受けるものとし、当該月の業務を実施したときは、業務完了届（月間）を翌月の10日までに管理者に提出し確認を受けるものとする。
10. 毎日実施する業務については、実施した翌日（休日の場合は、その翌日）午前9時までに管理者に警備日誌等を提出し確認を受けるものとする。
11. 本件の業務履行に伴う関係諸法令に基づく手続き又は提出書類の作成等は、受注者の負担において行うものとする。
12. 本件業務の実施に必要な機械器具及び資材（従業員が使用する警棒、懐中電灯、手袋、マスク、事務用品等の消耗品を含む。）は受注者が負担するものとし、発注者は業務実施に必要な電気、水、図面、資料等を提供するとともに業務員執務室（守衛室・宿直室等）を貸与するものとし、受注者は善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。
- また、受託期間満了等に伴い当該物件を返還する場合は、管理者の立ち会いにより確認を受けるものとし、修繕等を要する場合は管理者の責任において実施し、その費用は受注者が支払うものとする。
13. 業務の施行に際しては、管理者と定期的に打合せを行い、適正な業務の施行について協議するものとする。
14. 受注者は、今回の契約が終了した場合において、新たに当該業務を受託する者（以下「新受注者」という。）から受注者の業務履行期間中に受託業務内容の引継ぎ等の申し出があった場合には、引継に一定の期間（発注者が必要とする期間で、おおよそ1ヶ月間程度とする。）を設け、業務に支障ない範囲で確実に引継が出来るよう誠実に対応すること。
15. この引き継ぎに発注者から新受注者の人員の研修のため、各受託作業に当たらせることを要請された場合にはこれを拒否してはならない。また、当該研修要員を、自社の職員同様に業務に当たらせるなど、業務が円滑に引き継がれるよう誠実に対応すること。
16. この仕様書は、委託する業務の概要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然に実施しなければならないものはもちろんのこと、発注者と受注者とが協議して定めた事項については、業務員に周知徹底し、誠実に実施することにより、委託業務を確実に遂行するものとする。

## II 業務概要

1. 業務を実施する日時については、契約期間の毎日24時間常時とする。
2. 業務は職員の勤務時間内と勤務時間外に区分して実施するものとし、勤務時間内は5人（うち1人は駐車場管理業務等のため平日午前中のみの勤務で可）以上、勤務時間外は4人以上を常時配置し業務に充てること。
- なお、時間の区分については、次のとおりとする。
- (1) 勤務時間内とは、平日午前8時30分から午後5時15分までをいう。
- (2) 勤務時間外とは、休日（国民の祝日に関する法律の定める休日、土曜日、日曜日、1月2日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）の午前8時30分から翌日の午前8時30分まで及び平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。
- (3) 緊急時等において発注者が特にその業務実施を指示した場合は、その指示に従うものとする。特に指示された業務を実施した勤務時間は本業務に含むものとし、その経費は本件契約委託料に含むものとする。
3. 総括的保安・防災・宿直業務
- (1) 業務体制の整備  
適正な業務担当者の確保及び配置、業務員の指導及び教育
- (2) 業務計画書の作成  
日常的業務計画書、定期的業務計画書、有事の措置計画書等の作成
- (3) 業務の記録整備  
警備日誌、事故報告書、入退庁者管理簿、拾得物簿、宿直日誌等の整備
- (4) 業務の評価  
業務体制、業務計画、業務記録の評価
- (5) 図面、資料等の整備

#### 4. 日常的保安・防災業務

##### (1) 巡回警備業務

###### ① 勤務時間中の巡回警備

庁舎内外の随時巡回（来院者の案内，不審者・不審物の発見，火気・危険物の管理，消火・防火施設の確認，設備等の汚損・異常の発見，掲示物の点検，消灯・点灯の確認等）

###### ② 勤務時間外の巡回警備

イ 外部に通ずる出入口の定時開閉

ロ 庁舎内外の随時巡回（来院者の案内，不審者・不審物の発見，火気・危険物の管理，消火・防火施設の確認，設備等の汚損・異常の発見，掲示物の点検，消灯・点灯の確認，残務者の確認，各室の施錠状況の確認等）

###### ③ 守衛室に対する異常の連絡及び応急処置

###### ④ 業務の報告

##### (2) 監視警備等業務

###### ① 守衛室に設置されている次の機器の常時監視・操作，点検・確認

防災操作卓，防災監視盤，非常電話盤，非常放送盤，電灯盤，照明制御盤，エレベーター監視盤，親時計盤，薬剤部監視モニター

なお，当該設備機器は，中央監視室の設備と相互関連しているものが多いため，業務の実施にあたっては，常に中央監視室業務員と連絡を密にし，中央監視室業務員が実施する業務には協力すること。

###### ② 出入り状況の監視

イ 出入口の監視，不審者・不審物の発見，危険物の持込み制限，来院者の案内等

ロ 勤務時間外の入出者の把握，確認（休日における面会者カードの発行，回収を含む）

ハ 出入り業者，作業員等の把握，確認

ニ 職員及び出入り業者等からの依頼による緩和ケア病棟における玄関の開錠・閉錠

###### ③ 警察署，消防署その他官公署に対する異常の連絡及び応急処置

###### ④ 職員の執務室，会議室，倉庫等の鍵の受渡し，保管及び記録

###### ⑤ 勤務時間外に於ける職員及び管理者が別途委託している業者の業務員等からの要請による各部屋の開錠・閉錠

###### ⑥ 勤務時間外に於ける文書・物品の授受管理，遺失物の管理

###### ⑦ 勤務時間外に於ける電話の対応及び来院者等の対応

イ 各病棟及び関係部署への外線電話の取り次ぎ

ロ 来院者等の病棟及び関係部署の案内

###### ⑧ 業務の報告

##### (3) 防災業務

###### ① 火災等の災害発生時には，病院の防災センター機能を有する守衛室において，管理者の指示に従い関係機関と連絡調整を行い，中央監視室等と協力して消火活動を行うこと。

###### ② 災害，事故等異常が発生した場合は，別に指示する緊急連絡等非常時の処置をとると共に，管理者に発生内容の状況等を迅速に報告し，二次災害の防止と適切な復旧措置を講じて安全の確保に努めるものとする。

###### ③ 業務員は，中央監視室と相互に連携して日頃から機器操作，火災時等における防災機器の作動訓練を行わなければならない。また，定期的に管理者が実施する防災訓練に参加すること。

###### ④ 業務の報告

(4) 駐車場管理業務

- ① 来院者、職員及び管理者が委託している委託業者の業務員の駐車場の出入管理
- ② 駐車場満車時における空きスペースへの案内等の対応
- ③ 歩道・車道及び駐車禁止区域等に駐車している車両対策（車両移動要請・張り紙による警告等）
- ④ 冬期間における正面玄関及び歩道の除雪、融雪剤の散布（駐車場内から正面玄関及び休日出入口までの歩道の確保を主に行う。）  
なお、除融雪に当たっては、清掃等業務の冬期間に於ける業務に含まれている業務でもあり、除融雪実施区域等は管理者の指示による他、来院者等に支障がないようにすること。

(5) 業務スケジュール表の作成

日常業務の基本スケジュール表を作成し、スケジュール表に沿って業務を実施するものとする。  
なお、スケジュール表の作成にあたっては、管理者と協議すること。

5. 宿日直業務

勤務時間外に行う次の業務とする。

- (1) 急患時のカルテ出庫業務
- (2) 緊急手術、検査等のための職員（医師、看護師及び薬剤部・診療放射線技術部・臨床検査技術部の技師等）の呼び出し業務
- (3) 災害（地震、台風、大雨、洪水、大雪、暴風等）、火災、放射線・R I 関連事故、自動車事故等発生時の職員連絡業務
- (4) 死体解剖に伴う遺族への謝礼金を担当医師へ手渡す業務（謝礼金の保管を含む。）
- (5) その他管理者が指示する業務

6. その他業務

- (1) 管理当直室、非管理当直室及び職員仮眠室等の管理（ベッドメイク作業を含む。）
- (2) 携帯用酸素ボンベ庫管理（携帯用酸素ボンベの受入れ確認、払出し記録、数量確認、病棟への搬入等）
- (3) 時間外における緩和ケア病棟入院者に対する電話の直接取り次ぎのため、入院患者名簿との照合による在棟患者確認
- (4) 急患の受け入れに伴う救急車等の緊急車両誘導、交通整理
- (5) 院内の死体安置に伴う入院患者等の人員整理、遺族及び霊柩車等の誘導・案内
- (6) タクシーチケットの受払
- (7) 緊急時のAED装置（自動体外式除細動器）搬送
- (8) その他管理者が指示する業務

令和 6～8 年度

(2) 機械設備等運転保守業務

仕 様 書

第1章	総則
第2章	保安基本事項
第3章	総括管理業務
第4章	運転・日常点検保守業務
第5章	定期点検・測定・清掃業務
第6章	重油タンク清掃及び漏洩検査業務
第7章	貯水槽等清掃業務
第8章	ボイラー及び圧力容器清掃整備点検業務
第9章	非常用発電設備保守点検業務
第10章	直流電源装置保守点検業務
第11章	冷却塔保守点検業務

宮城県立がんセンター

# 機械設備等運転保守業務仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 目 的

この仕様書は、宮城県立がんセンターの建物及び設置された電気・機械設備等を計画的に保全し、機能及び性能を良好な状態に保つとともに、常に安全で快適な環境を確保し、安定した病院機能の保持を図ることを目的とした業務について、その仕様を定めるものとする。

### 2. 適 用

この仕様書は、委託する業務の概要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないものはもちろん、発注者と受注者が協議して定めた事項は、業務員に周知徹底し、誠実に実施することにより、委託業務を確実に遂行するものとする。

なお、委託業務の実施にあたり本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び同「建築保全業務報告書作成の手引き」によるほか、その他関係法令に準拠するものとする。

### 3. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の意味は、次による。

- (1) 庁舎とは、宮城県立がんセンターをいう。
- (2) 施設とは、建築物及びこれに付随する設備をいう。
- (3) 建築物とは、建築主体構造及び内外装まわりをいう。
- (4) 設備とは、電気設備、機械設備、衛生設備、空気調査設備及びその他の共通の設備をいう。
- (5) 共通の設備とは、電気設備、及び機械設備のいずれにも共通する設備で防災設備及び中央監視設備をいう。
- (6) 施設の管理とは、設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。
- (7) 施設の保全とは、設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う点検、調整、保守、運転保安、修繕及び清掃をいう。
- (8) 施設の保守とは、消耗部品及び材料の取り替え、ネジの増締め、注油等の措置並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れ等の除去及び塗装の補修をいう。
- (9) 運転とは、施設の機能を発揮させるために、設備機器を操作し、作動させると共にその動作状態を監視し記録することをいう。
- (10) 点検とは、測定器具の使用、又は目視等により設備状態及び消耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。
- (11) 日常点検とは、設備機器の運転に関連して日常に行う点検をいう。
- (12) 定期点検とは、施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び設備の運転状態について定期的に行う点検をいう。
- (13) 法令点検とは、法に基づき定期的に行う点検をいう。
- (14) 修繕とは、建築物、設備及び機器の機能低下、又は損傷部分を現状に回復し、当初の機能を維持することをいう。
- (15) 立会とは、別途発注された定期点検整備、修繕、工事に立会確認することをいう。
- (16) 業務員とは、委託を受けた業務を契約書及び仕様書に基づき実施する者をいう。
- (17) 主任技術者とは、委託を受けた業務を実施する総括責任者で業務員を指揮監督する者をいう。

う。

- (18) 副主任技術者とは、主任技術者不在時において主任技術者の業務を代行する者をいう。
- (19) 指示とは、方針、基準、計画及び業務の実施方法を具体的に示し、その実施を受注者又は主任技術者をとおして義務づけることをいう。
- (20) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (21) 承諾とは、受注者側の発議により受注者が発注者に報告し、了解することをいう。

#### 4. 業務実施人員及び実施日等

- (1) 業務を実施する日時は、契約期間の毎日24時間常時とし、所要人員は次のとおりとする。
- (2) 業務は職員の勤務時間内と勤務時間外に区分して実施するものとし、勤務時間内は4人（電気技術者2名、機械技術者2名）以上、勤務時間外は2人以上を業務に充てるものとする。  
なお、時間の区分については、次のとおりとする。
  - ① 勤務時間内とは、平日午前 8時30分から午後 5時15分まで。
  - ② 勤務時間外とは、休日（国民の祝日に関する法律の定める休日、土曜日、日曜日、1月2日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）の午前 8時30分から翌日の午前 8時30分まで及び平日の午後 5時15分から翌日の午前 8時30分まで。
  - ③ 緊急時等において発注者が特にその業務実施を指示した場合（一時的な場合に限る）は、その指示に従うものとする。特に指示された業務を実施した勤務時間は本業務に含むものとし、その経費は契約委託料に含むものとする。

#### 5. 実施計画書

受注者は、業務の実施に先立ち受託業務の具体的な計画書及び業務の工程表（年間計画は、契約後10日以内、月間計画は、実施する月の前月25日まで）を提出し、庁舎管理者（以下「管理者」という。）の承諾を得ること。

#### 6. 検 査

主任技術者は、管理者の指定する業務及び作業に当たっては、記録等により確認できるものを除いて管理者の立会をもとめて検査を受けるものとする。

#### 7. 主任技術者等の選任

受注者は、業務員の中から主任技術者1名、副主任技術者1名、技術者1名を選任するものとする。

#### 8. 主任技術者等の責務

- (1) 主任技術者は、年間、月間、週間等の計画書作成、管理者との連絡、報告、調整及び業務員の総括指導監督を行うものとする。
- (2) 副主任技術者は、主任技術者を補佐するとともに主任技術者が何らかの事由により不在の場合は、その責務を代行するものとする。
- (3) 技術者は、業務員の技術的指導、中央監視盤の常時監視、日常点検、データ整理、報告書の作成及び保守管理計画書の立案を行うものとする。

#### 9. 業務員の名簿等

受注者は、勤務させる業務員の氏名、経歴書及び資格一覧表に資格者証（写し）を添付したものと並びに業務員の健康診断書の写し（結核予防法に基づくX線レントゲン検査の所見は必須）を添付した名簿を勤務の1週間前までに発注者に提出すること。

また、業務員に異動があった場合も同様とする。

#### 1 0. 通知義務

主任技術者は、次の場合管理者に連絡、又は報告するものとする。

- (1) 業務員に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備機器に異常が生じた場合。
- (4) 運転管理上危険な状況が生じたとき、又は生ずる恐れがあるとき。
- (5) 設備機器の事故、故障及び地震その他の災害に対して緊急対策、経過状況観察及び特別な点検をしたとき。
- (6) 巡回点検中に施設及び建築物等の破損、汚損等を発見したとき。
- (7) 管理者に指示された業務が終了したとき。
- (8) その他必要と思われる事項が発生したとき。

#### 1 1. 提出書類

この業務を完了したときは、次の書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書（保守点検整備記録等）
- (2) 業務日報
- (3) 業務実施状況写真
- (4) 解析、フィードバックから検討した意見の具申
- (5) その他管理者が必要と認め提出を求めた書類

#### 1 2. 安全の確保

業務の安全衛生に関する管理は、主任技術者が責任者となり関係法令に従ってこれを行い業務の安全確保のため、危険な業務に対して「労働安全衛生規則」に準じた安全規則を定めて、業務員にその周知徹底と実行を図るとともに管理者に提出すること。

業務の実施にあたっては、職員、患者、外来者、施設、備品等に危害又は、損害を与えないように主任技術者は、万全の措置を行うこと。危害又は損害を与えた場合、及びその恐れがある場合には、主任技術者は直ちに管理者に報告してその指示を受けること。

受注者は業務員に感染症の予防接種を実施するなど院内の感染症予防に努めること。

#### 1 3. 損害賠償義務

業務の実施により生じた損害は、故意又は過失を問わず原則として受注者の負担とする。

また、その損害の起因が明確でない場合は発注者と協議の上、受注者の責任の範囲において負担するものとする。

#### 1 4. 官公庁への手続き

受注者は、本業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きを管理者と協議のうえ行うこと。

#### 1 5. 現場管理

- (1) 業務を実施するための専用施設における盗難防止及び火元確認その他の施設の安全管理、整理整頓及び清掃等室内環境の整備については、責任をもって行うものとする。
- (2) 受注者は、業務員の健康状態をよく把握して業務の実施に支障が生じないようにすること。
- (3) 受託業務実施に伴い業務員の疾病、傷害、その他の事故については、原因の如何にかかわらず受注者の責任において措置するものとする。



- (4) 業務員は、身許確実な誠意のあるものを従事させること。
- (5) 業務員は、庁舎内の規律維持のため服務、服装等に留意し、名札（顔写真付）を常時着用し、業務員であることを明確にするとともに、入院患者、来院者及び職員等に不快感を与えないように、その作業、言動に注意すること。
- (6) 火気使用、騒音・嫌音の発生、出入口の戸締りに注意して作業を実施すること。
- (7) 業務の施行に関し、管理者から指示があった場合には、主任技術者の指示のもとにこれに従うこと。
- (8) 業務員は、非常時等に迅速に対応できるよう常に連絡等の体制を整えておくこと。
- (9) その他、業務の実施にあたっては、必要に応じ危険防止に必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めること。

#### 1 6. 施設使用及び備品等の負担

- (1) 業務を行うのに必要な工具類、測定機器等の機材、及び材料、油脂等の消耗品は、機器に付属して設置されているもの、又は発注者が支給するものを除き受注者の負担とする。
- (2) 現場業務に必要な事務用品並びに衣料品等は受注者の負担とする。なお、発注者があらかじめ貸与するものについては、受注者の善良な注意義務をもって管理するものとする。
- (3) 受注者は中央監視室、業務員控室等庁舎の専用施設は、発注者が貸与するものとし、受注者は善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。  
また、受託期間満了等に伴い当該物件を返還する場合は、管理者の立ち会いにより確認を受けるものとし、修繕等を要する場合は管理者の責任において実施し、その費用は受注者が支払うものとする。
- (4) 業務を行うために必要な電気、水、ガスは、発注者が支給する。

#### 1 7. 諸法令等規の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 労働安全衛生法（本法及び、ボイラー及び圧力容器安全規則等）
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (5) 水道法
- (6) 医療法
- (7) 薬事法
- (8) 放射線障害防止法
- (9) 電気事業法
- (10) 自家用電気工作物保安規程
- (11) 宮城県防火管理規程
- (12) 放射線障害予防規程
- (13) 医療ガス取扱規程
- (14) その他関係法令、条例、規則、要綱等
- (15) 高圧ガス保安法
- (16) 大気汚染防止法

#### 1 8. 業務引継等

- (1) 受注者は、今回の契約が終了した場合において、新たに当該業務を受託する者（以下「新受注者」という。）から受注者の業務履行期間中に受託業務内容の引継等の申し出があった場合

には、引継に一定の期間（発注者が必要とする期間で、おおよそ1ヶ月程度とする。）を設け、業務に支障ない範囲で確実に引継が出来るよう誠実に対応すること。

- (2) この引継に発注者から新受注者の人員の研修のため、各受託作業に当たらせることを要請された場合にはこれを拒否してはならない。また、当該研修要員を、自社の職員同様に業務に当たらせるなど、業務が円滑に引き継がれるよう誠実に対応すること。

#### 19. 疑義

互いに委託業務について疑義が生じた場合は、主任技術者と管理者は協議するものとする。

## 第2章 保安基本事項

### 1. 庁舎敷地，建築概要

(1) 敷地面積 69,289.72 m<sup>2</sup>

(2) 敷地内の主な建物

用途区分	構造	建築面積〔m <sup>2</sup> 〕	延面積〔m <sup>2</sup> 〕
病院本館	RC造 B1～7, RF	6,517.15	23,485.98
研究棟	RC造 B2～2F	1,597.84	5,055.12
動物実験棟		277.20	373.73
連絡キャノピー		88.40	88.40
第2カルテ庫		250.94	250.94
緩和ケア病棟	RC一部木造 1F～2F	1,614.88	1,667.92
渡り廊下		69.60	69.60
本館増築部		137.83	193.06
集学治療棟		806.37	2,204.63
付属施設	給気棟、車庫棟，特殊排水処理施設， 受水槽ポンプ室、予備酸素マニホール ド室、焼却場、駐輪場、院内保育所、 職員駐輪場、ろ過装置、感染性廃棄物 保管庫、プロパンボンベ庫 他	-	-
合計		12,383.94	34,144.78

### 2. 保全対象設備

保全対象設備の種類，数量及び業務等の範囲は，別に定める「保全対象設備表」による。  
なお，対象設備は，故障等により更新する場合がある。

### 3. 設備等保全業務の区分

委託保全業務は，次の区分によって行う。

- (1) 総括管理業務
- (2) 運転・日常点検保守業務
- (3) 定期点検・測定・清掃業務

### 4. 業務員の資格

業務員は，次に示す資格及び実力を有するもので構成すること。

- (1) 「電気主任技術者（3種以上）」取得者で業務を十分遂行できる者 1名以上
- (2) 「第1種及び第2種電気工事士」取得者で業務を十分遂行できる者 各1名以上
- (3) 「消防設備士（甲種又は乙種第1類，第4類及び乙種第6類）」取得者で  
消防設備業務に3年以上の経験を有し，かつ，業務を十分遂行できる者 1名以上
- (4) 「1級ボイラー技士」取得者で業務を十分遂行できる者 1名以上
- (5) 「2級ボイラー技士」取得者で業務を十分遂行できる者 1名以上
- (6) 「建築物環境衛生管理技術者」取得者で当該業務を5年以上の経験を有し，  
かつ，業務を十分遂行できる者 1名以上
- (7) 「配管2級工事士」及び「ボイラー整備士」取得者で当該業務を5年以上  
経験を有し，かつ，業務を十分遂行できる者 1名以上
- (8) 「冷凍機械責任者（3種）」取得者で業務を十分遂行できる者 1名以上

- |  |      |
|--|------|
| (9) 「危険物取扱者（乙種4類）」取得者で危険物取扱業務に3年以上経験を有し、かつ、業務を十分遂行できる者 | 1名以上 |
| (10) 「水道技術管理者」取得者で業務を十分に遂行できる者                         | 1名以上 |

#### 5. 書類の整備

委託業務に関する書類は、必要な都度取り出せるように中央監視室に常備し、これを整備しておかなければならない。

- (1) 宮城県立がんセンター機械設備等運転保守業務委託仕様書，その他委託仕様書（写し）
- (2) 保全計画書及び業務工程表（年間，月間）
- (3) 日常及び定期点検整備・測定記録表
- (4) 電気業務日誌，機械業務日誌及び打合せ連絡日報
- (5) 管理日報，月報及びメッセージ等打ち出し資料
- (6) 保安規程等諸規定の写し
- (7) 貸与品台帳（備品，管理用消耗品），設備機器台帳
- (8) 業務員名簿
- (9) 機器故障（事故）等報告書，点検・補修・作業報告書（写真を含む）
- (10) 貸与された書類
  - ① 本院工事完成図，② 本院完成原図，③ 機器完成図，④ 保全に関する指導案内書，
  - ⑤ 試運転報告書，⑥ 施工記録に関する図書類及び写真

## 第3章 総括管理業務

### 1. 法定技術責任者の選任

受注者は、関係諸官庁に届出を必要とする「建築物環境衛生管理技術者」、「電気主任技術者」、「ボイラー取扱作業主任者」及び「危険物保安監督者」の法定技術責任者を業務員の中から管理者と協議のうえ選任するものとする。また、その他法定技術責任者が必要となった場合も同様とする。

なお、「建築物環境衛生管理技術者」の選任にあたっては、有資格者のうち、特に次の条件を満たす者を充てるものとする。

- (1) 病院の環境管理及び清浄度に関する知識を有すること。
- (2) 病院における作業に関する知識または経験を有すること。
- (3) 清浄度を測定するための計測技術に関する知識を有すること。
- (4) 清浄度を監視するための分析、評価能力があること。
- (5) 上記各事項に関する指導、教育能力があること。

### 2. 「建築物環境衛生管理技術者」の業務

- (1) 建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるように次の各業務を行うものとする。
  - ① 維持管理業務計画の立案（年間、月間）
  - ② 維持管理業務の全般的監督
  - ③ 環境衛生管理に関する測定又は、検査の実施とその結果の評価
  - ④ 環境衛生上の維持管理に必要な調査の実施とその結果の評価
  - ⑤ 環境衛生管理に必要な書類の作成および関係書類の保管
  - ⑥ 環境衛生管理に必要な意見の具申、その他必要な業務
- (2) 年間管理計画は、法の規定に則り当年度の計画を立てるものとする。
- (3) 月間管理計画は、年間管理計画のうちの当月分について、前月までの実施状況を勘案して詳細に計画するものとする。
- (4) 維持管理業務の監督は、計画により環境衛生維持管理に係る事項について行うものとする。
- (5) 計画および臨時に必要と認められる事項について、測定検査及び調整を指導し、又は、自ら実施してその結果を評価し、衛生的環境の維持向上に資するものとする。
- (6) 監督、測定、検査、調査、その他によって特に改善、変更等を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を以て、その都度管理者に報告し指示を受けるものとする。
- (7) 管理計画のほか実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価（日本医療福祉設備協会編「病院空調設備の設計・管理指針」に準拠すること。）等に関する書類、関係官公庁等への報告書類等の各種書類に係わる図面等を作成するものとする。
- (8) 「建築物環境衛生管理技術者」は、要請があれば適切な時期に建築物の環境衛生に関して、職員にその維持管理状況等を報告し、改善及び協力等について説明するものとする。

### 3. 運転等計画業務

庁舎の設備機器は、多種多様であり、機器の機能を充分理解して運転・監視、保守及び点検業務にあたると共に、各室は使用条件も異なるため省エネルギー、機器の機能保全及び施設の環境管理を考慮した運転計画及び保守計画を立案し、業務に対応すること。

#### 4. 記録等管理業務

日常点検記録，各機器の運転日誌，設備台帳，CPUからの打出し資料等の記載，解析，フィードバックに関する業務及び関係予備品，備品，工具類の保守管理を行うものとする。

#### 5. 立会い業務

各施設，機器等にかかる定期点検，法定点検，修繕・交換及び検査について管理者と打合せを行い，実地に立会い，運転上支障のないことを確認するものとする。

#### 6. 防災業務

- (1) 災害，事故等異常が発生した場合は，別に指示する緊急連絡等非常時の処置をとると共に，管理者に発生内容の状況等を迅速に報告し，二次災害の防止と適切な復旧措置を講じて庁舎の安全確保に努めるものとする。
- (2) 火災等の災害発生時には，庁舎の防災センター機能を有する守衛室と協力し，かつ管理者に連絡しその指示に従い消火活動を行うこと。
- (3) 業務員は，守衛室と相互に連携して日頃から機器操作，火災時等における防災機器の作動順序把握を中心とした訓練を行わなければならない。また，定期的に管理者が実施する防災訓練に参加すること。

#### 7. その他の業務

- (1) 各施設，機器等の安全な運用を確保するための点検，調整，改修及び工事を必要と認めるときは，速やかに意見を付して管理者に報告して指示を受けるものとする。
- (2) 受注者に貸与された専用施設（中央監視室，機械室，空調室，パイプスペース等）は，各機器の清掃実施時に併せて，床及び高所等の掃除を年2回以上行うものとする。
- (3) 冬期間に於ける本院と動物実験棟，車庫，院内保育所等につながる裏出入口等の除雪，融雪剤散布（駐車場内から出入口までの歩道の確保のみで可。）

なお，除融雪に当たっては，別途委託している清掃等業務の冬期間に於ける業務に含まれている業務でもあり，除雪実施区域等は管理者の指示による他，清掃等業務の受注者と協議し，職員及び来院者等に支障がないようにすること。

- (2) その他管理者の指示する関連業務を行うほか，各業務について管理者との密接な連絡のもとに双方協力して業務にあたるものとする。

## 第4章 運転・日常点検保守業務

### 1. 業務体制

(1) 業務の実施体制は、原則として下表によるものとする。

各階管理	電気	各階分電盤以降各器具の点検 各階空調機等動力系電気設備の点検 火災報知設備誘導灯等防災機器の点検 時計，放送，表示等弱電設備の点検 避雷設備，医療用接地の点検
	機械	各階冷暖房空調関係機器の点検 各階給水，給湯，排水機器等の点検 各階消火設備，排煙機器等の点検 各階自動集塵機器の点検
電源，給水源 冷温熱源 医療設備管理	電気	受変電，自家発電機器の点検 C V C F，直流電源設備の点検
	機械	都市設備との対応設備（槽等）の点検 調用ポンプ等冷温熱源補機の点検 給水，給湯，排水関係機器の点検 消火ポンプ等防災関係機器の点検 中央監視設備機器の点検 医療ガス設備，中央集塵機器の点検
中央監視室 守衛室		受変電，照明，時計等弱電設備の運転 各階空調機等空調設備の運転 昇降機，自動ドア設備の監視 防災機器の点検

### 2. 業務内容

(1) 中央監視室での運転監視業務

中央監視室は、庁舎の設備機器の制御、監視機能を有する重要な箇所である。従って設備機器の精通した主任技術者等が常時勤務して運転計画等に基づき、機器の効率的な運用に努めるものとする。

監視、操作の主な内容は次のとおりとする。

- ① 運転開始前には、システム、機器の各部に異常、又は、故障がないことを確認すること。
- ② 運転中は、システム、機器の正常運用を確認し、必要に応じ計測、測定等を行うこと。
- ③ システム運用上必要な各種操作等を行うこと。
- ④ 機器の運転、停止の状態、操作及び故障、警報等の監視を行うこと。
- ⑤ 室内空気環境、衛生状態の監視及び調整を行うこと。
- ⑥ 中央処理装置によって計算機制御を行うものについては、制御状態、結果の監視を行うこと。
- ⑦ 定期的に外気状態の監視を行うこと。

(2) 電気設備

受変電設備（直流電源設備，自家発電設備，電力監視装置，C V C F等を含む一式），電灯・コンセント設備，及び弱電設備（放送設備，電気時計，インターホン，テレビ共聴等）を「消防法」，「建築基準法」，「電気事業法」及びその他の法令，又は，これに基づく特別

の定めのある場合を除き「保安規程」に基づく業務並びに下記の業務を行うものとする。

- ① 運転、監視及び保守点検、清掃
- ② 各種の計測及び記録の作成
- ③ 自家発電設備（分解を伴う精密点検を除く）については、発電機の試運転及び保守点検、清掃、警報装置の保守点検並びに発電機廻りの空気源、給油排煙等の点検清掃

### （3）空調調和設備

中央監視装置、空気源装置、ボイラー、冷凍機、軟水装置、空気調和器、ファンコイルユニット、送排風機等について「消防法」、「建築基準法」、「労働安全衛生法」その他法令又は、これに基づく特別の定めのある場合を除き、下記業務を行うものとする。

- ① 運転、監視及び保守点検、清掃並びに関連のある施設との連絡調整
- ② 各種の計測及び記録の作成
- ③ 冷却塔設備の保守点検、清掃
- ④ パッケージ型空気調和機設備の保守点検
- ⑤ エアークリナー設備の保守点検

### （4）防災設備

「消防法」に基づく法令点検業務を除き自動火災報知設備、スプリンクラー消火設備、排煙設備、誘導灯設備、二酸化炭素消火設備等について巡回点検を行うものとする。法定点検等については別途「消防設備保守点検業務仕様書」に記載する。

### （5）給排水衛生設備

上水及び雑用水の給水、給湯及び排水設備並びに医療ガス設備等について下記業務を行うものとする。ただし、分解を伴う精密点検を除く。

- ① 運転、監視及び保守点検、清掃
- ② 受水槽、高架水槽、膨張水槽及びマンホール等の保守点検
- ③ 各種の計測及び記録の作成
- ④ 分析及び記録の作成
- ⑤ 井水浄化システムの日常点検

## 3. 保守点検の方法

庁舎の設備保守、点検業務は、機器の状態、用途及び稼働に応じた臨機の適正な保全を行うものとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の定める管理基準に基づいて機器の状態に応じた適切な保守、点検を積極的に実施するものとする。

### （1）点検は、特殊な場合を除き目視等五感による点検とする。

なお、点検には、脚立程度の踏み台は使用するが、特別な足場等を仮設する必要はない。従って、高層建物の外部周り点検は、双眼鏡を用いて行うか、又は、開口部より点検可能な範囲とする。

### （2）天井裏などの隠ぺい部分の点検は、点検口等の廻りから目視できる範囲とする。

## 4. 記録方法

記録は、設備の損耗、経年変化、機能低下の状態、設備の修繕、更新及び保全計画、管理改善に重要な役割を果たすものであり、現状を的確に判断し易いものとし、その様式等に付いては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き」によるものとする。

## 5. 修繕業務

修繕のうちで、軽微な修繕及び応急処理的な業務を行うものとする。



## 6. その他

本業務の管理対象範囲は、R I 管理区域に設置されたR I 関連設備の点検・保守を除き、庁舎全てとする。また、守衛室に設置された昇降機監視設備機器，防災設備機器，照明制御設備機器の巡視・点検は，本業務に含むものとする。中央監視室に設置された各設備は守衛室の設備と相互関連しているものが多いため，業務の実施にあたっては，常に守衛室業務員と連絡を密にし，守衛室業務員が実施する業務に協力すること。

## 第5章 定期点検・測定・清掃業務

### 1. 業務体制

(1) 定期点検業務等の実施項目は、原則として次によるものとする。

① 建築設備	イ. 建築物構造及び内外装, 工作物の点検
② 電気設備	イ. 受変電, 自家発電機器, 電灯, 動力設備の点検 ロ. 直流電源設備, C V C F 装置の点検 ハ. 時計, 放送等弱電設備, 避雷設備の点検
③ 空調設備	イ. 冷凍機器 (水冷式チラーを除く), 製缶類の点検 ロ. 空調用ポンプ等冷温熱源設備の点検 ハ. 空調, 換気設備の点検 ニ. ばい煙量等測定
④ 衛生設備	イ. 都市設備との対応設備, 製缶類の点検 ロ. 給水 (井水浄化装置を除く), 給湯 (エコキュートを除く), 排水関係機器の点検 ハ. 除害施設, 焼却設備の点検 ニ. 中央集塵設備, 医療ガス設備の点検
⑤ 防火設備	イ. 火災報知設備, 誘導灯等防災設備の点検 ロ. スプリンクラーポンプ等防災関係機器の点検 ハ. 排煙設備等防災機器の点検
⑥ 昇降機設備	イ. 昇降機設備等関係機器の点検
⑦ 環境設備	イ. 病院内の環境管理, 測定, 機器の点検

(2) E S C O 設備の定期点検は次によるものとする。

機器名	台数	運転・日常点検項目
1. 水冷式ヒートポンプチラー (R-2-1, 2, 3)	3 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転状態 (温度, 圧力, 電流等) の確認</li> <li>・ 異音, 振動の有無</li> <li>・ 冷媒ガス漏れの有無</li> </ul>
2. 小型貫流ボイラ (B-1, 2, 3, 4)	4 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原水圧力, 軟水, オイルフィルター, 燃料等の漏れの有無</li> <li>・ 運転状態 (温度, 圧力, 電流等) の確認</li> </ul>
3. 冷却塔 (CT-2, 3)	2 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転状態 (温度, 圧力, 電流等) の確認</li> <li>・ 水槽の確認 (藻の発生の有無)</li> <li>・ 異音, 振動の有無</li> <li>・ 外観点検</li> <li>・ 冷却水の管理</li> <li>・ Y 型ストレーナーの清掃</li> </ul>
4. ポンプ (CP-2-1, 2, 3) (CDP-2-1-1, 2, 3) (HHP-1, 2) (FCP-1, 2)	10 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転状態 (電流, 圧力等) の確認</li> <li>・ 異音, 振動の有無</li> <li>・ グランド部確認</li> <li>・ Y 型ストレーナーの清掃</li> </ul>
5. 熱交換器 (HE-3, 4)	2 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観点検 (発錆, 水漏れの有無)</li> <li>・ 運転状態 (温度等) の確認</li> </ul>
6. エコキュート (EQ-1, 2)	2 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転状態 (温度, 圧力, 電流等) の確認</li> <li>・ 異音, 振動の有無</li> <li>・ 冷媒ガス漏れの有無</li> <li>・ 熱交換器の汚れの有無</li> </ul>

7. 断熱ジャケット	51 台	・外観点検（脱落、破損の有無）
8. 省エネ V ベルト	32 台	・異音、振動の有無 ・外観点検（ベルトの亀裂の有無等） ・ベルト交換およびテンション調整
9. Hf 照明	1325 台	・点灯状態確認 ・蛍光管の交換
10. インバータ装置	3 台	・外観点検（破損、異音、異臭の有無） ・運転状態（電圧、電流、周波数等）の確認、記録
11. 盤関係 （冷凍機盤、開閉器盤、動力 盤、INV 盤、RS 盤、熱源制御盤）	10 盤	・外観点検（破損、異音、異臭の有無） ・盤内目視点検（破損、異音の有無）
12. BEMS	1 式	・外観目視点検 ・監視機能の確認 ・プログラム、スケジュール機能確認
13. 井水浄化システム	1 式	・水質検査（色、濁り、残留塩素測定） ・外観目視点検
14. 節水型シャワーヘッド	14 台	・目視点検（破損、水漏れの有無） ・動作確認（詰りの有無）
15. トイレの節水装置	70 箇所	・動作確認 ・擬音装置の電池交換

## 2. 業務内容

定期点検、測定、清掃業務は、特に次に掲げる業務のほか、原則として法令点検を除き各保全対象設備について実施するものとし、内容については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に準拠するものとする。

### (1) 飲料水、雑用水水質検査業務（定期検査）

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて飲料水及び雑用水の水質を確認するとともに、安全かつ衛生的な水の供給を維持することを目的とする。
- ② 測定は、飲料水検査について「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」のとおりとし年3回、雑用水の測定については年1回実施するものとする。
- ③ 測定箇所は、飲料水については庁舎高置水槽系、雑用水については庁舎高置水槽とする。
- ④ 雑用水の検査の検査項目は、飲料水平常検査11項目とアンモニア性窒素、リン酸イオン、けい酸イオン、硫酸イオン、鉄イオン、総硬度、総アルカリ度、蒸発残留物の8項目の計19項目とする。
- ⑤ 検査は、公的機関に依頼するものとする。

### (2) 飲料水等水質検査業務（毎日）

- ① 残留塩素濃度 測定
- ② 色度 測定
- ③ 濁度 測定

### (3) 技術管理者および点検者の検便（1回/6ヶ月）

- ・赤痢菌
- ・腸チフス菌
- ・パラチフス菌

### (4) 研究棟地下2階（機械室等）清掃業務

- ① 機械室等の清掃を適宜実施することにより、床材を保護し美観を保つとともに、機器に対する影響を抑えることを目的とする。

- ② 床面は、移動可能なもの（絶縁マット、消耗品等）は移動し、原則として真空掃除機で除塵するものとする。
  - ③ 洗浄及びワックス塗布は、床材に適し、設備機器に影響を与えない洗剤樹脂ワックスを用いて適切な方法で行うものとする。（必要に応じて剥離洗浄のこと。）
  - ④ 壁の埃を払い、盤、機器平面部及び配管ダクトを柔らかい布で空拭きするものとする。
  - ⑤ 清掃にあたっては、安全に留意し、機器に損傷を与えないよう実施するものとする。
- (5) 環境衛生測定業務
- ① 法に基づいて建築物環境衛生維持の状況を確認するとともに、常時安全かつ衛生的な環境を維持することを目的とする。
  - ② 測定の周期は、原則2ヵ月1回とし、測定箇所については、協議するものとする。
  - ③ 測定項目は、次のとおりとする。
 

イ. 温度測定	1回/2ヶ月	
ロ. 湿度測定	1回/2ヶ月	
ハ. 気流測定	1回/2ヶ月	
ニ. 浮遊粉塵測定	1回/2ヶ月	
ホ. 一酸化炭素測定	1回/2ヶ月	
ヘ. 炭酸ガス測定	1回/2ヶ月	
ト. 照度測定	1回/6ヶ月	
チ. 騒音測定	1回/6ヶ月	
リ. 浮遊塵埃測定	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
ヌ. 風速、風量測定	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
ル. 気流分布測定	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
ヲ. 差圧バランス測定	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
ワ. 清浄度回復測定	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
カ. リークテスト	頻度・箇所については、	管理者と協議の上、その指示に従うこと。
ヨ. その他管理者の指示する項目		
  - ④ 測定は、厚生労働大臣が認めた測定業者に行わせるものとする。
  - ⑤ 記録は、所定の用紙に記入し、これに所見を添えて製本し、管理者に報告するものとする。
  - ⑥ 測定機器は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」によるそれぞれの性能を備えたものを使用するものとする。
- (6) ばい煙量等測定業務（年2回 7月・1月）
- ボイラー4基の大気汚染防止法に基づく検査を行う。測定結果を報告書にまとめ、提出すること。

## 第6章 重油タンク清掃及び漏洩検査業務

### 1. 目的

「消防法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」等に基づいて、地下重油タンク等の清掃及び漏洩検査を行い、安全な維持及び運用を図ることを目的とする。

### 2. 対象設備

- (1) 地下重油タンク 容量 30,000/L 2槽
- (2) サービスタンク 容量 1,500/L ・ 2,000/L 各1槽

### 3. 作業仕様

- (1) 在槽油を一旦槽外に吸い上げ、清掃作業完了後（検査後）再び槽内に戻すこと。
- (2) 重油の吸い上げ等は係員立会の上行うこと。
- (3) 清掃作業は、スラッジ・水分等を除去後洗浄し、布拭き仕上げすること。
- (4) スラッジ・水分・廃油等は受注者において適法に搬出処理すること。
- (5) 作業中は、付近において火気の使用を一切禁止し、漏油等は完全に拭き取り処置すること。
- (6) 油槽内部の作業は、ガスマスクの着用又は換気措置を行い、ガス中毒に充分留意して施行すること。
- (7) その他仕様に明記のないもので当然必要なものは、受注者が準備するものとし疑義が生じたときは、管理者と協議すること。
- (8) その他の具体的規程は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に従い施行すること。

### 4. 安全対策

- (1) 受注者の社内規定「タンク内作業基準」を厳守すること。
- (2) 「酸素欠乏危険作業主任者（第二種）」、及び「危険物取扱主任者（乙種第4類）」を選任し、酸素事故及び検査業務に支障がでないよう徹底すること。
- (3) タンク内に入る時は、ガス検知及び酸素濃度測定を行い、ガス濃度が1.4%以上あるいは、酸素濃度が20%未満の場合は、更に空気置換を行うなどして安全を確認のうえ2名以上で入ること。  
なお、この際タンク外部に監視員を1名以上配置すること。
- (4) タンク内作業は、原則として1回60分を限度とすること。
- (5) 作業中は、火気の使用を一切禁止し、火災等に備えABC-10型消火器を2本以上備え付けること。
- (6) “火気使用” 扱いの機器については、事前に管理者の承認を得るとともに指定された場所に設置すること。
- (7) 使用工具等機材は、周囲の状況にも配慮して安全なものを使用すること。
- (8) 常に整理整頓を心掛け、作業中及び作業終了後はタンク周囲、防油堤内には不用品をおかないこと。

### 5. 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において、同報告書の様式については、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

## 第7章 貯水槽等清掃業務

### 1. 目的

「水道法」等諸法令の規定に基づいて、使用する水を常に衛生的で安全なものを安定して供給するため、貯水槽等の清掃を行い建築物における衛生的環境の確保を図ることを目的とする。

### 2. 対象設備

(1) 市水受水槽	320 t	1 槽
(2) 市水高架水槽	36 t	1 槽
(3) 井水沈砂槽	40 t	1 槽
(4) 井水受水槽	170 t	1 槽
(5) 井水高架水槽	36 t	1 槽
(6) 雨水調整槽	100 t	1 槽
(7) 集学治療棟上水高架水槽	20 t	1 槽

### 3. 作業仕様

- (1) 本仕様は給水施設衛生措置として、関係諸法令に従い行うものとする。
- (2) 本清掃方法は槽内部を高圧洗浄方式とし、外部は拭き取り方式とする。
- (3) 本清掃に伴い、各槽の防虫網及び各所の施錠点検の他、槽内部の電極棒、ボールタップバルブ装置の点検を行う。
- (4) 受注者は作業員について、定期的な検便を受け心身共に健全な者を派遣し、作業員は作業の際に作業靴・作業衣等を滅菌して使用する等、衛生上十分に心掛けるものとする。
- (5) 本清掃に伴う詳細事項は管理者と打合せの上行うものとする。
- (6) 作業後は、原水・上水の水質試験（検査）を実施するものとする。
- (7) 残留塩素は、給水栓で0.2 ppm以上であるか点検確認する。

### 4. 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において、同報告書の様式については、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

## 第8章 ボイラー及び圧力容器清掃整備点検業務

### 1. 目的

「労働安全衛生規則」に基づいて、ボイラー及び圧力容器の性能検査を受検するため、分解清掃整備、受検後の組立復旧等を行い、常に良好な状態で運転できるように、機能の維持を図ることを目的とする。

### 2. 対象設備

装置名称	検査証番号	製造会社名	規格型式	最高使用圧力	伝熱面積 又は内容積
貯湯槽No. 1 (縦置型)	2538	亀山鉄工所	丸胴型 1,700mm×2,440mm	490.33 kPa	6.62m <sup>3</sup>
貯湯槽No. 2	2539	〃	1,700mm×2,440mm	490.33 kPa	6.62m <sup>3</sup>
熱交換器No. 1	2520	〃	シェル/チューブ <sup>o</sup>	980.66 kPa	0.382m <sup>3</sup>
熱交換器No. 2	2521	〃	シェル/チューブ <sup>o</sup>	980.66 kPa	0.382m <sup>3</sup>
温水ヘッダーNo. 1	2522	〃	500A×4,990mm	980.66 kPa	0.954m <sup>3</sup>
温水ヘッダーNo. 2	2523	〃	500A×4,990mm	980.66 kPa	0.954m <sup>3</sup>
温水ヘッダーNo. 3	2524	〃	500A×4,560mm	980.66 kPa	0.872m <sup>3</sup>
冷温水ヘッダーNo. 1	2518	〃	500A×3,200mm	980.66 kPa	0.620m <sup>3</sup>
冷温水ヘッダーNo. 2	2519	〃	500A×3,200mm	980.66 kPa	0.620m <sup>3</sup>

### 3. ボイラー及び圧力容器清掃整備仕様

(1) 受注者は、労働基準監督署の認定する検査機関に依頼して行うボイラー圧力容器の性能検査に立ち会いし、検査機関検査官の指示による処理を行うものとする。

(2) 当該各設備毎の整備内容については、下表のとおりとする。

この場合のボルト・ナット、パッキン、水面計ガラス及び洗浄剤等の軽微な消耗品については受注者が負担し、それ以外の部品交換及び修繕等については、発注者が負担するものとする。

機器	整備事項
温水ヘッダー	パッキン交換・内部清掃
冷温水ヘッダー	パッキン交換・内部清掃
貯湯槽	胴内洗缶・マンホールパッキン交換・内部 消毒
コイル	取外し表面洗浄点検・管内圧室清掃
熱交換器	内部洗浄・パッキン交換・管内圧室清掃

### 4. 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において、同報告書の様式については、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

## 第9章 非常用発電設備保守点検業務

### 1. 目的

非常用発電設備について、本仕様に基づき確実な点検整備を行い、常に設備の機能を良好に維持できるようにする。

### 2. 対象設備

非常用発電設備 一式

#### 内 訳

- ① 高圧発電機 形式 解放保護形 一式  
定格出力 三相 3線式 50HZ 6,600V 1,000KVA
- ② ガスタービン 形式 単純開放サイクル1軸式 出力 1,700PS 一式  
始動方式 電気式(セルモーター式)
- ③ 発電機制御盤 高圧真空遮断器 1台 7.2KV 600A 12.5KA 1面  
始動用直流電源装置 1面

### 3. 保守点検の方法

#### (1) 定期保守の時期及び緊急保守

定期保守の時期は5月及び11月の2回とする。ただし、緊急に設備の保守又は修理を必要とする場合、受注者は迅速に技術者を派遣して保守又は修理を行う。

#### (2) 保守点検項目及び内容

別紙「保守点検整備基準表」のとおりとする。

### 4. 費用負担

機器の使用に伴う磨耗、劣化等により、補充交換を頻繁に行う小部品等の消耗品については、受注者が負担し、それ以外の大型部品の交換及び修繕については発注者が負担するものとする。

### 5. 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において、同報告書の様式については、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。



別紙

保守点検整備基準表

区分	点検箇所	点検内容
設備状況	1 燃料小出槽	外観上の汚損，残油量の確認
	2 始動操作盤	状態表示ランプ，異常点灯の有無の確認
	3 バッテリー盤	外観上の盤内外の焼損，盤面上の球切れなど点検 出力電圧の確認，外観上のセル異常の有無の点検
	4 発電装置	外観上発電機に焼損ないか，パッケージ内雨水進入の有無 油類異常流出の有無，及びボルト類の脱落等の確認
	5 排気ダクト	外観上焼損，及びガス漏れによる汚損等の確認 貫通部等雨水進入等の確認
	6 給気ダクト	ビニール類の付着，外観上の変形，及び雨水進入等の確認
運転状況	1 潤滑油	減速機及び潤滑油タンク内残油量の確認
	2 シーケンス確認	起動・停止時間の計測，自動起動の確認
	3 運転諸元	運転記録計測，振動・異常音及び臭気等有無の確認
	4 オイル・クーラーファン	連動補機が自動起動する事を確認
	5 給気ダンパー	作動の確認
	6 給気ファン	振動・異常音の有無の確認
	7 換気ファン	振動・異常音の有無の確認
	8 操作位置	全て自動起動位置にあるか確認
燃料系統	1 燃料小出槽	ドレン抜きより燃料を抜き，水分混入の有無を確認
	2 移送ポンプ	手動起動，停止によるポンプ内のドライ化防止 自動起動，停止シーケンスを確認
	3 燃料小出槽加湿ヒーター	自動でヒーターが"入"，"切"できることを確認
	4 プライマリーポンプ	運転中の異常発熱の有無等を点検
	5 メインポンプ	運転中の異常発熱の有無等を点検
	6 C・D・Pアクチュエーター	起動時，停止時にスムーズな動きをするか確認
	7 ガバナ・アクチュエーター	スムーズ動き及びハンティングの有無を確認
	8 フューエル・コントロール	レバーがスムーズに動くことを確認
	9 メイン・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定，開閉音聴診
	10 プライマリ・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定，開閉音聴診
	11 バイパス・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定，開閉音聴診
	12 燃料フィルター	異物の有無を点検（運転中差圧表示の確認）
	13 テープ・ヒーター	各パイプからの離脱の有無，実作動テストを実施
	14 フューエル・コントローラー式	各リングージに差油を実施
潤滑油系統	1 潤滑油	潤滑油量の確認
	2 潤滑油ポンプ	運転中の異常発熱の有無を点検
	3 潤滑油フィルター	差圧表示計により，フィルターの目詰まりを点検
	4 圧力調整弁	運転中の安定した圧力維持の確認
	5 温度調整弁	開閉の作動を確認
	6 オイル・クーラー	ファンの目詰まり状態を点検
	7 サーモ・カップル	機能を確認
	8 ガバナ用オイルポンプ	運転中の異常発熱の有無を点検
	9 油圧"低"用圧力 スイッチ	機能を確認

起動系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 バッテリー（鉛，制御用）</li> <li>2 バッテリー（鉛，起動用）</li> <li>3 チャージャー（制御用）</li> <li>4 チャージャー（起動用）</li> <li>5 ターニングモーター （PU1250以上）</li> </ul>	<p>液面，比重，電池電圧を計測するとともに，端子，接続バーの発錆，ボルトの緩み等を点検</p> <p>均等 浮動，均等充電，浮動充電の機能を確認するとともに端子，接続バーの発錆，ボルトの緩み等を点検</p> <p>自動・手動・タイマーの確認，発熱，ターニングの状態等を点検</p>
発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軸受</li> <li>2 巻線，導電部</li> <li>3 端子接続部</li> <li>4 接地</li> <li>5 E C B</li> </ul>	<p>運転中の異常発熱の有無を点検</p> <p>熱損，脱落等の異常の有無を点検</p> <p>ボルト・ナットの緩み，絶縁シール材のはがれ等を点検</p> <p>接続ボルトの緩み等を点検</p> <p>表示ランプの点灯確認</p>
制御機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 回転用ピックアップ</li> <li>2 制御用ピックアップ</li> <li>3 排気温度・サーモカップル</li> <li>4 各コネクタ</li> </ul>	<p>抵抗計測，コネクタの緩み等の点検を実施</p> <p>抵抗計測，コネクタの緩み等の点検を実施</p> <p>絶縁抵抗計測を実施</p> <p>コネクタの緩み等の点検を実施</p>
点火系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エキサイター</li> <li>2 エキサイター高圧ケーブル</li> <li>3 エキサイターキャップ</li> <li>4 点火栓</li> </ul>	<p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>スパークの確認及び清掃を実施</p>
給排気系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 給気ファン</li> <li>2 換気ファン</li> <li>3 オイル・クーラーファン</li> <li>4 給気ルート</li> <li>5 排気管</li> </ul>	<p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>自動起動・停止の確認，軸受部に発熱がないか点検</p> <p>ビニール袋の詰まりの有無を点検</p> <p>ガス漏れ，断熱材の脱落，雨水浸入の有無の点検</p>
主要ボルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 パッケージ</li> <li>2 減速機</li> <li>3 発電機</li> <li>4 防振ゴム</li> <li>5 燃料小出槽</li> <li>6 始動盤</li> <li>7 制御板</li> <li>8 エアータンク</li> <li>9 空気圧縮機</li> <li>10 排気サイレンサー</li> </ul>	<p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み，発錆等を点検</p>
始動盤系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 状態表示</li> <li>2 ヒューズ</li> <li>3 各位置切替スイッチ</li> <li>4 各押しボタン</li> <li>5 配線及び端子</li> <li>6 可変抵抗器</li> <li>7 各リレー</li> <li>8 各タイマー</li> </ul>	<p>ランプの球切れ等を点検</p> <p>断線及び断線原因の確認</p> <p>自動・手動及び各計器類異常の有無を点検</p> <p>ひっかかりの有無を点検</p> <p>焼損，脱落及び緩みがないか点検</p> <p>スムーズな移動確認</p> <p>スパークや焼損の有無，脱落や緩みがないか点検</p> <p>タイマー計測，チャタリングの有無を点検</p>
計器類 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動起動停止</li> <li>2 保護装置</li> </ul>	<p>時間を計測</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 油圧低下</li> <li>2) 排気温度</li> <li>3) 過電流</li> <li>4) 過電圧</li> <li>5) 起動渋滞</li> <li>3 電圧調整</li> <li>4 速度調整</li> <li>5 他警報装置</li> <li>6 運転諸元計測</li> </ul>	<p>実作動テストを実施</p> <p>シミュレーション・テストを実施</p> <p>シミュレーション・テストを実施</p> <p>シミュレーション・テストを実施</p> <p>シミュレーション・テストを実施</p> <p>定格電圧±5%がスムーズに移動可能なことの確認</p> <p>98%~105%がスムーズに移動可能なことを確認</p> <p>1) 燃料小出槽レベル, 低, 2) バッテリー異常等</p> <p>1) 起動時間, 2) 停止時間, 3) 起動時の最高排気温度</p> <p>4) 運転中の排気温度 等</p>
計器類 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 油圧計</li> <li>2 油温計</li> <li>3 圧縮機圧力計</li> <li>4 回転計</li> <li>5 排気温度計</li> <li>6 周波数計</li> <li>7 電流計</li> <li>8 電圧計</li> <li>9 出力計</li> <li>10 起動回数</li> <li>11 起動時間</li> </ul>	<p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p> <p>停止中, 運転中の異常の有無を点検</p>
書類作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防点検票</li> <li>2 保守点検報告書</li> </ul>	

## 第10章 直流電源装置保守点検業務

### 1. 目的

直流電源装置の保守点検業務について、本仕様に基づき確実な点検整備を行い、常に設備の機能を良好に維持できるようにする。

### 2. 対象設備

直流電源装置 一式

直流電源盤（非常照明，操作用 鉛 HS 54セル 500AH/10HR）

### 3. 保守点検の方法

#### (1) 定期保守の時期及び緊急保守

定期保守の時期は5月及び11月の2回とする。ただし、緊急に設備の保守又は修理を必要とする場合、受注者は迅速に技術者を派遣して保守又は修理を行う。

#### (2) 保守点検項目及び内容

- ① 浮動充電中の蓄電池電圧測定
- ② 浮動充電中の全セルの電圧及び電解液の比重，液温測定
- ③ 電解液面が基準値内にあることの確認
- ④ 蓄電池の外観点検（電槽，蓋等の亀裂，変形，負荷電圧の測定）
- ⑤ 絶縁抵抗測定
- ⑥ 自動定電圧特性試験
- ⑦ 交流入力電圧，出力電圧，出力電流，負荷電圧の測定
- ⑧ 警報回路の動作確認
- ⑨ 継電器，電磁開閉器類点検
- ⑩ 計器類の較正
- ⑪ その他必要と認められる事項

### 4. 費用負担

機器の使用に伴う摩耗，劣化等により，補充交換を頻繁に行う小部品等の消耗品については，受注者が負担し，それ以外の大型部品の交換及び修繕については発注者が負担するものとする。

### 5. 業務完了報告書の提出

受注者は，本業務が完了したときは，速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において，同報告書の様式については，あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

## 第11章 冷却塔保守点検業務

### 1. 目的

冷却塔の保守点検業務について、本仕様に基づき確実な点検整備を行い、常に設備の機能を良好に維持するものとする。

### 2. 対象設備

- |         |            |                 |
|---------|------------|-----------------|
| (1) 冷却塔 | SKB485POGR | 1基              |
|         | SKB125POR  | 1基 (パッケージエアコン用) |
|         | 水熱源用150RT  | 1基 (集学治療棟)      |

### 3. 保守点検の方法

#### (1) 定期保守の時期

冷暖房の切替え時期及びシーズン運転中に実施するものとし、概ね次のとおりとする。

- ① 冷房シーズンイン点検 5月
- ② 冷房シーズンオフ点検 10月

※吸収式冷凍機用冷却塔については、停電時および水冷式チラーの運転が困難な場合、直ちに運転できるよう保守点検を実施する。

#### (2) 緊急保守

受注者は、発注者の通報に基づき緊急に機器の保守又は修理を要する場合、迅速に技術者を派遣して保守又は修理を行う。ただし、この場合の技術者派遣費用は無償とする。

#### (3) 保守点検内容

イ. 冷房シーズンイン点検	(1) 水張り, 水抜きによる水洗い (2) 水槽部清掃整備 (3) 散水装置点検調整 (4) 送風機点検 絶縁測定, 電流値測定, 電磁開閉器点検, モーター異音過熱等状況点検, 軸受点検, ベルト点検調整
ロ. 冷房シーズンオフ点検	(1) 水抜き保管作業

### 4. 費用負担

機器の使用に伴う摩耗, 劣化等により, 補充交換を頻繁に行う小部品等の消耗品については, 受注者が負担し, それ以外の大型部品の交換及び修繕については発注者が負担するものとする。

ただし, 次の場合は受注者の負担から除外する。

- (1) 水質検査, 冷却水処理
- (2) 化学洗浄
- (3) 潤滑油
- (4) 主電動機分解整備
- (5) 操作盤整備
- (6) ケーシング補修

### 5. 業務完了報告書の提出

受注者は, 本業務が完了したときは, 速やかに業務完了報告書により発注者に報告するものとする。この場合において, 同報告書の様式については, あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

令和 6～8 年度

(3) 消防設備保守点検業務

仕 様 書

宮城県立がんセンター

# 消防設備保守点検業務仕様書

## 1 目 的

宮城県立がんセンターに設置された消防設備（消火器、スプリンクラー設備、二酸化炭素消火設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯及び誘導標識、防排煙制御設備、連結送水管設備、ガス漏れ火災警報設備、非常電話設備、非常通報設備、簡易自動消化設備、CRT設備）点検について、常に消防法並びに諸法令に定める基準を保ち、人命並びに財産の保護に万全を期するため保守点検するものである。

## 2 設 備 数 量

保守点検を行う設備の台数は別紙のとおりとする。

## 3 保 守 点 検

### (1) 消 火 器

- イ 放出試験の良否
- ロ 消火器本体の発錆, 損傷, 変形の確認
- ハ 消火剤の良否の確認

### (2) スプリンクラー設備

- イ 水源の異常, 加圧送水装置のポンプ, モータ, エンジン, 圧縮空気槽の起動試験, 自動作動弁, 散水状態の確認
- ロ 起動盤 (モータエンジン) の起動, 表示, スイッチの火災受信機, 電鈴への電氣的動作の確認
- ハ 手動起動弁による起動, 放水テストによる放出圧力, 放射量, 放射状態の確認

### (3) 二酸化炭素消火設備

- イ 二酸化炭素ガスの放出試験の良否
- ロ ガス器具等の有無の点検
- ハ 発錆及び損傷等の点検

### (4) P型自動火災報知設備

- イ 受信機P型1級
- ロ 差動式スポット型熱感知器
- ハ 定温式スポット型熱感知器
- ニ 煙感知器 (含ペアラーム)
- ホ 発信機1級
- ヘ 消火栓始動装置
- ト 表示灯
- チ 配線点検

### (5) 非常放送設備

- イ 増幅器操作部
- ロ 自動火災報知設備連動試験
- ハ スピーカー回路 (スピーカー)

- 二 配線点検
- (6) 誘導灯及び誘導標識
  - イ 誘導灯
  - ロ 表示灯
  - ハ 配線点検
- (7) P型防排煙制御設備
  - イ 煙感知器
  - ロ 防火扉
- (8) 連結送水管設備
  - イ 連結金具部分の発錆の有無，可動状態の確認
- (9) ガス漏れ火災警報設備
  - イ 検知器の取付状態の適否確認
  - ロ 検知器の種別と床面積と設置個数の適否の確認
  - ハ 検知器の種別と種類毎に法令に定める規格（動作温度，動作時間等）に適合の良否の確認
  - ニ 検知器の有効な感知を妨げる障害物の除去と指導
  - ホ 消防法による音響及び設備の動作状態の確認
- (10) 自動火災報知設備
  - イ R型防災監視盤の機能をチェックし適否の確認
  - ロ 情報監視盤の機能をチェックし適否の確認
  - ハ R型副防災監視盤の機能をチェックし適否の確認
  - ニ 電源回路相互間の絶縁抵抗測定
  - ホ 商用電源と非常用予備電源の自動切り替えによる動作の確認
  - へ 商用並びに予備電源電圧の点検確認及び蓄電池容量の確認
  - ト 試験装置により，各警戒区分毎に表示の適否の確認
  - チ 総合操作盤及び消防設備の設置場所の操作上支障となる障害物の除去と指導
  - リ 操作部の各スイッチの良否についての確認
  - ヌ 感知器の取付状態の適否確認
  - ル 感知器の種別と床面積と設置個数の適否の確認
  - ヲ 消防法による音響及び設備の動作状態の確認
  - ワ 発錆及び損傷の有無の確認
- (11) 非常電話設備
  - イ 親機・子機間の通話状態の適否確認
  - ロ 回線呼び出しの適否の確認
  - ハ 子機取付状態の適否の確認
  - ニ 電源回路相互間の絶縁抵抗測定
- (12) 非常通報設備
  - イ 手動起動装置の変形，損傷の適否の確認
  - ロ 装置本体の監視装置，予備電源，接地等の適否の確認
  - ハ 送出信号，音声情報モニター，通話機能への切り替え，呼び出し応答試験通報の適否の確認



(13) 簡易自動消化設備

- イ 放出試験の良否
- ロ 消化器設備の発錆，損傷，変形の確認等

(14) C R T 設備点検

- イ コントロールユニットの電源電圧確認及び画面の表示輝度調整等
- ロ 疑似信号を入力し，画面表示，プリンター印字，制御出力等が異常かを確認する。

4 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防法による法定点検を実施し、消防機関報告用の書類を3部提出すること。
- (2) 機器点検を、1年に2回（9月及び3月）に実施すること。
- (3) 総合点検を、1年に1回（3月）に実施すること。

5 一般事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項であっても常識的に必要と認められるものについては，受注者において充足すること。
- (2) 不良箇所を発見した場合は，ただちに管理者に報告を行うこと。
- (3) 施行に際しては軽微な修理取り替え等は受注者において行うこと。

## 別紙

## 消防設備台数（1）

1	消火器	
	ABC粉末消火器10型	190本
	ハロン消火器2型	12本
	蓄積型消火器	48本
2	屋内消火栓設備	
	消火栓（屋内型）	5基
3	スプリンクラー設備	
	ポンプ・モータ	1組
	起動装置	1式
	始動用スイッチ	9個
	圧力検知装置	9台
	湿式アラーム弁	9台
	制御盤	1式
	表示盤	1面
	スプリンクラーヘッド	2,666個
	呼水装置	1式
	送水口	1基
	補助散水栓	73基
4	二酸化炭素消火設備	
	消火薬剤貯蔵容器	72本
	起動弁開放装置	72個
	起動用開放器	5個
	起動用小容器	5個
	起動用ガス容器（試験）	1本
	スピーカー	11個
	表示盤	1面
	圧力スイッチ	5個
	リリーフ弁	10個
	開口部自動閉鎖装置	21カ所
	二酸化炭素	225
	電源装置	2式
	放出表示灯	14個
	選択弁	5個
	ヘッド	47個
	逆止弁	2個
	煙感知器	2個
	熱感知器	4個
5	P型自動火災報知設備	1個
	受信機	1個
	差動式スポット型熱感知器	43個
	定温式スポット型熱感知器	41個
	煙感知器（含ペアラーム）	22個
	発信機	7個
	消火栓始動装置	1式

	表示灯	7 個
6	非常放送設備	
	増幅器 1440W, 50回線	1 台
	増幅器 160W	1 台
	遠隔操作器	3 台
	音量調整器	467 個
	スピーカー	705 個
7	自動火災報知設備	
	R型防災監視盤	1 式
	情報監視盤	1 式
	R型副防災監視盤	7 台
	R型発信機	77 台
	表示灯	77 個
	差動式スポット型熱感知器	63 個
	定温式スポット型熱感知器	153 個
	スポット型煙感知器	643 個
	中継器	264 個
	アナログ煙感知器	329 個
	アナログ熱感知器	6 個
	電鈴	84 個
	消火栓始動装置	1 台
	電源装置	1 式
	CO2 盤	2 台
8	誘導灯及び誘導標識	
	誘導灯 小型・中型	191 個
	誘導標識	16 個
	フラッシュ	43 個
	通路誘導灯	136 台
	階段誘導灯	67 台
9	防煙制御設備	
	煙感知器	82 個
	熱感知器	2 個
	手動起動装置	20 台
	防火戸	73 個
	ダンパー	38 個
	排煙口	11 個
10	連結送水管設備	
	放水口	9 基
	送水口	1 基
11	ガス漏れ火災警報設備	
	検知器	69 個
	中継器	15 個
12	非常電話設備	
	非常電話親機10局	1 台
	子機	9 台
13	非常通報機設備	
	非常通報設備	1 式
	電話器	1 台
14	簡易自動消火設備	

	フード・ダクト用	5 台
	レンジフライヤー	3 台
1 5	C R T 設備	
	電 源 部	1 式
	制 御 部	1 式
	モ ニ タ ー	2 台
	プ リ ン タ ー	2 台
	入出力チェック	1 式
1 6	P型防排煙制御設備	
	煙感知器	6 個
	防 火 戸	5 個

#### 消防設備台数（2）集学治療棟分

1	消化器	A B C 粉末消火器 1 0 型	1 4 本
2	屋内消火栓設備	消火栓（屋内型）	6 台
3	非常放送設備	スピーカー	5 8 台
4	自動火災報知設備	G R 型受信機	1 台
		発信機	6 個
		表示灯	6 個
		アナログ式熱感知器	2 2 個
		アナログ式煙感知器	7 0 個
5	誘導灯	高輝度誘導灯 B L 形・C 級	2 0 個
		高輝度通路誘導灯 B L 形・C 級	1 2 個
6	防排煙制御設備	煙感知器	6 個
		防火戸	3 台
		垂れ壁	3 台

令和 6～8 年度

(4) 電話交換業務

仕 様 書

宮城県立がんセンター

## 宮城県立がんセンター電話交換業務仕様書

### I 総 則

#### 1. 目 的

この仕様書は、宮城県立がんセンターにおける電話交換等を効率的に行うことにより、円滑な病院運営の確保を図ることを目的として、次に掲げる委託業務に係る仕様を定めるものである。

なお、委託業務の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守し、適正に実施すること。

- (1) 着信交換業務
  - (2) 発信交換業務
  - (3) 電報の発信及び料金の確認業務
  - (4) 院内放送業務
2. 受注者は、委託業務を実施するにあたり、責任者のほか委託業務の施行に必要な業務員（以下「業務員」という。）を確保し、その業務を実施するものとする。
  3. 受注者は、病院における電話交換業務を3年以上経験した業務員を1名以上業務に従事させることとし、責任者には、業務に関する十分な知識・経験を有し業務員を指揮監督できる者を充てるとともに、業務員には身元確実な誠意ある者を充てることとする。
  4. 受注者は、勤務させる責任者及び業務員（以下「業務員等」という。）の健康診断書の写し（結核予防法に基づくX線レントゲン検査の所見は必須）を、添付した名簿を勤務の1週間前までに発注者に報告すること。  
また、業務員等に異動があった場合も同様とする。
  5. 受注者は、委託業務の実施にあたり、庁舎維持管理、秩序の維持に配慮し、次に掲げる事項について業務員等を教育、指導するものとする。
    - (1) 業務の実施にあたっては、発注者の信用を傷つけないように誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
    - (2) 庁舎内の規律維持のため服装等に留意し、名札を常時着用し、業務員等であることを明確にするとともに、入院患者、来院者及び職員等に不快感を与えないように、その作業、言動に注意すること。
    - (3) 業務の実施にあたっては、電話交換機器類の取扱等を熟知し、適正な操作を行うこと。
    - (4) 火気の使用、騒音の発生、出入口の戸締りに注意し、作業を実施すること。
    - (5) 業務の施行に関し、発注者が指定する庁舎管理者（以下「管理者」という。）から指示があった場合には、責任者の指示のもとにこれに従うこと。
    - (6) 業務員等は、非常時等に迅速に対応できるよう常に連絡等の体制を整えておくこと。
    - (7) 業務施行に伴い建物、施設、設備、機械器具等（以下「設備等」という。）を損傷しないこと。  
故意又は過失を問わず設備等に損傷を与えた場合は管理者に速やかに報告し、管理者の指示に従い対処すること。
  6. 委託業務の実施中に設備等に破損、汚損又は故障を発見した場合及び庁舎管理上支障を生じる恐れを認めた場合は、速やかに管理者に報告し、対応について管理者の指示に従うこととする。
  7. 委託業務実施に伴い、業務員等の疾病、傷害、その他事故については、その原因のいかんにかかわらず受注者の責任において措置するものとする。
  8. 受注者は、当該月の委託業務を実施したときは、業務完了届（月間）を翌月の10日までに管理者に提出し確認を受けるものとする。
  9. 委託業務の実施に必要な機械器具及び資材（従業員が使用する事務用品等の消耗品を含む）は受注者が負担するものとし、発注者は業務実施に必要な電気、水、図面、資料等を提供するとともに

業務員等執務室（電話交換室）を貸与するものとし、受注者は善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。

また、受託期間満了等に伴い当該物件を返還する場合は、管理者の立ち会いにより確認を受けるものとし、修繕等を要する場合は管理者の責任において実施し、その費用は受注者が支払うものとする。

10. 委託業務の施行に際しては、管理者と定期的に打合せを行い、適正な業務の施行について協議するものとする。
11. 受注者は、今回の契約が終了した場合において、新たに当該業務を受託する者（以下「新受注者」という。）から受注者の業務履行期間中に業務内容の引継ぎ等の申し出があった場合には、引継ぎに一定の期間（発注者が必要とする期間でおおよそ1ヶ月間程度とする。）を設け、業務に支障ない範囲で確実に引継ぎが出来るよう誠実に対応すること。
12. この引き継ぎに、病院から新受注者の人員の研修のため、各受託作業に当たらせることを要請された場合にはこれを拒否してはならない。また、当該研修要員を、自社の職員同様に業務に当たらせるなど、業務が円滑に引き継がれるよう誠実に対応すること。
13. この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然に実施しなければならないものはもちろんのこと、発注者と受注者とが協議して定めた事項については、業務員に周知徹底し、誠実に実施することにより、委託業務を確実に遂行するものとする。

## II 業務大要

### 1. 業務体制

#### (1) 業務実施日時

実施時間は、休日（国民の祝日に関する法律の定める休日、土曜日、日曜日、1月2日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、病院の管理運営上、特に管理者が指示する場合（一時的な場合に限る。）は、その指示に従うものとする。管理者からの指示で時間外及び休日に業務を行うこととなった場合は、本契約に含むものとし、契約委託料に含まれるものとする。

#### (2) 従事業務員数

上記実施時間帯において、2名以上とする。

### 2. 業務内容

受注者は、次の業務を実施するものとする。

- (1) PBXによる着信交換業務（日常使用4回線程度）
- (2) 入院患者及び職員等から依頼のある発信交換業務
- (3) 電報の発信及び当該料金の確認、管理者から指示された請求書発行業務
- (4) 院内放送業務（通報、呼出し、定期放送等）

令和 6～8 年度

(5) 建築基準法に基づく定期報告制度  
業務

仕 様 書

宮城県立がんセンター



## 建築基準法に基づく定期報告業務

### 仕様書

#### 1 業務内容

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に基づく建築物及び建築設備・防火設備の定期検査報告書等作成業務

#### 2 業務対象物

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1）の建築物及び建築設備・防火設備

#### 3 施設概要

- ① 敷地面積 69,289.70 m<sup>2</sup>
- ② 建築面積 11,165.16 m<sup>2</sup>  
延べ面積 32,991.65 m<sup>2</sup>
- ③ 建物概要及び防火シャッター等
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造
- ⑤ 名称 本館・研究棟・動物実験棟（地上 7 階、地下 2 階）  
緩和ケア棟（地上 2 階）  
集学治療棟（地上 1 階、地下 2 階）

#### 4 点検方法

- (1) 定期検査対象  
建築物・建築設備（機械換気設備・機械排煙設備・非常用照明装置）及び防火設備
- (2) 検査報告書等作成業務の工程表  
受注者は事前に発注者と実施日等の協議を行った後、工程表を作成し発注者に提出すること。
- (3) 建築設備及び防火設備の検査  
建築基準法第 12 条第 3 項で定める調査項目について、各定期検査報告書等に基づき、目視または測定機器・検知器によって検査し、検査結果を記録する。
  - A) 空調設備検査
    - ・次の設備関係図書・自主検査記録を確認し、報告書作成の上提出すること。

- ・給・排気口（ガラリ）外観検査
- ・機械換気設備の性能検査
- ・空調設備の室内環境測定（データ収集）
- ・防火・防煙ダンパーの検査
- ・空調設備機器の外観検査

B) 機械排煙設備検査

- ・次の設備関係図書・自主検査記録を確認し、報告書作成の上提出すること。
- ・排煙口の性能検査（データ収集）
- ・防煙区画壁の外観検査
- ・排煙風道及び防火防煙ダンパーの外観検査
- ・排煙機外観・性能検査（データ収集）
- ・排煙出口検査
- ・自家発電装置の外観検査

C) 非常用の照明装置設備検査

- ・次の設備関係図書・自主検査記録を確認し、報告書作成の上提出すること。
- ・照明器具の外観、性能検査
- ・照度測定（データ収集）
- ・分電盤の検査
- ・切替回路の検査
- ・蓄電池、充電器の外観検査

D) 防火設備法定検査等業務

① 防火シャッター等点検実施項目

- ア 設置場所周囲の閉鎖障害となる物品等の確認
- イ シャッター本体、ガイドレール等の取付状況、劣化及び損傷の確認
- ウ 危害防止措置、中継器盤の取付状況、配線及び作動状況の確認
- エ 連動制御器のスイッチ類、表示灯、結線状況及び予備電池の切替え状況の確認

② 防火ドア点検実施項目

- ア 設置場所周囲の閉鎖障害となる物品等の確認
- イ 扉、枠の取付状況劣化及び損傷の確認
- ウ 連動制御器のスイッチ類、表示灯、結線状況及び予備電池の切替え状況

## の確認

### 防火シャッター等の点検実施箇所内訳

- a) 本館・集学治療棟 地下2階～2階
  - ・防火防炎スクリーンシャッター 13台
  - ・防火シャッター 9台
  - ・防火ドア（片開き） 19台
  - ・防火ドア（両開き） 13台
  
- b) 本館3階～7階・緩和ケア病棟
  - ・防火防炎スクリーンシャッター 13台
  - ・防火ドア（片開き） 13台
  - ・防火ドア（両開き） 13台
  - ・防火ドア（2枚折戸） 5台

#### (4) 特殊建築物等定期調査報告業務（次回R6年度予定）

建築基準法第12条第1項で定める調査項目について、建築設備基準書に基づき、目視または図書等によって調査する。

#### 5 点検実施者

調査・検査実施者は、必要な資格を有する者とする。

#### 6 報告書の様式について

定期調査報告書（建築物）及び定期検査報告書、防火設備の様式については、宮城県のホームページの建築基準法に基づく定期報告制度より確認すること。

#### 7 業務の報告

受注者は点検業務終了後、上記点検報告書等を各2部作成し、1部を業務完了報告書に添付して発注者へ報告すること。また、残り1部を仙台土木事務所（建築第一班）に届出するものとする。報告書の受付印をもって業務の完了とする。ただし、報告書の届出にかかる諸費用は受注者の負担とする。

#### 8 その他

##### ① 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具・計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。また、当該業務の実施にあたり発生する費用

についても受注者の負担とするが、通常使用の範囲内と想定される電気・ガス・水道等の費用は発注者の負担とする。

② 業務の実施

建物・既存設備または物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い受注者が修復すること。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。また、当該業務の実施にあたり病院業務に支障をきたす恐れがある場合は、発注者と協議の上、当該業務を決定すること。

③ 関係法令の遵守

業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務を円滑に遂行すること。

④ 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、その指示に従うこと。

⑤ 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。

⑥ 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行うこと。

⑦ 定期検査の実施に必要な書類等について

当該業務に関し、必要と思われる書類等は貸与する。

9 定期点検の時期

年1回10月に実施する。

令和 6～8 年度

(6)防火対象物定期点検及び  
防災管理定期点検業務

仕 様 書

宮城県立がんセンター

## 防火対象物定期点検及び防災管理定期点検業務

### 仕様書

- 1 実施場所 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1  
地方独立行政法人宮城県立病院機構  
宮城県立がんセンター
- 2 実施時期 年1回9月に実施する。
- 3 業務内容 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検及び同法第36条第1項に基づく防災管理定期点検を実施し消防署長へ提出するための報告書を作成するもの。

#### (1) 点検対象施設の概要

建物・棟	構造	階数	延床面積(㎡)
病院本館	R C 造	地上7階地下1階	23,485.98
研究棟	R C 造	地上2階地下2階	5,055.12
緩和ケア病棟	R C 造	地上2階	1,930.58
動物実験棟	R C 造	平屋	373.73
集学治療棟	R C 造一部S造	地上1階地下2階	2,204.63
保育所	木造	平屋	297.39
その他			797.35
計			34,144.78

(2) 防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検を実施し、その結果について消防署長へ提出するための報告書を作成する。主な点検内容は次のとおり

- イ 防火管理者を選任しているか。
- ロ 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- ハ カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ニ 消防用設備等が設置されているか。
- ホ 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- ヘ 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。

(3) 防災管理点検資格者による防災管理定期点検を実施し、その結果について消防署長へ提出するための報告書を作成する。主な点検内容次のとおり

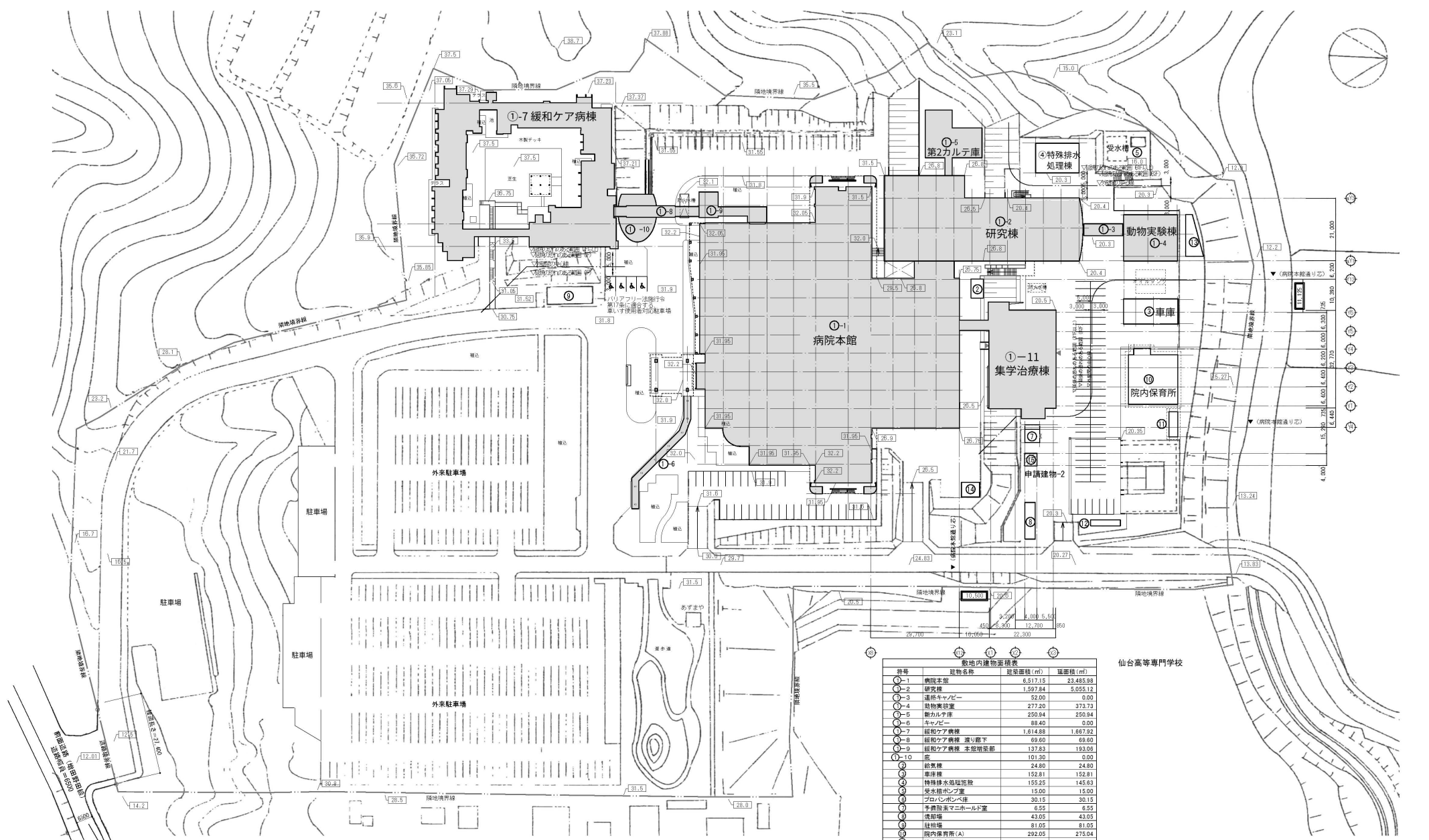
- イ 防災管理者を選任しているか。
- ロ 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- ハ オフィス家具等の転倒，落下，移動防止措置が取られているか
- ニ 訓練マニュアルに基づき，避難訓練が1年に1回以上実施されているか  
(指定避難場所等)
- ホ 非常食等が常備されているか

(4) 消防署長へ提出するための報告書の作成

防火対象物点検結果及び防災対象物点検結果について，それぞれ消防法施行規則第4条の2の4第3項及び消防法施行規則第51条の12第2項で規定する消防庁長官が定める様式により各2部作成し履行期限内に発注者に提出する。

#### 4 特記事項

- (1) 本仕様書は業務の大要を示すものであり，本仕様書に明記されていない事項であっても，本業務を実施する上で消防法令に基づいて防火対象物点検資格者又は防災管理点検資格者が行うべき内容については受注者の負担により実施すること。
- (2) 点検の結果で要是正の指摘項目については，改善方法についての助言を行うこと。なお，是正に要する費用は発注者が負担する。
- (3) 点検業務の実施においては，医療機関である施設の特異性に鑑み，発注者の業務に支障が無いよう十分配慮すること。作業日程については，発注者と調整し必要に応じて夜間，土曜・日曜及び祝日にも対応すること。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じた場合は，発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。



敷地内建物面積表

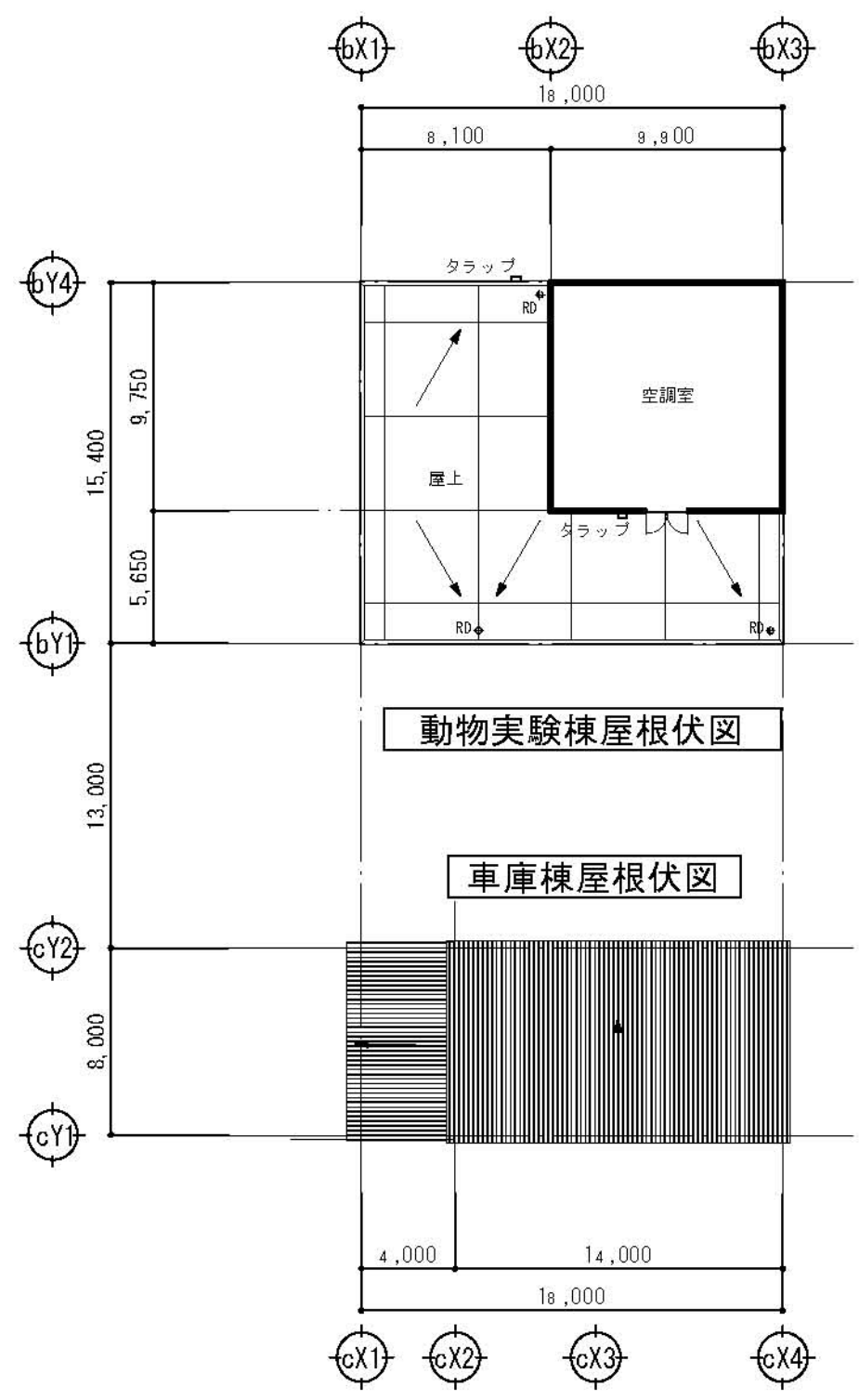
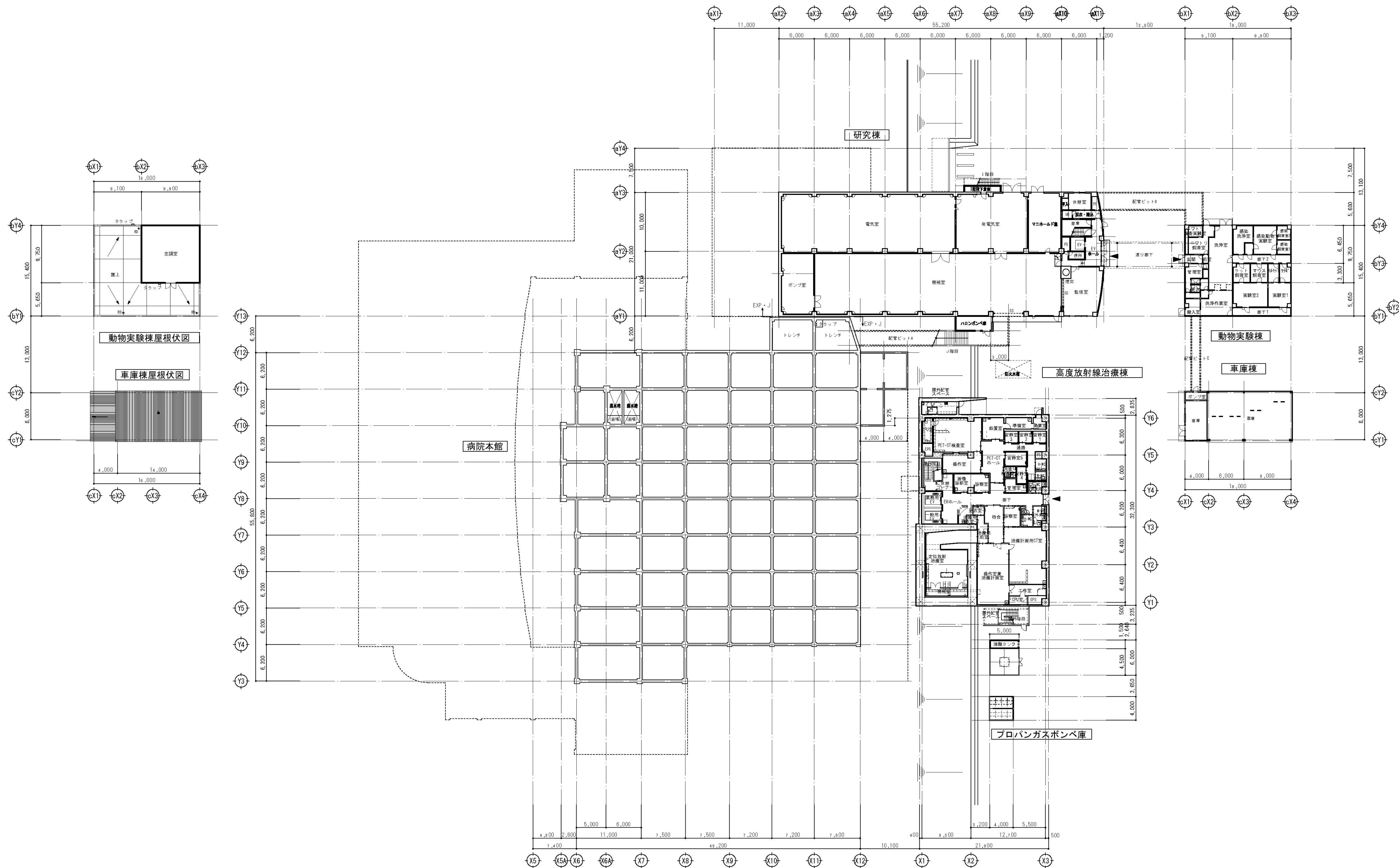
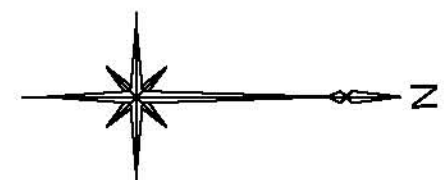
符号	建物名称	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)
①-1	病院本館	6,517.15	23,485.98
①-2	研究棟	1,597.84	5,055.12
①-3	通気キャンピー	52.00	0.00
①-4	動物実験棟	277.20	373.73
①-5	新カルテ庫	250.94	250.94
①-6	キャンピー	88.40	0.00
①-7	緩和ケア病棟	1,614.88	1,667.92
①-8	緩和ケア病棟 塗り壁下	69.00	69.60
①-9	緩和ケア病棟 本館増設部	137.83	193.06
①-10	庇	101.30	0.00
②	給気棟	24.80	24.80
③	車庫	152.81	152.81
④	特殊排水処理施設	155.25	145.93
⑤	実用機中心室	15.00	15.00
⑥	プロパンボンベ庫	30.15	30.15
⑦	予備脱着マニホール室	6.55	6.55
⑧	焼却場	43.05	43.05
⑨	庭園	81.05	81.05
⑩	院内保育所(A)	292.05	275.04
⑪	院内保育所(B)	22.35	22.35
⑫	器具洗浄場	14.40	14.40
⑬	ろ過装置	17.16	17.16
⑭	感染性廃棄物保管庫	29.96	29.96
既存建物面積合計		11,991.72	31,954.30
①-11	高圧放射線治療棟(新設)	806.37	2,204.63
⑬	プロパンボンベ庫(新設)	16.00	16.00
⑭	既存品 除却	-30.15	-30.15
敷地内建物面積合計		12,383.94	34,144.78
敷地面積		69,289.72㎡	

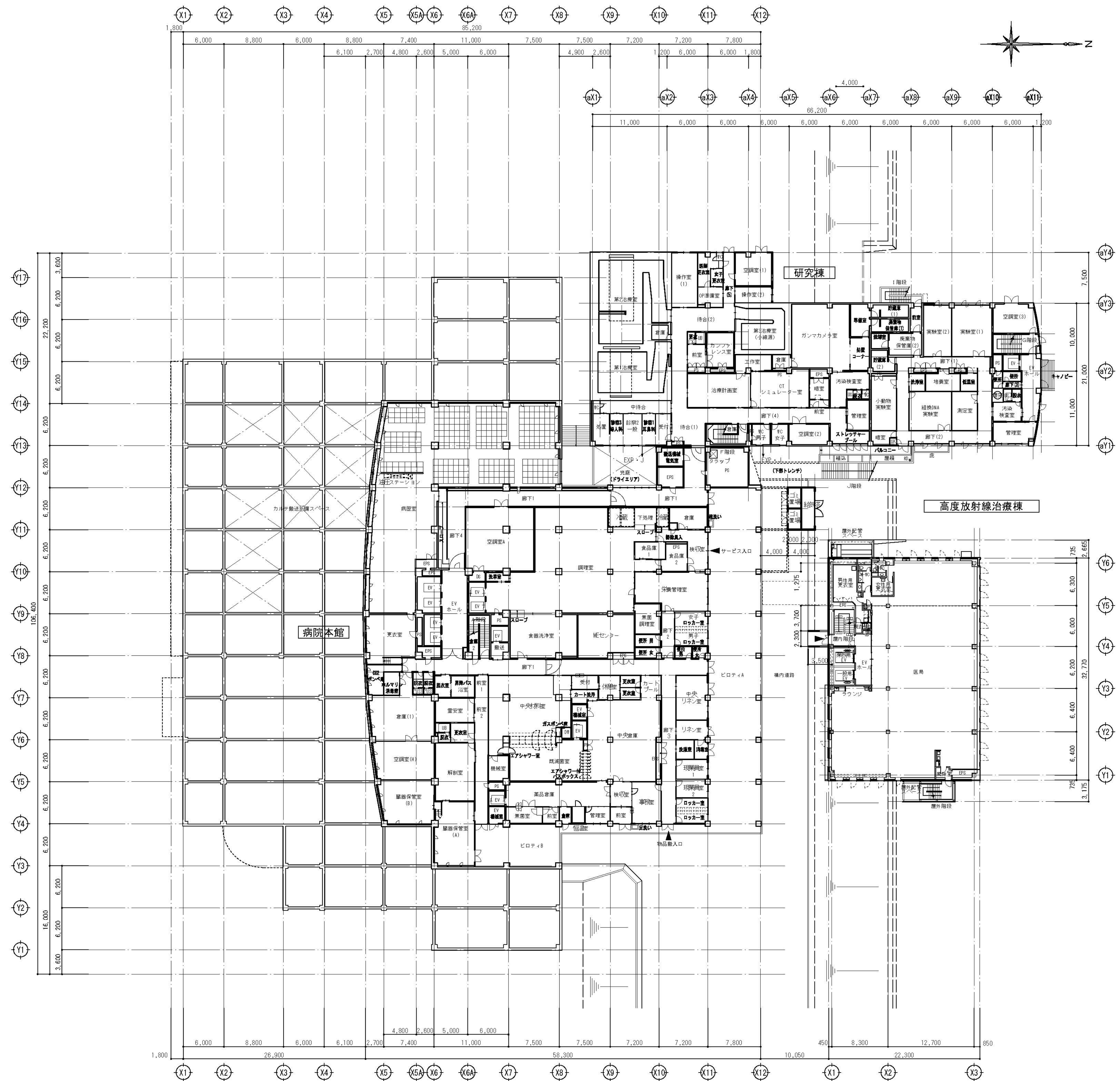
※建築基準法第42条1項1号道路

宮城県立がんセンター

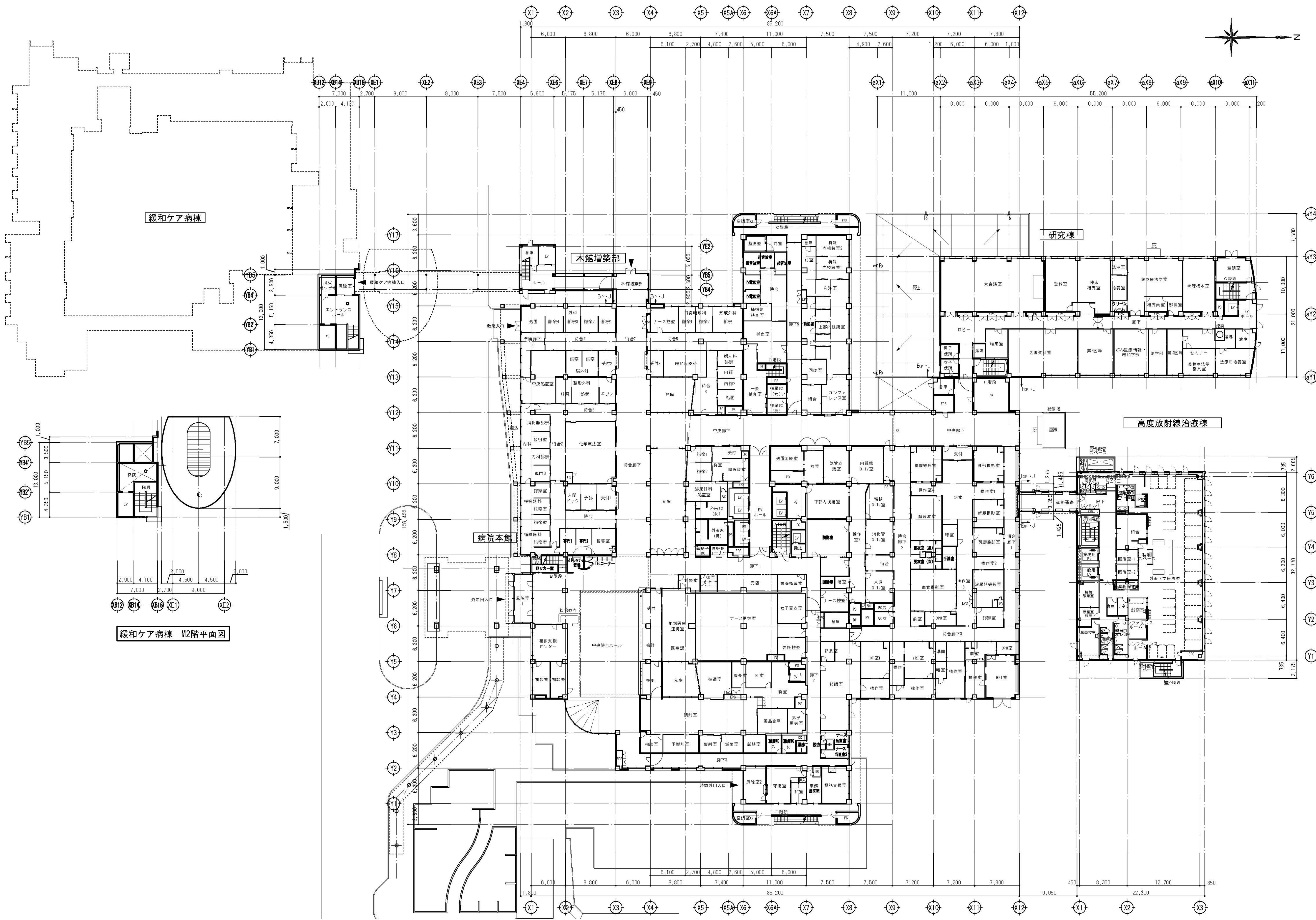
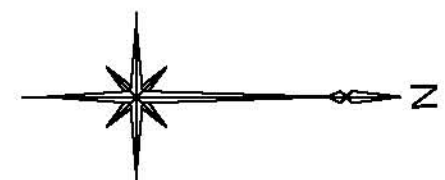
図面内容	全体配置図	図面番号	1007
縮尺	A1:1/600、A3:1/1200	枚/内	1
		区分	建築意匠図











緩和ケア病棟

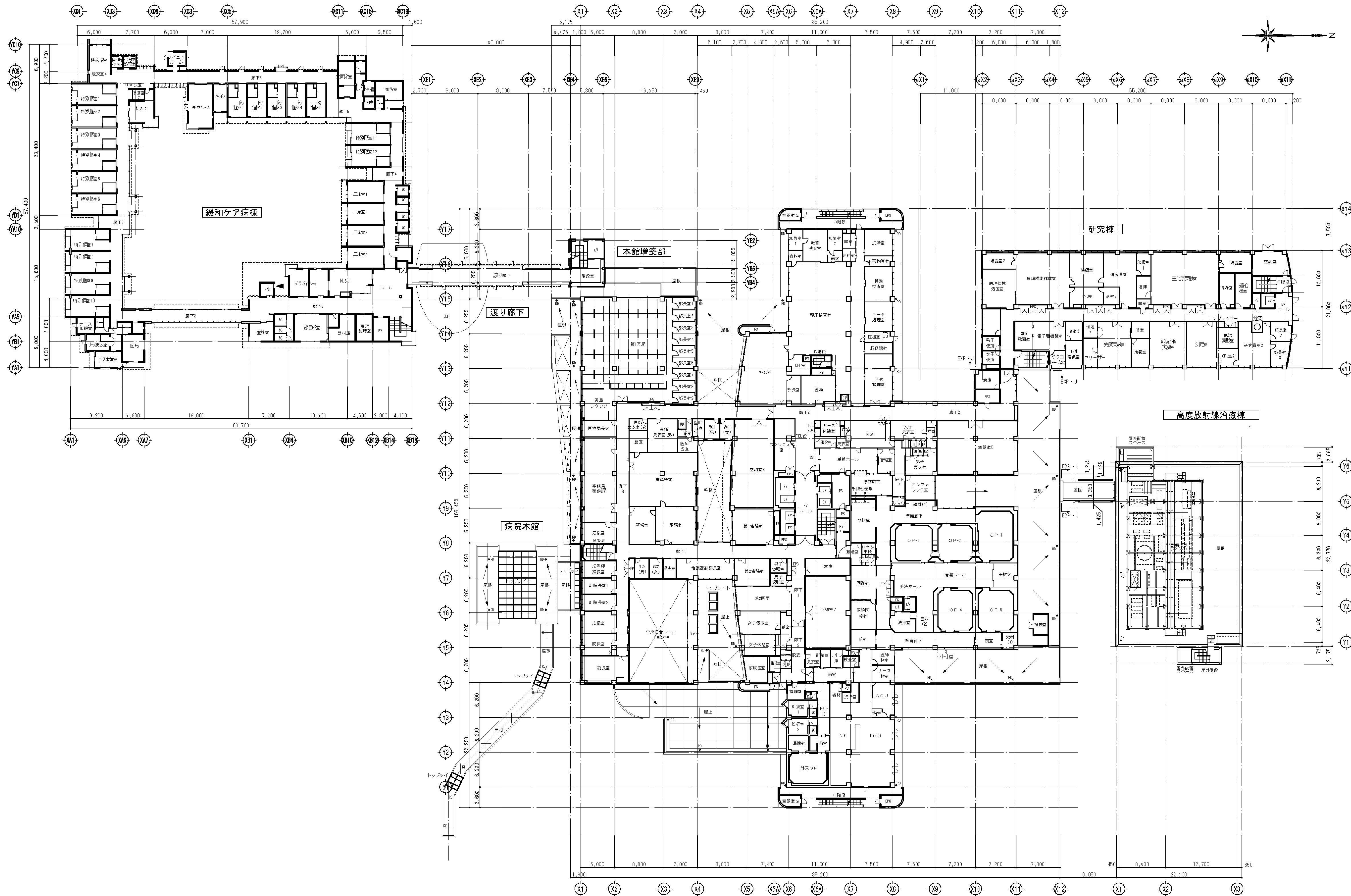
本館増築部

研究棟

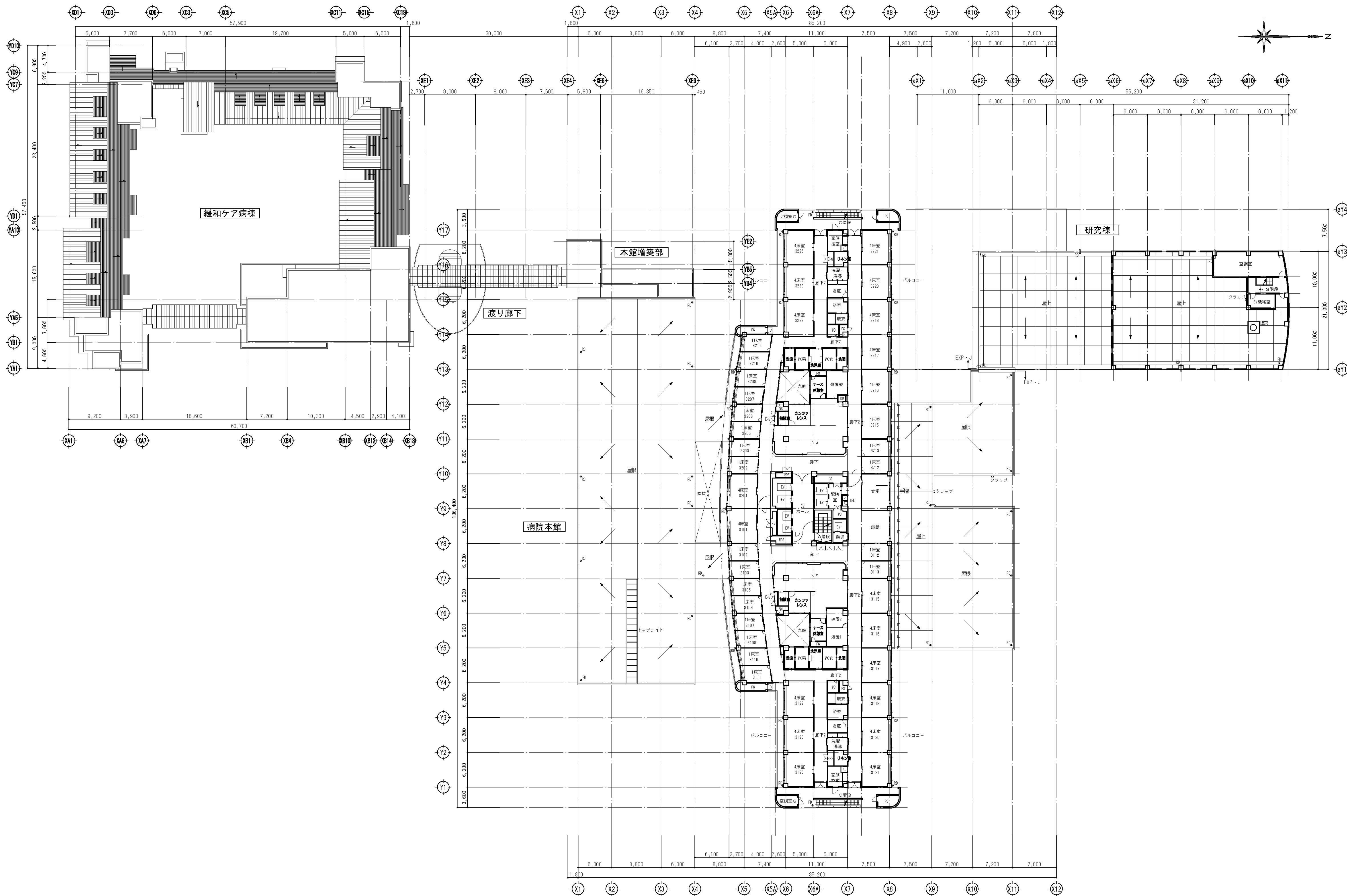
高度放射線治療棟

緩和ケア病棟 M2階平面図



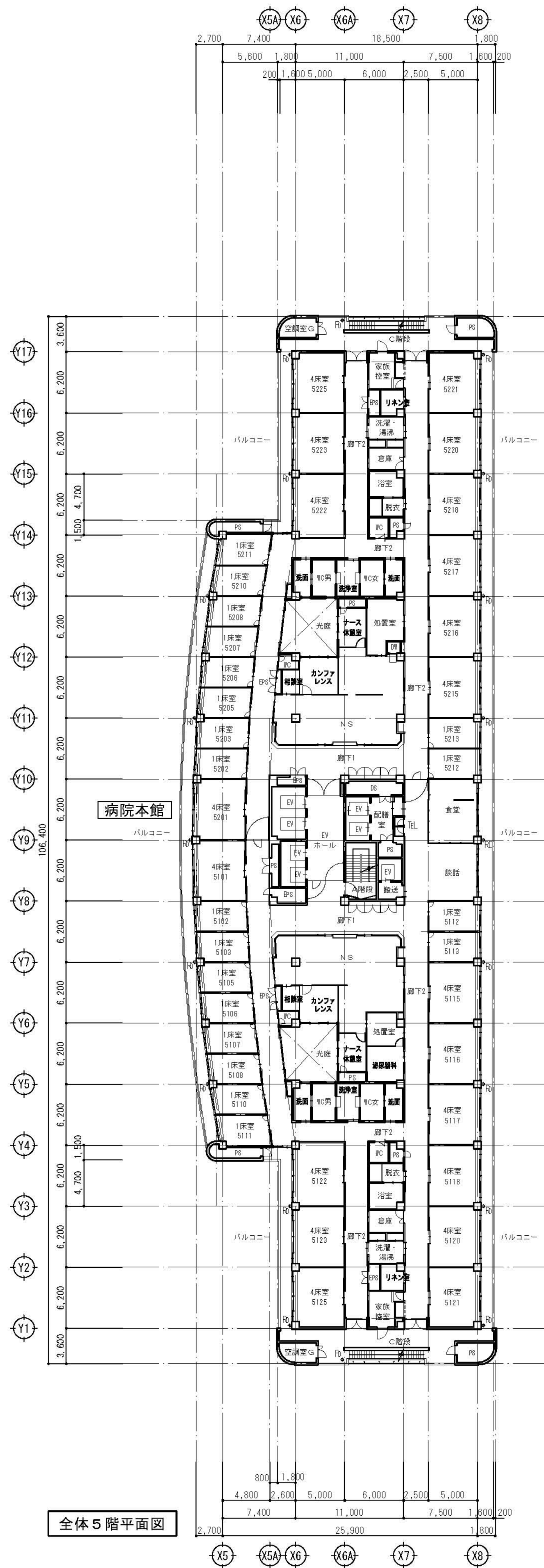




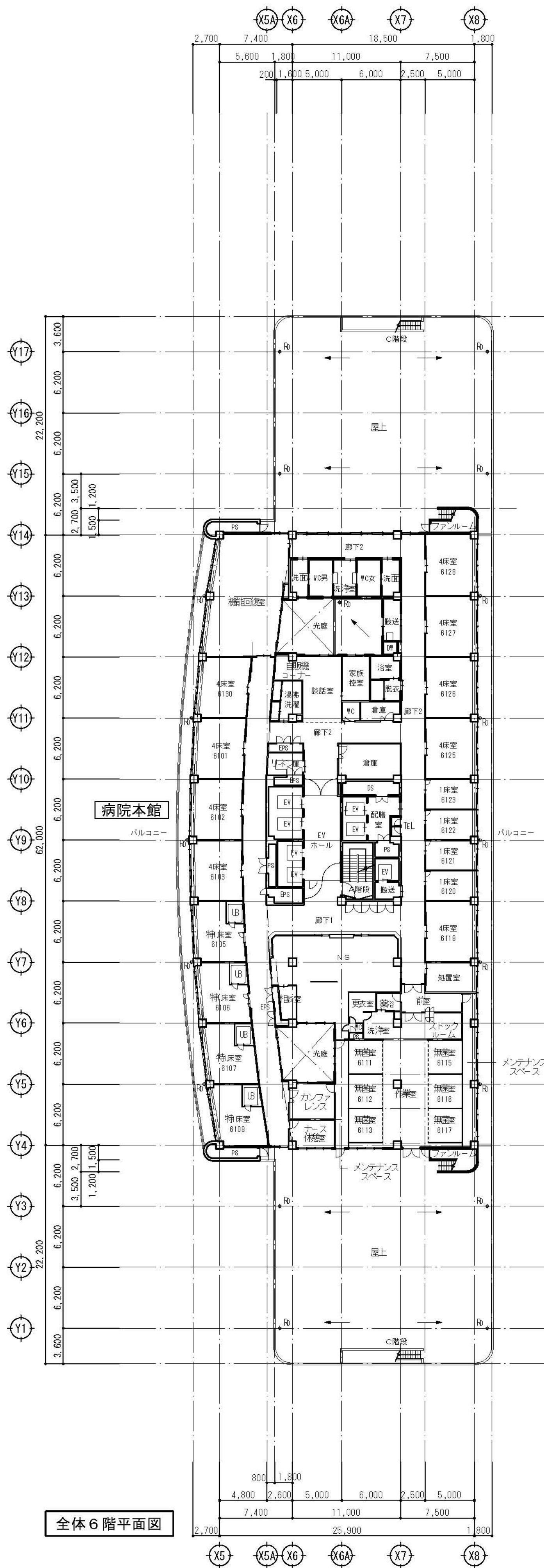




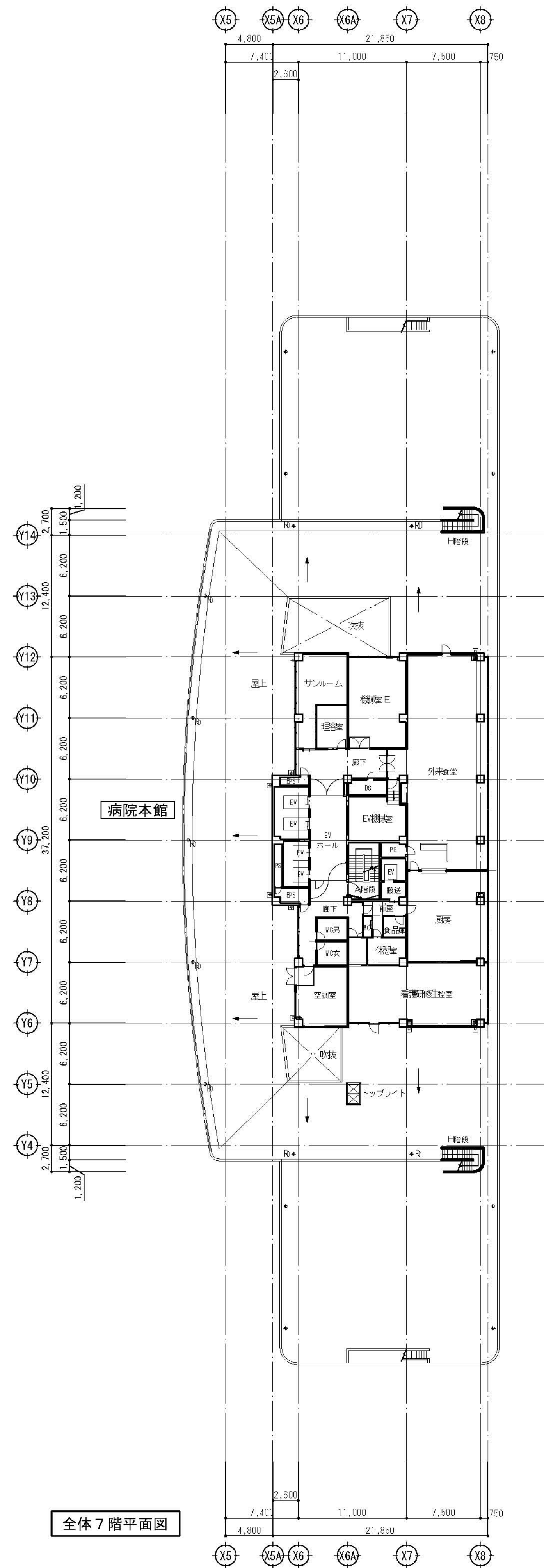




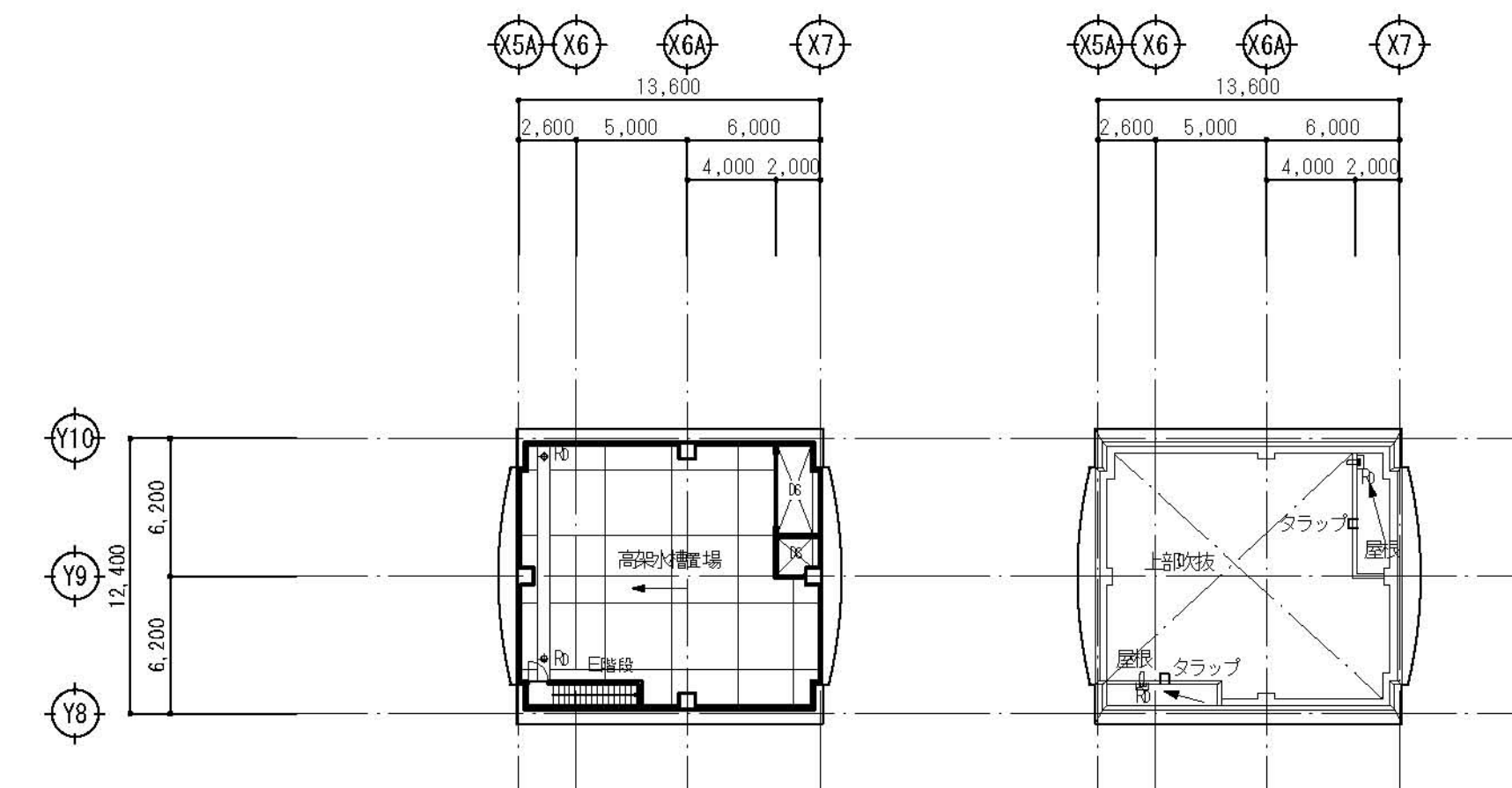
全体5階平面図



全体6階平面図

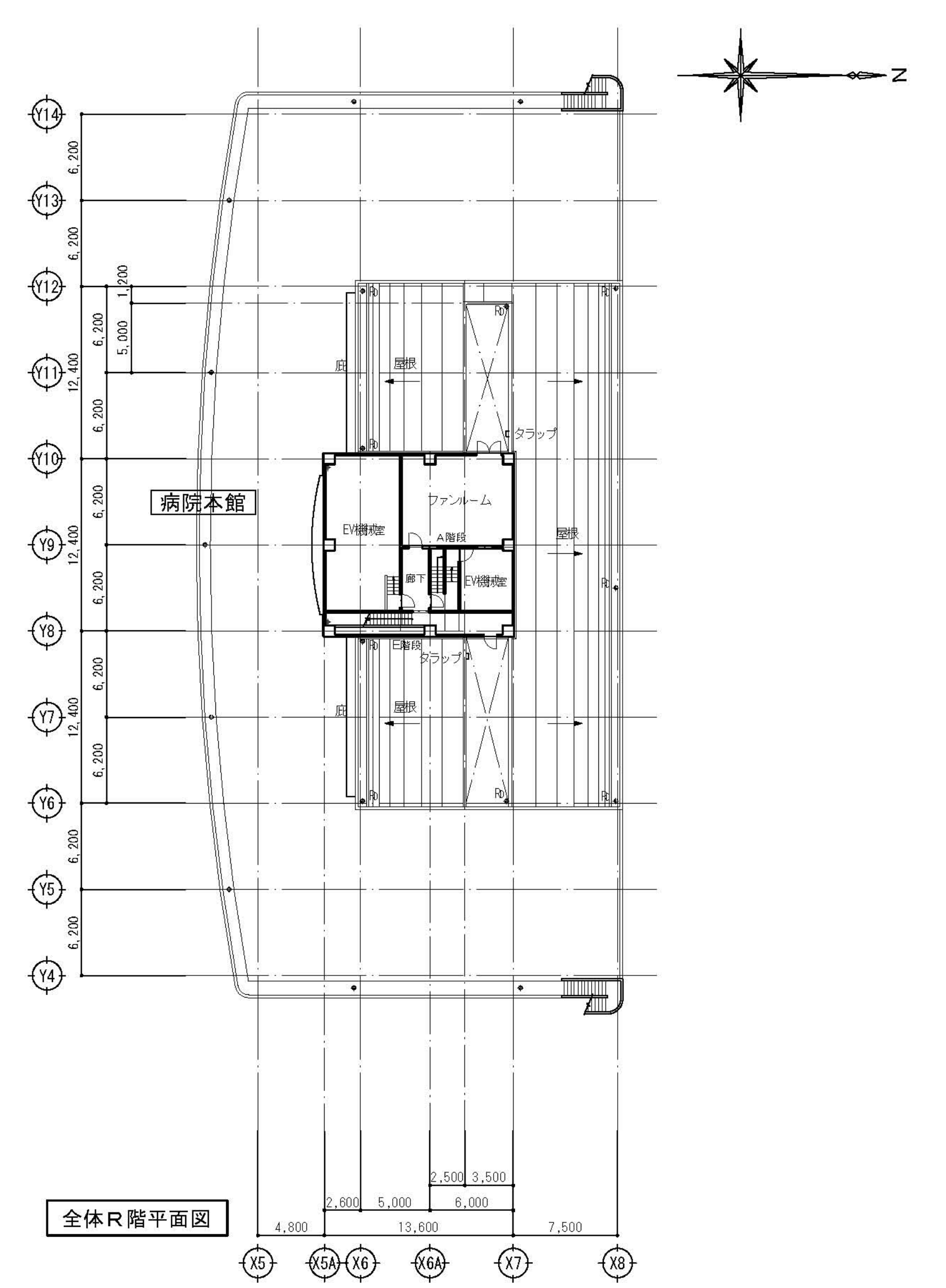


全体7階平面図



全体PH階平面図

全体PH階屋根伏図



全体R階平面図